

第3次名古屋市環境基本計画(案)

はじめに

環境基本計画は、本市の環境面における総合的な計画です。本市では、1999年に名古屋市環境基本計画を策定し、その後、市民協働による大幅なごみ減量の達成や「愛・地球博」による環境意識の高まりなどを踏まえ、2006年に第2次環境基本計画を策定しました。第2次計画では、ごみの減量で培った市民・事業者・行政の「協働」を共通の基盤として、「健康で安全な都市」「循環する都市」「人と自然が共生する快適な都市」「地球環境保全に貢献する都市」の4つの都市の実現をめざしてきました。

この第2次計画が2010年度に目標年度を迎えたことから、2020年(平成32年)度を目標年度とする第3次環境基本計画を策定します。この第3次計画では、2050年を見据えた「水の環復活」「低炭素都市」「生物多様性」の3つの長期戦略を踏まえて「2050年の環境都市ビジョン」を描き、それに向けた今後10年間の施策の方向性と主な施策を示しています。

なごやには、植物が育ちやすい温暖な気候や、身近な河川や広い道路、充実した公共交通があります。ものづくりの伝統や大幅なごみ減量を達成した市民協働パワーがあります。一方、現在、緑地の減少、生物多様性の劣化、地球温暖化などの数多くの課題を抱えています。第3次計画では、こうした課題の解決に向けて、気候、地形などの自然環境だけでなく、自然との関わりの中で営まれてきた生活、歴史、文化、産業など、なごやの「風土」の強みを活かした施策を推進します。

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、自然の持つ脅威を実感させました。そして、自然エネルギー等の再生可能エネルギーを利用していくことの重要性和、ライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、省エネルギーを進めることの大切さを再認識させる出来事でした。この貴重な教訓を活かし、この計画に掲げた施策を着実に進め、「2050年の環境都市ビジョン」の実現に向けた大切な第一歩を踏み出していきたいと思ひます。

目 次

第1部	計画の策定にあたって	1
第1章	計画策定の背景と位置づけ	2
1	計画策定の背景	2
2	計画の期間	4
3	計画の役割と位置づけ	5
4	計画の対象地域	7
第2章	第2次環境基本計画の評価と課題	8
第2部	なごやの風土と2050年に向けた主な課題	13
第1章	なごやの風土	14
1	自然環境	14
2	都市の成り立ちと歴史	17
3	暮らし・産業	21
4	人・コミュニティ	25
5	まとめ	26
第2章	2050年に向けた主な課題	27
1	社会情勢の変化	27
2	人間活動に起因する課題	29
3	主な課題のまとめ	36
第3部	2050年の環境都市ビジョン	39
第4部	2020年に向けた施策の大綱	47
第1章	2020年に向けた目標と6つの視点	48
1	2050年の環境都市ビジョンをめざして	48
2	2020年目標	48
3	2020年に向けた視点	50
第2章	施策の体系	53
第3章	4つの環境都市像の共通基盤	54
第4章	4つの環境都市像を実現するための取組	65
1	健康安全都市	65
2	循環型都市	71
3	自然共生都市	76
4	低炭素都市	85
第5部	計画の推進	93

コラム

名古屋議定書・愛知目標	3
バックカスティング	4
名古屋市環境基本条例	6
生物多様性	16
観光と生物多様性	20
エコライフ	22
市民がのぞむ2050年のなごやの環境像[1000人アンケート]	46
風土	49
市内の先進技術導入事例(ユメリア徳重)	88

第 1 部

計画の策定にあたって

第 1 部では、第 3 次名古屋市環境基本計画を策定するにあたっての背景・社会情勢、本計画の役割や位置づけ、計画の期間、対象地域など、計画の前提や基本的な事項について整理します。

第1章 計画策定の背景と位置づけ

1 計画策定の背景

本市では、1996年3月に「名古屋市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、1999年8月に「名古屋市環境基本計画」を策定しました。

一方、本市は、渡り鳥の重要な飛来地である「藤前干潟」の埋立計画を1999年1月に撤回し、同年2月に「ごみ非常事態宣言」を発表、市民総ぐるみでごみ減量に取り組み、大幅なごみ減量を達成しました。こうした、ごみ減量の取組や「愛・地球博」の開催を通して、環境問題に対する市民意識は高まってきました。

さらに持続可能なまちづくりを進めて、2010年度を目標年度とした「第2次名古屋市環境基本計画」を2006年7月に策定し、様々な施策の展開に努めてきました。

この「第3次名古屋市環境基本計画」は、「第2次名古屋市環境基本計画」が目標年次を迎えたことから、以下に示す本市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、策定するものです。

○新たな環境汚染物質への対応

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、特に粒径の小さいものがぜんそくなどの健康影響を及ぼしていることを示す科学的知見が蓄積され、微小粒子状物質PM2.5¹として2009年9月に環境基準が定められました。

本市においても、PM2.5の監視体制を充実させるとともに、大気汚染・水質汚濁にかかる環境基準・環境目標値の達成に向けた一層の取組が求められています。

○ごみ減量への取組の推進

本市は、1999年2月の「ごみ非常事態宣言」を契機とする、市民・事業者・行政の協働によるごみ減量への取組をさらに推進するため、2008年5月に「第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。「ごみも資源も、減らす、生かす」を基本方針に循環型社会の実現をめざしています。

○COP10の開催

2010年10月には、「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）²」が本市で開催されました。COP10では、遺伝資源へのアクセスと利益配分の国際ルールである「名古屋議定書」や人類と自然の共生を目指す2050年と2020年に向けた長短期の世界共通目標である「愛知目標（愛知ターゲット）」などが採択され、世界の国々が生物多様性の保全とその持続可能な利用に向けて取組を進める土台を整えることができました。

一方、地方自治体については、本市が愛知県とともに開催したCOP10関連会議の「生物多様性国際自治体会議」において、生物多様性を保全するために自治体が積極的に行動を起こすことなどを盛り込んだ「愛知・名古屋宣言」が採択されました。COP10が開催されたホスト市としても、生物多様性の保全に向けて、率先して行動していく役割が求められています。

○地球温暖化の防止

気候変動問題への対応として、2010年12月に「気候変動枠組み条約第16回締約国会議（COP16）」が開催され、京都議定書に定めのない2013年以降の地球温暖化対策について、新たな国際合意に向けた議論が進められています。

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴い東京電力及び東北電力管内で実施された計画停電等は、自然エネルギーなどの再生可能エネルギー³利用の重要性とともに、ライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、省エネルギーを進めることの大切さを再認識させる大きな教訓となりました。

○名古屋市における2050年を見据えた戦略の策定

本市では、めざすべき2050年の将来像を描き、その実現に向けた道筋を探るバックカスティング手法により、3つの戦略を策定しました。

- ・水の環復活 2050 なごや戦略（2009年3月策定）
- ・低炭素都市 2050 なごや戦略（2009年11月策定）
- ・生物多様性 2050 なごや戦略（2010年3月策定）

これらの戦略は、今後のなごやの環境を考えていくうえでの道しるべとなるべきものです。

コラム

名古屋議定書・愛知目標

◆名古屋議定書

正式には「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書」といいます。遺伝資源の利用により生じた利益を公正かつ衡平に配分することで、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に貢献することを目的としています。

遺伝資源の提供国と利用国との意見対立が続き、交渉が難航していたことから、会議最終日に日本が議長案を提示し、採択されたものです。

◆愛知目標

達成できなかった「2010年目標」に代わる新しい戦略計画として採択されたのが「愛知目標（愛知ターゲット）」です。

愛知目標は、2050年までの「ビジョン（展望）」と2020年までの「ミッション（使命）」、さらに5つの戦略目標内に示されている全20項目の個別目標で構成されています。個別目標の中では、生物多様性の価値を“国家勘定または報告制度に組みこむ”ことをめざす目標や、少なくとも陸域の17%・海域の10%を保護地域に設定することをめざす目標が目立っています。

- 1 PM2.5：大気中を浮遊する粒径2.5 μm（マイクロメートル：1000分の1ミリメートル）以下の微小粒子状物質。土ほこりや水滴など自然由来のもののほか、車や工場から出る排ガスの細かな粒子がこれにあたる。
- 2 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）：熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感、人類存続に欠かせない生物資源の消失の危機感などが動機となり、生物とその生息環境を共に保全する包括的な枠組みを設けるため、1992年に国連環境開発会議において生物多様性条約が採択された。2010年10月に第10回締約国会議が本市で開催された。
- 3 再生可能エネルギー：エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

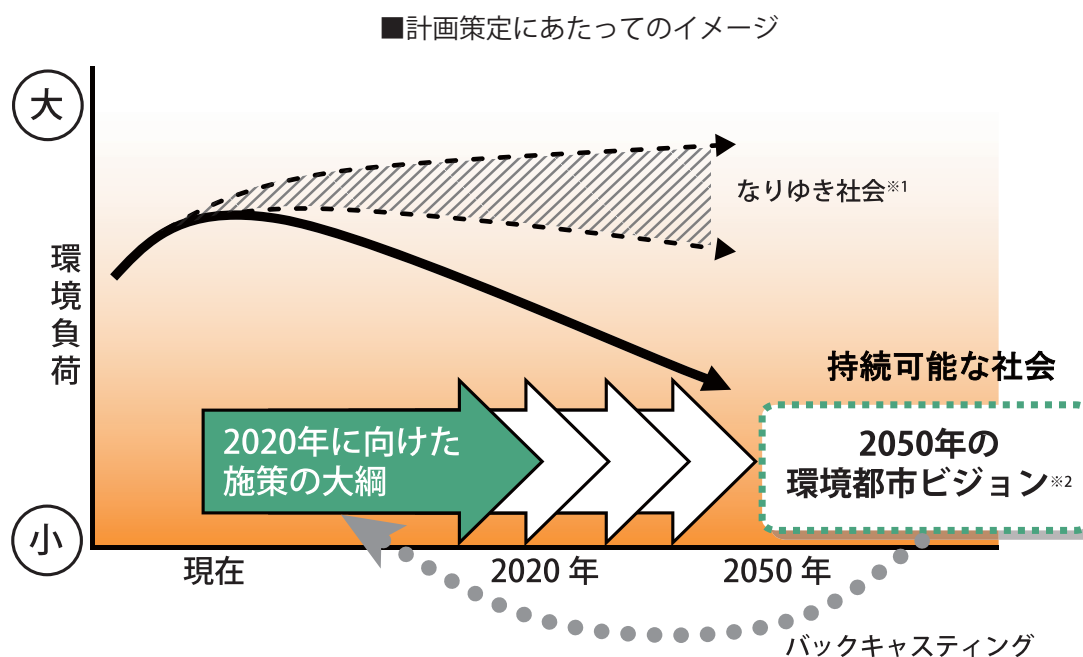
2 計画の期間

長期的な戦略である「水の環復活 2050 なごや戦略」、「低炭素都市 2050 なごや戦略」、「生物多様性 2050 なごや戦略」を踏まえて、2050 年の環境都市ビジョンを描き、2050 年を見据えた今後 10 年間（2020 年度（平成 32 年度）まで）を計画期間とする施策の大綱（施策の方向性と主な施策）を策定します。

なお、本計画は、社会経済情勢や環境に関する技術革新等に大きな変化があった場合には、必要に応じて改定します。

計画の期間

目標年度 2020 年（平成 32 年）



※1 現在のままの環境対策で推移した場合の社会のこと。

※2 第3次名古屋市環境基本計画は2050年の環境都市ビジョンもあわせて示しています。

コラム

バックカスティング

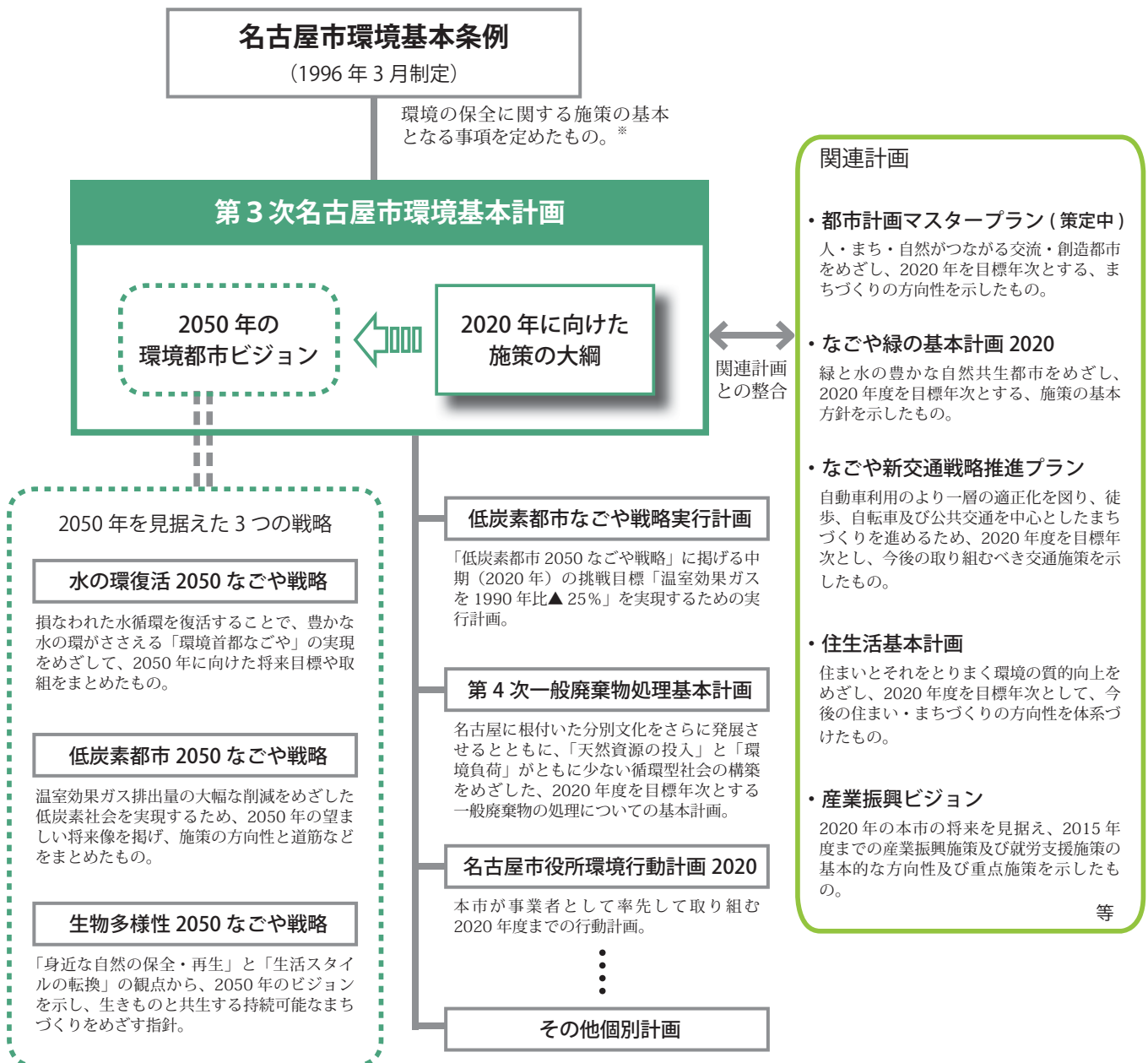
望ましい社会の構築に向け、目指すべき将来像を描き、その実現に向けた取組の方向性や道筋がどうあるかを探る手法を、バックカスティングといいます。

本計画では、望ましい社会の構築に向け、2050年のめざすべき将来像を描き、将来像を実現するために、今から10年後の2020年に向けて何に取り組むべきかを策定します。

3 計画の役割と位置づけ

本計画は、環境基本条例（P6 コラム参照）前文に掲げられた「すべての市民の参加と協働により、人と自然が共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人と都市の活動を環境への負荷の少ないものに変えていくことにより持続的発展が可能な社会をつくりあげていく」という理念の実現に向け、本市が環境行政を推進する上で、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画です。

■第3次名古屋市環境基本計画の位置づけ



※名古屋市環境基本条例（抜粋）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（略）

名古屋市環境基本条例

名古屋市環境基本条例は、現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたものです。

(1996年3月制定)

前文（抜粋）

わたくしたちは、良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立っている。わたくしたちは、このことを深く認識し、すべての市民の参加と協働により、人と自然が共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人と都市の活動を環境への負荷の少ないものに変えていくことにより持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

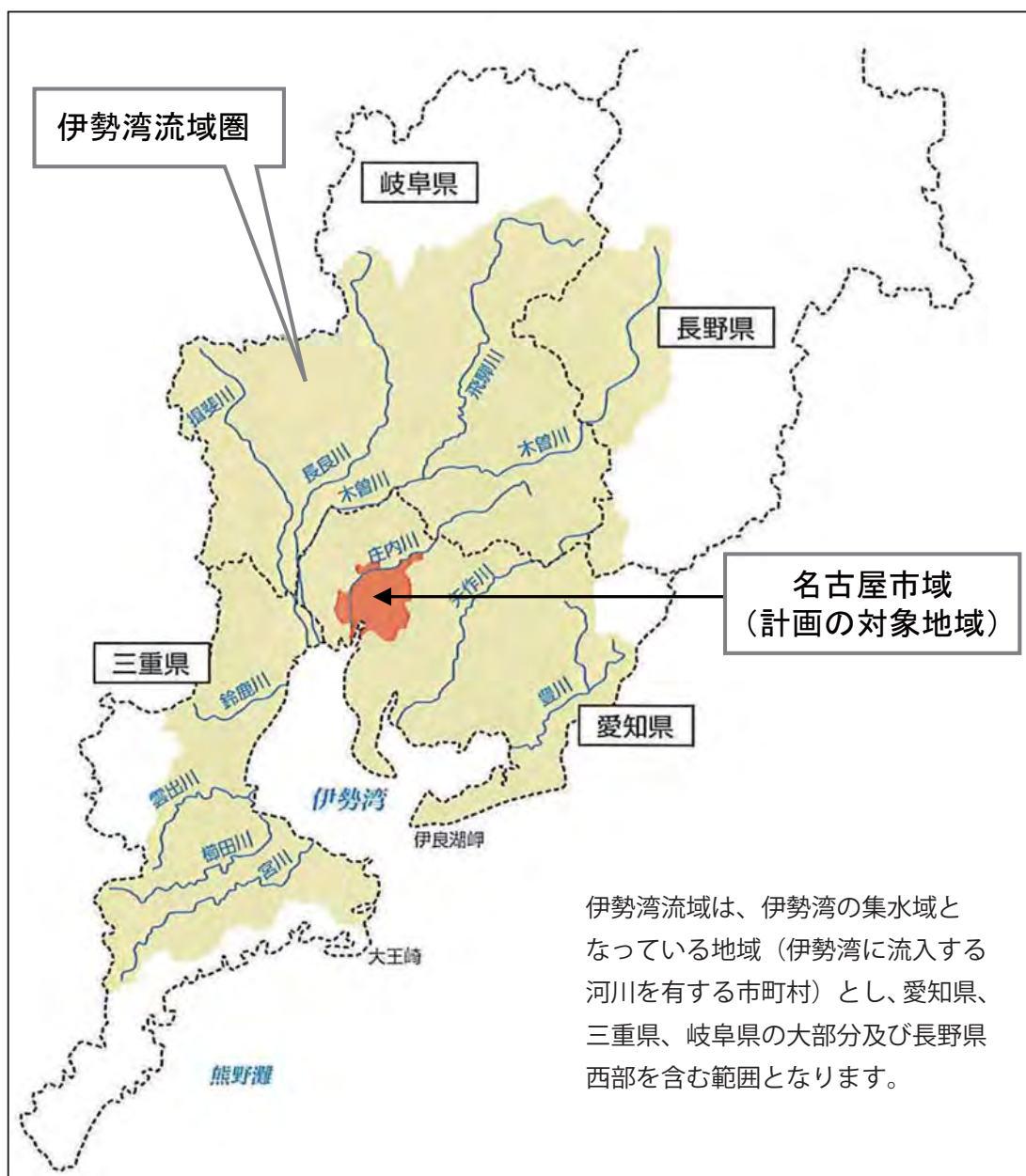
4 計画の対象地域

本計画の対象地域は名古屋市域を基本とします。

また、望ましい環境都市を実現するためには、土・水・緑といった健全な自然の基盤が不可欠であり、水、森の木材、食糧など流域圏の生産物の利用、流域単位での人的交流といった社会経済面での結び付きを深めるなど、河川の流域全体を意識して取組を進めることが大切です。

そのため、伊勢湾流域圏についても、一体的な圏域にとらえ、積極的に連携・交流を進めます。

■対象地域



第2章 第2次環境基本計画の評価と課題

(1) 第2次環境基本計画の評価

第2次環境基本計画の28ある指標項目のうち、14項目で目標を達成しています。
また、達成に近づいている指標を含めると75%の進捗がみられ、全体としては概ね順調に改善を図ることができたと考えています。

以下に第2次環境基本計画の指標の目標と実績を示します。

■第2次環境基本計画の評価

個別目標	分類※2	指標項目の目標 (目標年度：2010年度)	計画策定時のデータ	2010年度実績	評価※1
健康で安全な都市	大気環境と水環境の保全	大気汚染に係る環境目標値(二酸化窒素)の達成率を50%以上にする	10.3% (2005年度)	77.8%	☆☆☆
		水質汚濁に係る環境目標値(BOD)の達成率を100%にする	73.3% (2005年度)	72.0%	*
	健康で安全な生活環境の確保	自動車騒音の環境基準達成率(定期監視地点)を向上する	昼間 85% 夜間 70% (2004年度)	昼間 90% 夜間 84%	☆☆☆
		1cm以上の地盤沈下域面積を0km ² にする	3.3km ² (2004年度)	0 km ²	☆☆☆
	環境リスクの低減	PRTR法※3に基づく化学物質の届出排出量の合計を低減する	3,000トン/年間 (2004年度)	1,500トン/年間 (2009年度)	☆☆☆
循環する都市	ごみを出さないライフスタイルの促進	ごみと資源の総排出量を107万トン以下に抑制する	108万トン (2004年度)	97万トン	☆☆☆
	廃棄物対策	ごみ処理量を65万トン以下にする	70万トン (2005年度)	62万トン	☆☆☆
		埋立量を4万トン以下にする	10万トン (2005年度)	5.6万トン	☆☆
		産業廃棄物排出量を244万トン以下にする	337万トン (2002年度)	358万トン (2007年度)	*
		産業廃棄物の減量化・資源化量を214万トン以上にする	309万トン (2002年度)	339万トン (2007年度)	☆☆☆
		産業廃棄物の最終処分量を30万トン以下にする	28万トン (2002年度)	19万トン (2007年度)	☆☆☆
	「なごや交通戦略」の推進	公共交通と自動車の利用割合を「4：6」とする	3：7 (2001年度)	36：64 (2007年度簡易調査)	☆☆
	交通・物流対策	主要道路における自家用自動車通過台数を2001年度と比べて10%削減する	1%増 (2004年度)	6%減 (2009年度)	☆☆
		整備中路線における自動車の平均旅行速度を23km/hにする	20km/h (2004年度)	22.5km/h	☆☆
		市内の低公害・低燃費車普及台数を90万台にする	約25万台 (2004年度)	約67万台	☆☆
		アイドリング・ストップ実施率を向上する	49.7% (2004年度)	85%	☆☆☆

■第2次環境基本計画の評価

個別目標	分類※2	指標項目の目標 (目標年度：2010年度)	計画策定時のデータ	2010年度実績	評価※1
人と自然が共生する快適な都市	緑豊かなまちづくり	市民1人あたりの都市公園等の面積を10m ² に増加する	9.2m ² (2005年4月現在)	9.4m ²	☆
	魅力ある快適なまちなみづくり	公共・公益施設の屋上・壁面緑化を増加する	累計10,072m ² (2004年度)	累計16,174m ²	☆☆☆
		市民参加によって景観づくりをすすめている地域数を11地域とする	9地域 (2005年度)	10地域	☆
	自然環境保全と災害対策	公共施設の雨水貯留浸透施設における貯留量を増加する	累計336,775m ³ (2004年度)	累計378,375m ³	☆☆☆
地球環境保全に貢献する都市	家庭・オフィス・自動車からの二酸化炭素排出量削減	二酸化炭素排出量を1990年と比べて10%削減する	8.7%増 (2002年)	7.6%減 (2008年)	☆☆
	地球温暖化防止	温室効果ガス排出総量を1990年と比べて10%削減する	4.9%増 (2002年)	11.0%減 (2008年)	☆☆☆
	地球環境問題への取組	JICA※4研修生の受入数を累計80人にする	累計59人 (2005年度)	累計186人	☆☆☆
協働	「環境首都なごや」を支える人づくり・人の輪づくり	環境問題に関する講習会やセミナーに参加する人の割合が20%になる	14.4% (2003年度)	6.0%	*
	協働の促進	環境に関する分かりやすい情報発信について「十分」だと思う人の割合を10%にする	2% (2004年度)	6.9%	☆☆
	環境にやさしいライフスタイル	エコライフに取り組んでいる世帯の割合を約8割にする	約5割 (2003年度)	約6割	☆
	環境にやさしい事業活動	エコ事業所認定数を2,000事業所にする	579事業所 (2005年度)	1,284事業所	☆
		ISO14001認証取得支援事業を利用した中小企業のうち、実際に認証取得した企業の割合を33.3%にする	27.5% (2004年度)	38.4% (2006年度)※5	☆☆☆

※1 評価

☆☆☆ 達成しました (100%以上) ☆☆☆ 改善の傾向にあり目標達成に近づいています (60%以上100%未満) ☆☆☆ 改善の傾向にありますが、更なる努力が必要です (20%以上60%未満) * 改善の傾向にありません (20%未満)

評価計算式：(2010年度実績－計画策定時のデータ) ÷ (目標値－計画策定時のデータ)

※2 分類欄の太字は、リーディングプロジェクト（特に重要で、他の施策を推進するうえで先導的な役割を果たす施策）です。

※3 PRTR法：「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号）の略称。全国の企業にどのような化学物質を1年間にどれだけ環境中に排出したか、あるいは廃棄物として移動させたかを報告させ、国がその結果を集計、公表する仕組み。

※4 JICA：独立行政法人国際協力機構のこと。開発途上国の支援や政府開発援助（ODA）などを行う機関。

※5 認証取得支援事業を廃止したため、2006年度の実績を記載しています。

（２）指標の評価と課題

☆☆☆（達成しました）、☆☆（改善の傾向にあり目標達成に近づいています）と評価した項目については、引き続き改善を図りつつ施策を進めていきます。リーディングプロジェクト及び評価の低かった、☆（改善の傾向にあります、更なる努力が必要です）＊（改善の傾向にありません）と評価した項目について、次記のとおり評価し、課題を整理します。

ア 「大気環境と水環境の保全」について

大気汚染の指標は目標を達成しています。河川の水質汚濁は目標を達成していません。その理由として、河川への水質汚濁物質の流入や隣接する海域の影響、気象の影響など、様々な要因が考えられます。

本市では、今後も引き続き関係機関と連携して、伊勢湾の水質改善に取り組むとともに、河川の汚濁防止対策を進めるため、下水道の整備などの生活排水対策や、事業者等に対し水質汚濁物質の排出削減の指導を行う必要があります。また、PM2.5 など新たに環境基準が定められた項目の監視体制の充実が必要です。

イ 「ごみを出さないライフスタイルの促進」及び「廃棄物対策」について

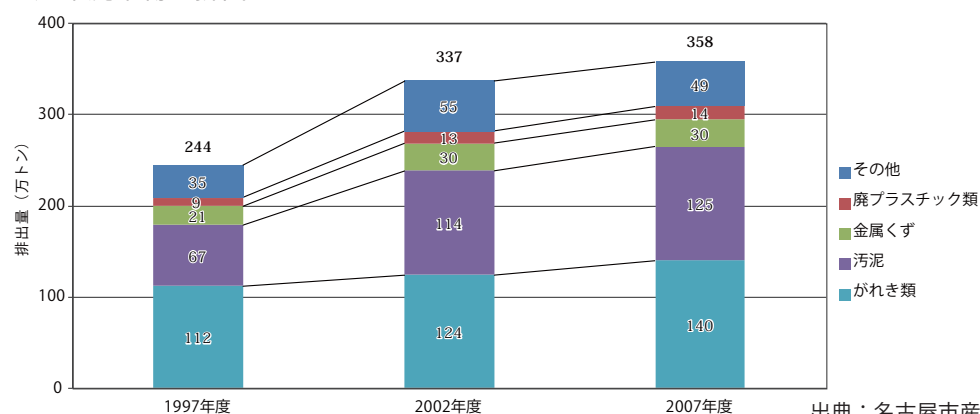
一般廃棄物については、ごみと資源の総排出量などは、目標値を概ね達成し、順調に取り組が行われています。今後とも、第４次一般廃棄物処理基本計画に掲げる「ごみも資源も、減らす、生かす」の基本方針のもと、発生抑制をはじめとする継続的な取組が必要です。

産業廃棄物の排出量は 2002 年度、2007 年度とも 1997 年度実績を基準とした目標値に対して、大幅に上回っていました。これは、製造業、建設業等からの産業廃棄物の排出量が増加したことが要因と考えられます。一方、産業廃棄物の減量化・資源化量の増加量はそれを上回っていることから、リサイクルの取組は進んでいるといえます。

今後も引き続き、事業者等に対する立入検査等により排出抑制や建設リサイクル法などに基づく減量化・資源化がさらに促進されるよう指導する必要があります。

また、循環型社会の実現に向けて、希少金属やバイオマス¹などの循環活用の施策を検討する必要があります。

■産業廃棄物の排出量



出典：名古屋市産業廃棄物実態調査より作成

1 バイオマス：生物由来の有機性資源のことで、農作物の非食部や林地残材、製材所の残材、食品廃棄物、家畜排せつ物などのこと。

ウ 「『なごや交通戦略』の推進」について

公共交通と自動車の利用割合は2007年度の簡易調査では36：64となり、2001年度と比べて自動車交通から公共交通への転換が進み、一定の成果をあげています。

しかし依然として自動車利用の割合が多い状況にあるため、引き続き各種施策を継続する必要があります。さらに、新たに策定しました「なごや新交通戦略推進プラン」に基づき、環境にやさしい交通手段である自転車についても、走行空間の整備促進を図るなどの取組を進める必要があります。

エ 「緑豊かなまちづくり」について

市民1人当たりの都市公園等の面積は微増で目標値には至っていません。これは、この間、都市公園等が73.3ha増加した一方で、人口も増加したためです。

都市公園の整備や屋上・壁面緑化などが進む一方で、農地や民有樹林など既存の緑被地の減少が続いています。今後は既存の緑地を保全しつつ、緑化地域制度等を活用した緑の創出が、生物多様性の視点からも一層重要となります。

オ 「魅力ある快適なまちなみづくり」について

市民参加によって景観づくりをすすめている地域数の目標は達成していませんが、2005年度の計画策定時、都市景観整備地区をより実効性の高い都市景観形成地区に移行する[※]など、取組を充実しています。今後は、新たな都市景観形成地区の指定に向けた手続きを進める一方、市民参加によって景観づくりをすすめる地区の掘り起こしや支援等の方策を講じる必要があります。

※ 「都市景観整備地区」では、すぐれた都市景観を創造・保全するために建築行為等の事前届出と助言・指導などを実施してきました。

「都市景観形成地区」は、都市景観整備地区より実効性を高めた制度となっています。景観形成基準に適合しない建築行為・工作物新設等の届出に対し勧告や公表を、無届等に対して罰則規定を定めています。特に、屋外広告物については、一部の景観形成基準に適合していないものは許可されなくなりました。

カ 「家庭・オフィス・自動車からの二酸化炭素排出量削減」について

二酸化炭素排出量の削減（1990年比）は、電力会社の電力原単位削減努力に加え、市民・事業者のエネルギー消費量の減少等により概ね順調に進んでいます。

しかし、仮に世界全体で温室効果ガスの排出量を2050年までに半減するには、世界の人々の1人あたり排出量を同じ値にするならば、日本全体で8割削減しなければなりません。このため、自然エネルギーなどの再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進が大切です。

キ 『『環境首都なごや』を支える人づくり・人の輪づくり』について

市民、企業、大学、行政の協働により 2005 年度に開講した「なごや環境大学」の講座数、参加者数は伸びており^{*}、環境学習の意欲の広がりが見られます。しかし、市民意識のアンケート調査結果では、「環境問題に関する講習会やセミナーに参加している」と答えた人の割合は目標を達成していません。講習会等への参加から、さらに環境保全行動につながっている可能性もありますので、指標の設定の工夫をする必要があります。

※ なごや環境大学の講座参加者の推移

2006 年度: 110 講座 11,002 人	2009 年度: 152 講座 20,836 人
2007 年度: 133 講座 17,739 人	2010 年度: 173 講座 20,901 人
2008 年度: 138 講座 18,381 人	

ク 「環境にやさしいライフスタイル」について

エコライフに取り組む世帯割合については「環境ラベルのある商品の購入」「照明を省エネタイプに替える」等の取組を行っている市民の割合が十分でなかったことから目標を達成していません。これは、環境にやさしい商品にはどんなものがあるか、環境にやさしい商品の購入がどれくらい環境保全に寄与しているか、消費者である市民に十分伝えきれていないためと思われます。東日本大震災後、日常生活において省エネへの関心が高まっていますので、今後、省エネ効果の「見える化¹」などでさらに意識を高めていく必要があります。

ケ 「環境にやさしい事業活動」について

市が認定した環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している事業所（エコ事業所）の数は増加しているものの、目標を達成していません。これは、エコ事業所について事業者に対する PR 不足等が原因と考えられます。ク「環境にやさしいライフスタイル」と同様に、東日本大震災後、事業者においてもエネルギー消費の少ない事業活動への取組がさらに広がりました。その状況を踏まえると、ステップアップ制の導入などにより、エコ事業所の魅力をさらに高め、事業所への省エネルギー訪問相談の際の啓発活動などにより働きかけを進めていく必要があります。

1 見える化：省エネ効果やエネルギー使用量を数値等で可視化することで、現在の状況を明確にし、改善やさらに高い目標を掲げるきっかけとすること。

第2部 なごやの風土と 2050年に向けた 主な課題

第2部では、なごやの地域特性や現状を踏まえ、風土・社会・人間活動の側面から把握し、整理を行うとともに、2050年に向けた主な課題を整理します。

第1章 なごやの風土

2050年のなごやの環境都市像を描くためには、なごやの自然環境や都市の成り立ちと歴史、暮らし、産業、人、コミュニティを、これまで培ってきたなごやの風土として把握することが必要です。

本章では、現在のなごやの風土について、自然環境、都市の成り立ちと歴史、暮らし、産業、人、コミュニティにおける過去から現在までの変遷や特徴を整理します。

1 自然環境

(1) なごやを取り巻く自然（伊勢湾流域圏）

本市を取り巻く伊勢湾流域圏は、濃尾平野をはじめ豊橋、岡崎、伊勢などの大きな沖積平野が発達しています。そこには木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）、豊川、矢作川、庄内川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川などの大きな河川が流入し、東部丘陵地の自然は三河までつながっています。

特に木曾三川については、中部山岳地域を源に発し、水量豊かな流れが、濃尾平野を貫き伊勢湾へと流れ込んでいます。木曾三川の流域に沿って、奥山・里地里山・里海・外海と多様な生態系を有する豊かな自然があります。

奥山となる中部山岳地域には、木材資源となる木々が豊富に存在しています。これらの木々は澄んだ空気をつくるとともに、山林の地力の維持、水流の保持、自然生物相の保持、鳥獣類の生活の場としての役割を担っています。

里地里山である濃尾平野は、かつて木曾三川上流から沃土が運ばれた肥沃な土地で、農業の生産性が高い平野です。また、木曾三川中流域には、瀬と淵が交互に連なり蛇行する砂礫の河原、下流域には湿地、下流域から河口域の河岸には干潟といった、それぞれの環境に適応した、河川特有の生態系が地域ごとに形成されています。

また、市域の大部分を流域とする庄内川は、岐阜県恵那市に源を発し、矢田川等の支流をあわせて本市の北西部を流下し、伊勢湾に注いでいます。庄内川は、緩やかに蛇行する河道の水際にはヨシ群落などの湿生植物が分布し、河口域の藤前干潟は国内最大級のシギ、チドリ類の渡来地としてラムサール条約¹湿地に登録されるなど、都市河川でありながら、豊かな生態系を育んでいます。

(2) 気候

なごやは暖温帯に位置し、人為的な影響が弱い場合は、シイ・カシなどの常緑広葉樹林が成立する条件にあります。

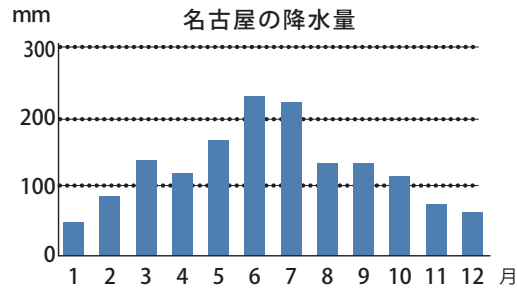
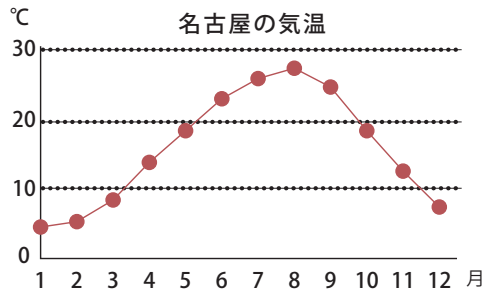
なごやの気候は、市域が外洋から隔たっているため内陸的な傾向があり、太平洋岸の他都市に比べて、寒暑とも厳しいと言われます。

2006年～2010年までの年間平均気温は16.4度ですが、夏は蒸し暑く、最高気温が35度を超える猛暑日が平均で10日近くあります。

降水量は夏季に多く、5月から7月にかけては月間180～230mm前後、冬季は月間50～90mm前後、年間では平年で1,580mm程度です。

¹ ラムサール条約：1971年に締結された条約で、湿地及び水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守ることが目的です。締約国が国際協力により湿地の保全や賢明な利用を進めることが盛り込まれている。

■名古屋市の気温、降水量



※2006年～2010年の5年間の平均気温・降水量です。

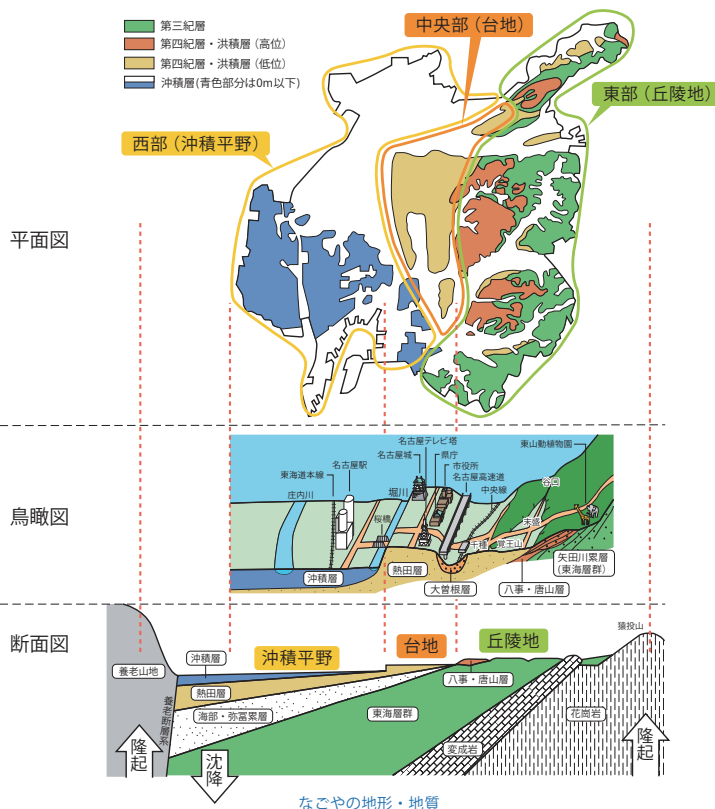
出典：2006年～2010年名古屋地方気象台測定結果

(3) 地形と生態系

本市は、濃尾平野の東端に位置し、東側の丘陵から、台地、低地と西に向かって低くなっていきます。

なごやの生態系は、樹林やため池、農地、河川、干潟など多様であり、様々な種類の生きものによって支えられています。都市化の進行により2010年度には市内の緑被率は23.3%まで減少しましたが、市内には東山の森や西部の水田など、比較的大規模な樹林地や農地が残っています。

■なごやの地形・地質



出典：なごや環境ハンドブック下巻(「なごや環境大学」実行委員会 平成20年)、名古屋の大地とその生い立ちー見てみよう、調べてみよう、郷土の地質遺産(村松憲一 2007年) より作成

西部(沖積平野¹⁾)

西部の平野は、庄内川が南北に貫流しており、広大な水面や河川敷では緑の軸が形成されています。

庄内川下流の西側には、干拓によってつくられた水田が広がっています。

南端部に位置する低地は、2002年11月、ラムサール条約に登録された藤前干潟を含む貴重な自然環境です。潮の干満によって陸化したり水没したり、また海水と淡水が入り混じる感潮域となっており、多様な生物が生息しています。

東部(台地)

中央部の台地は、江戸時代から城下町として発展してきた地域です。

名古屋城や熱田神宮、数多くの社寺、鶴舞公園や白川公園などがこの地域の主要な緑を構成しています。

久屋大通などのボリューム感のある街路樹や堀川・中川運河などの水辺が、緑と水の軸を形成しています。

東部(丘陵地)

東部の丘陵地は、かつては大部分が樹林地と農地で占められていました。

市街地が拡大する中で、現在でも樹林地や農地、ため池が多く残る里山の風景を見ることができます。

東山公園と平和公園からなる「なごや東山の森」一帯は、里山を思い起こさせる樹林が南北に連なる大規模な緑地であり、湿地が点在し貴重な動植物が生息する場となっています。

また、標高50～100mの丘陵地の中で、北東端に位置する東谷山は、市域では最高所にあたり、変化に富んだ地質や地形は、多くの生物を育む貴重な自然です。

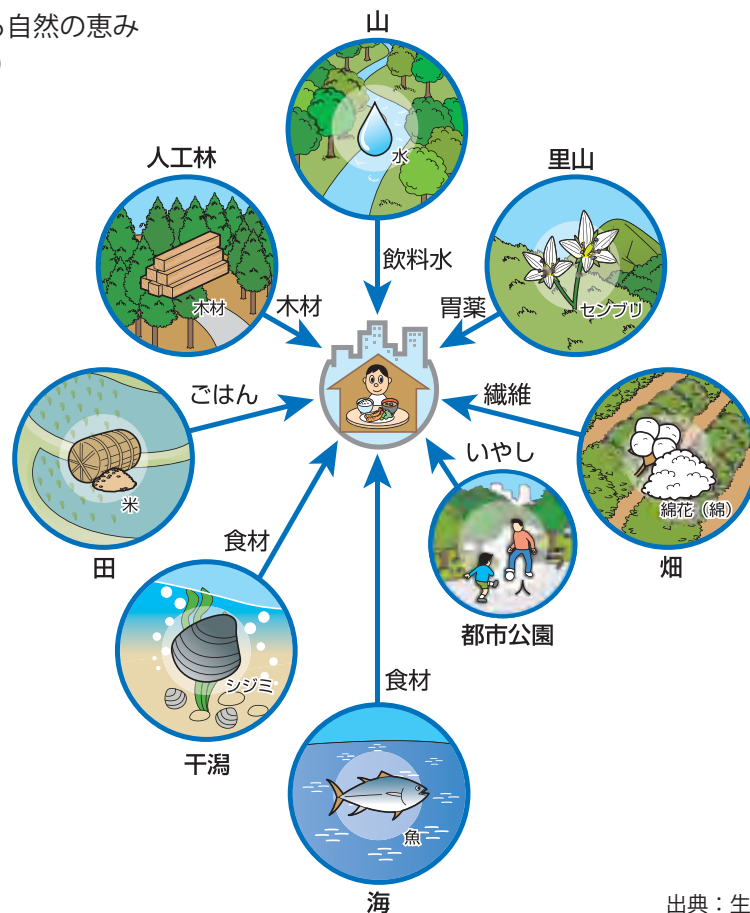
1 沖積平野：河川の堆積作用によって形成される平野で、現在も堆積作用が続いている平野。

(4) 自然からの恵み（生態系サービス）

なごやは 1959 年の伊勢湾台風や 2000 年の東海豪雨などの自然災害に見舞われた歴史があります。また、2011 年 3 月の東日本大震災は、自然の脅威を改めて教えられる出来事でした。その一方で、私たちの暮らしは、自然から得る様々な恵みに支えられています。自然からの恵み（生態系サービス）には、食糧や燃料などの供給、水や空気の浄化、気候の緩和や自然災害による被害の抑制などがあり、健康・安全・快適な生活や経済活動の支えとなっています。

なごやの人の暮らしや社会経済活動は、その大部分を伊勢湾流域圏など名古屋市域外の生態系サービスに支えられてきました。しかし、現在の社会経済活動は、利便性やコストを重視し、海外などからの資源や食糧に頼り、かつてあった流域圏での資源循環や連携が希薄となっています。

■暮らしにあふれる自然の恵み (生態系サービス)



出典：生物多様性 2050 なごや戦略

コラム

生物多様性

生物多様性とは、様々な生きものや生態系とそれらが織りなす自然の営みの豊かさを表す言葉です。

生物多様性には、樹林やため池、農地、河川、干潟などの「生態系の多様性」、様々な種類の生きものによりなごやの生態系を支える「種の多様性」、同じ種類でも地域により形態や行動などの特徴が異なる「遺伝子の多様性」の 3 つの多様性があります。

生きものは、お互いにつながりあい、支えあって生きています。私たち人間もそのつながりの一部です。

生物多様性は、およそ 40 億年という長い進化の歴史を経て形成されてきたものであり、一度失ってしまえば容易には元に戻りません。

2 都市の成り立ちと歴史

(1) 城下町名古屋の形成

戦国の乱世を制した徳川家康は、1610年、名古屋台地の北端に名古屋城を築き、尾張の中心であった清須城下町を名古屋に移しました。(清須越し)

そして、城下町の物流を支える堀川が切り開かれ、本町通とともに、古くからの交通の要衝であった熱田のまちと城下町をつなぎました。また、東海道などの街道が整備され、城下町と周辺諸国が結ばれました。

■江戸時代の都市構造



出典：名古屋歴史まちづくり戦略

（２）上下流交流の歴史

木曽川は、信州木曽から流れる木曽川と、飛騨高山から流れる飛騨川が、美濃で合流して、美濃と尾張を流れ伊勢湾に注ぐ河川です。木曽や飛騨の木材はいかだに組まれて流され、伊勢湾を経て、堀川を利用して城下町に運ばれました。様々な産物や年貢米、肥料などが船で運ばれ、流域には養蚕業、綿織物業等、多様な産業が展開していました。

特に木材については、なごやと木曽の間には長い上下流交流の歴史があります。関ヶ原の戦いで徳川家康が勝利して徳川幕府となり、木材商人らによって城や城下町の建築用材として大量に木が伐採されました。木が切りつくされて荒廃した山が目立ってきたため、尾張藩は木材商人を山から締め出し、村人も立ち入りを禁じるなどの厳しい政策を講じました。その一方で、尾張藩はいつまでも材木を供給できる山づくりを進めました。こうした厳しい森林保護政策は、生態系を守りつつ、経済林¹としても機能させる山づくりを行うことになり、現在の木曽ヒノキの美林が育ってきました。

名古屋城築城から約 400 年が経った現在は、ものづくりの技・文化・自然の大切さを後世に伝える事業が木曽の木材を使って進められています。

（３）近代産業都市への飛躍

明治時代になると、鉄道が敷設され、名古屋駅が開設されました。また、熱田港に代わって名古屋港が整備されました。

急速な近代化・産業発展に伴う人口増加とともに、旧城下町の周辺部において基盤整備が進められ、市街地が拡大しました。名古屋港と名古屋駅を結ぶ中川運河が整備され、港や運河の周辺には広大な工業地が形成されるようになりました。

また、広小路通や大津通には市電が敷設され、沿道には官公庁、銀行、デパート等の近代建築物が建ち並ぶようになりました。

（４）戦災からの復興

本市は、戦災により市街地の大半を消失しましたが、直ちに大胆な戦災復興都市計画が策定され、100 メートル道路を始めとする広い幅員の道路整備や、都心から平和公園への墓地の集中移転などが実施されました。さらに、1955 年以降の組合施行土地区画整理事業などによって、市域の拡大とともに市街地が形成されてきました。

また、道路整備とあわせて、地下鉄、地下街、テレビ塔などがつくられ、名古屋城天守閣も再建され、現在のなごやの町並みが形づくられました。

1 経済林：木材などの林産物を売却することで収益を得ることを目的とした森林。

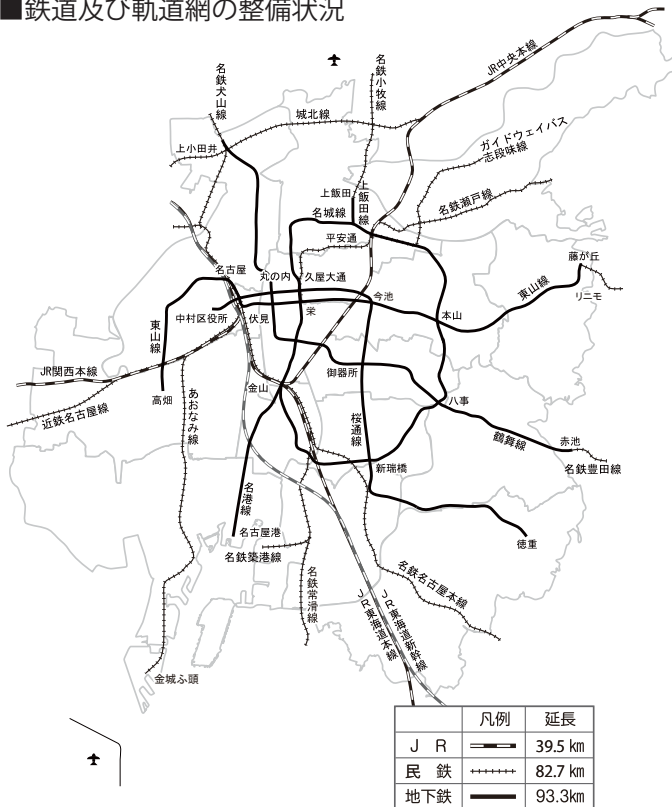
(5) 公共交通網の充実

鉄道及び軌道網は JR（東海道新幹線、東海道本線、中央本線、関西本線）、名鉄（本線、瀬戸線、常滑線等）、近鉄（名古屋線）、地下鉄、あおなみ線や、ガイドウェイバス¹ などがあり、都市間・都市内の交通を担っています。

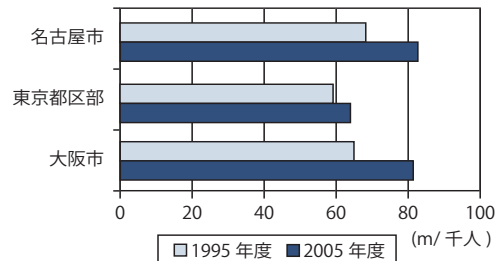
市内の1日あたりの乗車人員は、新幹線を除いた鉄道及び軌道全体で約200万人であり、市民の通勤、通学、買い物などの日常生活を営む上で必要不可欠なものとなっています。

また、昼間人口あたりの鉄道延長は、東京や大阪を上回る高い水準に達しており、バス路線網と一体となって利便性の高い公共交通網が形成されています。

■鉄道及び軌道網の整備状況

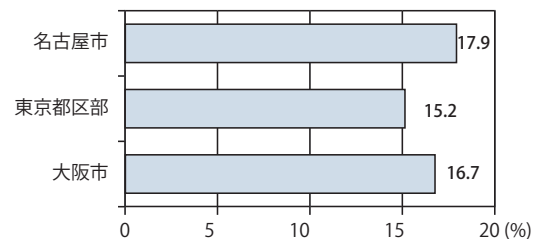


■3大都市の昼間人口あたり鉄道延長



出典：1997年版都市交通年報
2008年版都市交通年報より作成

■3大都市の道路率



出典：2008年名古屋市区道路統計及び
大都市比較統計年表（2007）に基づき算出

(6) 人口の集積と名古屋市の特徴

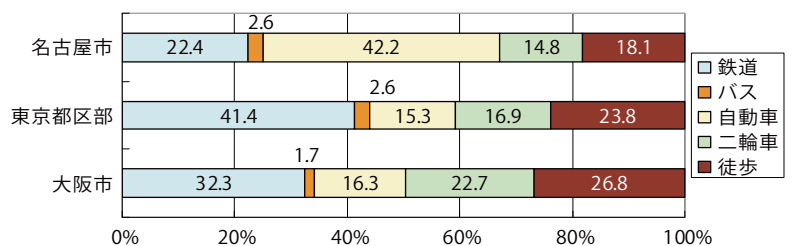
ア 人口の集積と都市化

本市の人口は、1889年の市制施行時には約16万人でしたが、その後市域の拡大とともに人口増加が続き、現在の本市の人口は約226万人に達しています。

こうした人口増加や都市化の進行に対応した土地区画整理事業などによる開発が計画的に進められ、市街地が形成されてきました。本市は市域の道路率が約18%と3大都市の中で高い水準にあり、代表交通手段割合は東京都区部や大阪市と比べ、自動車利用は高くなっています。

しかし、恵まれた道路空間は、歩道を広げ、自転車走行空間を生み出すなどの道路空間の再配分²の可能性を有しています。

■3大都市における代表交通手段割合



出典：名古屋市 第4回中京都市圏パーソントリップ調査（2001年度）
東京都区部 第4回東京都市圏パーソントリップ調査（1998年度）
大阪市 第4回京阪神都市圏パーソントリップ調査（2000年度）

- ガイドウェイバス：車両に取り付けた案内装置の誘導により高架の専用軌道を走り、大曽根から小幡緑地の間を約13分で走行する定時性・高速性の高いバス。
- 道路空間の再配分：既存の道路空間の使い方を見直すとともに、車道・自転車道・歩道・植樹帯などの道路を構成する各要素の幅員を再検討し、道路の空間構成（各要素の幅員）を再構築すること。

イ 都市としての潜在力

本市では、戦後いち早く、将来の発展を見越した広い幅員の道路を確保しました。今後、これら広幅員道路における一層の緑化推進により、緑のネットワークを形成する潜在力を有しています。

市内には、東山公園、相生山緑地など規模の大きな樹林地や、農地、干潟、拠点的な公園緑地があり、緑の機能を確保する上で中核的な役割を担っています。

また、庄内川、戸田川、山崎川、天白川、堀川、中川運河等の身近な水面・水辺を活用して、緑の拠点を結び、水と緑のネットワークを形成することが可能です。堀川や中川運河等の都心部の河川・運河は、伊勢湾から運ばれる涼しい海風を市街地に導くことができる潜在力を有しています。

コラム

観光と生物多様性

名古屋市における観光客に人気の訪問地は、熱田神宮、東山動植物園、水族館であり、いずれも生物多様性に関わりが深い資源です。多くの初詣客が訪れる熱田神宮は、例年トップの入場者数を誇り、2位の東山動植物園、3位の名古屋港水族館はともに約200万人の入場者があります。

近年、「エコツーリズム¹」や「グリーンツーリズム²」などその土地の自然を対象とする観光が注目され、広まりつつあります。来訪者がその土地の環境容量以上に増加することによる踏み荒らしなど、観光が生物多様性にマイナスの影響を与える面があります。しかし、エコツアーなど参加者への教育・啓発を兼ねた観光は、間接的に都市における生物多様性の維持・向上等に寄与すると考えられます。

出展：名古屋都市センター 平成22年度 特別研究報告書

都市における生態系サービスの把握と指数に向けて

～地方自治体における生物多様性と暮らし・食・観光～ より抜粋

名古屋市立大学大学院経済学研究科 准教授 香坂 玲

- 1 エコツーリズム：自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光により地域経済への波及効果が実現することをねらいとする、自然保護と観光業の成立と地域振興の融合を目指す観光の考え方。
- 2 グリーンツーリズム：都市住民が農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。都市と農村の交流、農村地域の活性化や振興などを目指す観光の考え方。

3 暮らし・産業

(1) 生活スタイルの変化

ア 風土を活かしたかつての暮らし

かつての日本は、自然の循環の中で資源をまかなっていました。

リユース（再使用）やリサイクル（再生利用）により、資源を最大限に活用する「ものを最後まで無駄なく使い切る」暮らしをしていました。物品は、リサイクル資源として利用しやすい素材でつくられ、焼却して出た灰も肥料として使用するなど、廃棄するものは非常に少ない暮らしでした。

適量な生産、適量な消費、最小限の廃棄という、資源節約型の消費社会であり、資源がうまく循環し自然と共生した社会でした。

イ 現代の暮らし

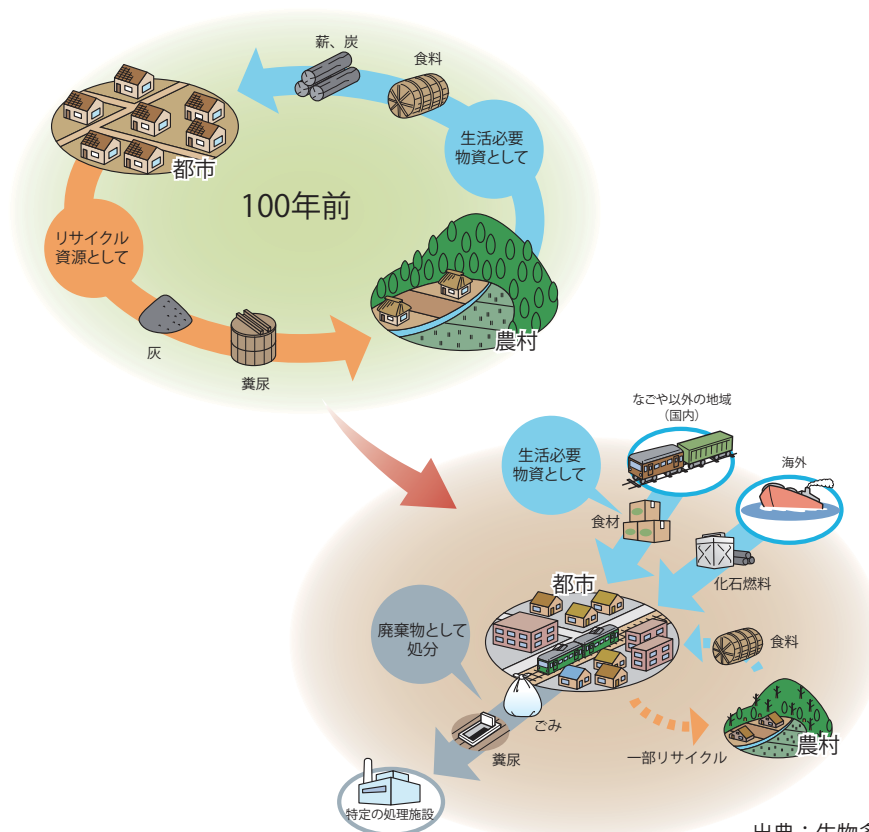
明治以降の日本は、自由貿易に移行し、産業の発展が始まりました。

原材料は海外から輸入し、製品に加工して海外へと輸出しました。国内で産出できる資源の範囲で生活を営んでいたかつての社会ではなく、化石燃料、鉱物、木材などの資源を輸入することにより、自然の循環を超えた資源消費型の社会へと変化しました。

また、生産と流通の効率化は、自然条件や歴史などの風土によって形成されてきた生活圏域の範囲を超えることとなりました。物流は生産地から都市への一方通行となり、廃棄物が再利用される循環の仕組みがなくなっていきました。

この結果、現代は、資源・ものや廃棄物が自然の循環におさまりきらない社会になってしまいました。

■近代化により変化した資源循環



出典：生物多様性 2050 なごや戦略

ウ 環境にやさしい生活スタイルへの転換

循環型社会の形成に向けて、市民・事業者が参加する容器・包装 3R 推進協議会において、2002 年 5 月に「脱レジ袋宣言」を行い、さらなる発生抑制の第一歩としてレジ袋の削減運動に取り組みました。

レジ袋有料化による大幅な容器・包装の削減をめざし、2007 年 10 月から緑区で「レジ袋有料化促進モデル事業」を実施し、2009 年 4 月にはレジ袋有料化の取組を全区に拡大しました。現在では、レジ袋辞退率は 9 割に達し、買い物袋を持参してスーパーマーケット等に出かけるライフスタイルが定着しています。

また、愛・地球博が開催された 2005 年からは、大幅なごみ減量を成し得た市民パワーを結集し、二酸化炭素排出量削減を推進する「220 万市民の『もういちど！』大作戦」を展開しています。できることから二酸化炭素排出量を削減することを目的とし、20 のエコライフメニューにチャレンジするエコライフ宣言者数は 40 万人を超えました。

さらに、エコライフの実践を進めるため「なごやエコライフものさし」を活用し、電気・ガスなどの家庭のエネルギー使用量、支払い料金などから家庭から排出される二酸化炭素の量を計算し、標準家庭と比べることで普段の生活を振り返る取組を進めています。

コラム

エコライフ

東日本大震災が起こり、電力供給が逼迫することになり、省エネルギー、節電の必要性が高まっています。

それでは、節電・省エネ対策として、私たち市民が今すぐにできる行動は何があるのでしょうか？

- ・エアコンの設定温度・風向きを調整
- ・冷蔵庫の設定温度変更、開閉時間を短く
- ・電化製品のこまめなスイッチオフ
- ・使っていない電化製品のプラグを抜く
- ・照明の明るさや消灯時間を調節
- ・テレビの主電源オフ、明るさ調節

など

これらの取組は、お金をかけずに今すぐに始めることができます。

また、現在使っている電化製品を買い替える時に、省エネタイプの製品を選ぶことや、家の購入時に省エネ住宅を選んだり、エコリフォームを行うことも、大きな省エネルギー効果が期待できます。

こうした省エネルギーに関する取組について、本市では市民向けに「なごやエコライフものさし」（「なごやエコライフものさし@ WEB」）を公開しています。

こうした取組を継続することで少ないエネルギーの使用で、快適な社会の形成につながっていきます。

なごやエコライフものさし：

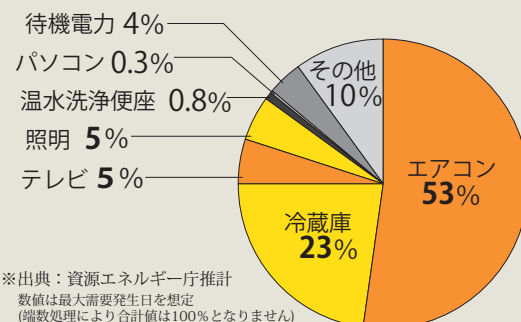
<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/7-7-12-0-0-0-0-0-0-0.html>

なごやエコライフものさし@ WEB：

<http://www.kankyo-net.city.nagoya.jp/ecolife/monosashi/>

エアコン、冷蔵庫の電力消費は特に多いため省エネ効果が大きいです。

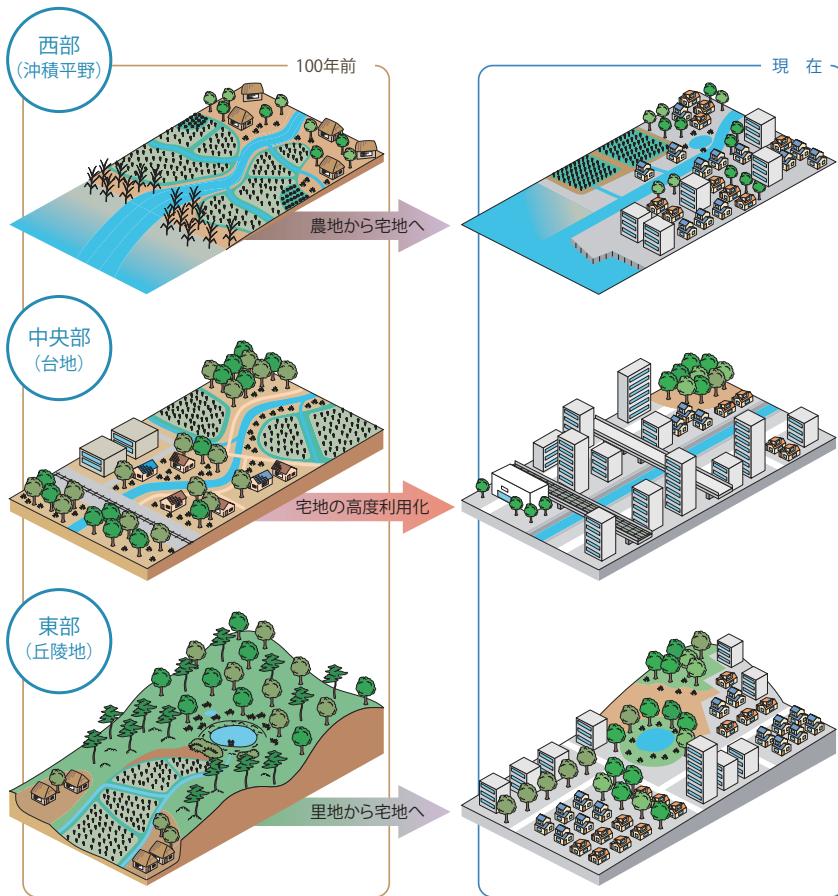
●夏の午後 2 時ごろの消費電力
(在宅全世帯平均)



(2) 土地利用の変化

市域の拡大とともに市内の土地利用は変化し、西部の低湿地や東部の里山にまで都市化が進みました。

■土地利用の変化



出典：生物多様性 2050 なごや戦略

西部

100年前は、自然堤防（微高地）は集落や畑として利用され、人々は低地を水田として利用していました。また、自然海岸、干潟や砂浜、池や沼も多く存在していました。

現在は都市化により水田が減少しました。また、河川や海岸が護岸化され干潟も減少し、造成地が広がっています。

中央部

100年前は、西側を市街地、東側を畑として利用していました。住宅地が増加しましたが、雑木林や水田も点在していました。

現在は都市化が進み、緑地は社寺林や公園、街路樹などわずかになっています。

東部

100年前は、大部分が樹林で、昔から人々は水を確保するためにため池をつくり、稲作や畑作を行ってきました。農地とため池、雑木林は「里山」を形づくり、農作業などの人の営みを通じて、これらの二次的な自然が維持されてきました。

現在は宅地造成が進み、雑木林やため池、湿地はわずかになっています。

(3) 風土を活かした産業の発展

ものづくりの伝統

名古屋城築城の際、芸術性と技術力を備えた職人が日本中から名古屋に集いました。このような職人たちがなごやの地に定着し技術を継承していくことで、様々なものづくりに応用されました。

その後、ものづくりの技術の蓄積により、江戸時代からくり人形と和時計という職人技の粋を集めた傑作が生み出され、それらは、明治時代以降に繊維産業などの近代産業に転用され、工作機械など産業用機械製造業の基礎となり、産業用ロボットへと発展してきました。

繊維産業は、豊田佐吉による自動織機の発明などにより繊維工業へと発展し、その中から自動車産業が生まれました。

また、木材の集積地であったことから、建具、家具、仏壇・仏具などが盛んに生産され、それらの技術をもとに、時計、鉄道車両、楽器や航空機産業が生まれました。

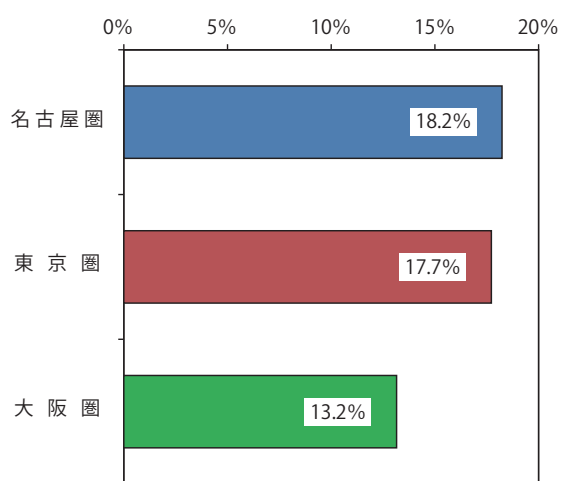
陶磁器の産地である瀬戸や常滑などでは、近代窯業が発展し、ファインセラミックス産業につながりました。

現在では、本市を中心とする地域は、特に自動車、精密機械、電子機器、航空宇宙やファインセラミックスなどの先端的な産業・技術が集積した世界有数の産業技術中枢圏域といわれています。

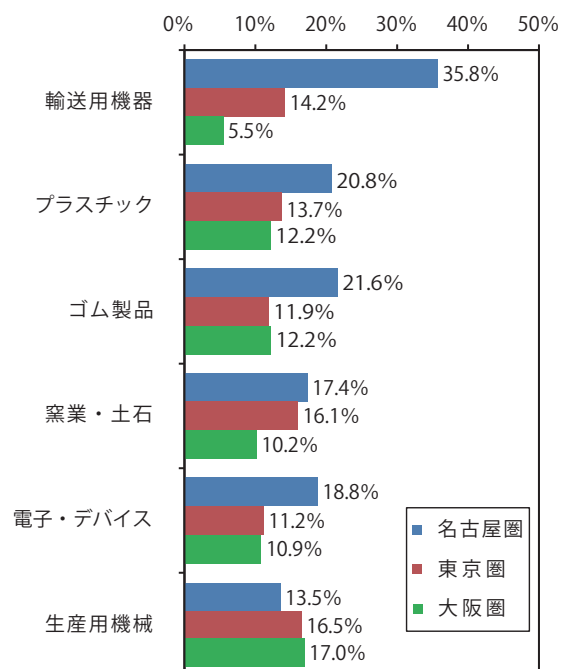
これからも、ものづくりの伝統を活かし、時代に合った産業の発展が期待できます。

一方、食に関しては、食酢や清酒、味噌の製造など、自然環境の恵みを生かした食文化が継承されています。

■ 3大都市圏の製造品出荷額等の対全国シェア



※名古屋圏・・・愛知県、岐阜県、三重県



出典：経済産業省「工業統計調査(平成21年)」

4 人・コミュニティ

(1) ごみ減量で培った「協働」の力

本市は、渡り鳥の重要な飛来地である「藤前干潟」の埋め立て計画を1999年1月に断念し、同年2月に「ごみ非常事態宣言」を発表しました。そして、2000年8月に紙製容器包装・プラスチック製容器包装・ペットボトル等の新資源収集を開始するなどごみ減量施策を打ち出してきました。

保健委員を始めとする地域役員等の方々や市民の皆さまの熱心な取組、事業者との協働によって、2年間で20%、20万トンのごみ減量を達成しました。

その間培われた協働をさらに強固にしたのが、レジ袋削減運動でした。市民・事業者・行政が容器・包装3R推進協議会という同じテーブルでともに悩み、試行錯誤を繰り返しながらレジ袋有料化を進め、2009年4月にはレジ袋有料化が全市に拡大しました。

この結果、2010年度実績は宣言時と比べ、ごみ処理量は約4割減、資源分別量は約3倍、埋立量は約8割減となりました。

今後は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担の下に連携して取り組む「協働」をさらに広げていくことが必要です。

(2) 愛・地球博とCOP10の経験

「自然の叡智（えいち）」をテーマとして、2005年に開催し、多数の入場者を迎えた「愛・地球博」は、燃料電池や両面型太陽光発電パネルといった、新たな環境技術などを世界に向けて発信し、21世紀にふさわしい万博となりました。また、この万博では、市民・NPO¹の企画による235の市民プロジェクトが行われ、協働の輪が広がりました。

2010年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)は、地元ボランティアの活躍など地域の人々との協働によって支えられた会議でした。会議開催中は延べ2,597人のボランティアが会議場の内外でインフォメーション業務等に従事しました。また、COP10の関連イベントとして開催された「生物多様性交流フェア」においても、市民の生物多様性についての活動、情報を世界の人々に発信・交流することができました。これらの地元ボランティア等を始めとした名古屋市民のおもてなしの心が、難航していた名古屋議定書の採択を始めとした成果を生み出した大きな一因だったとも言われています。

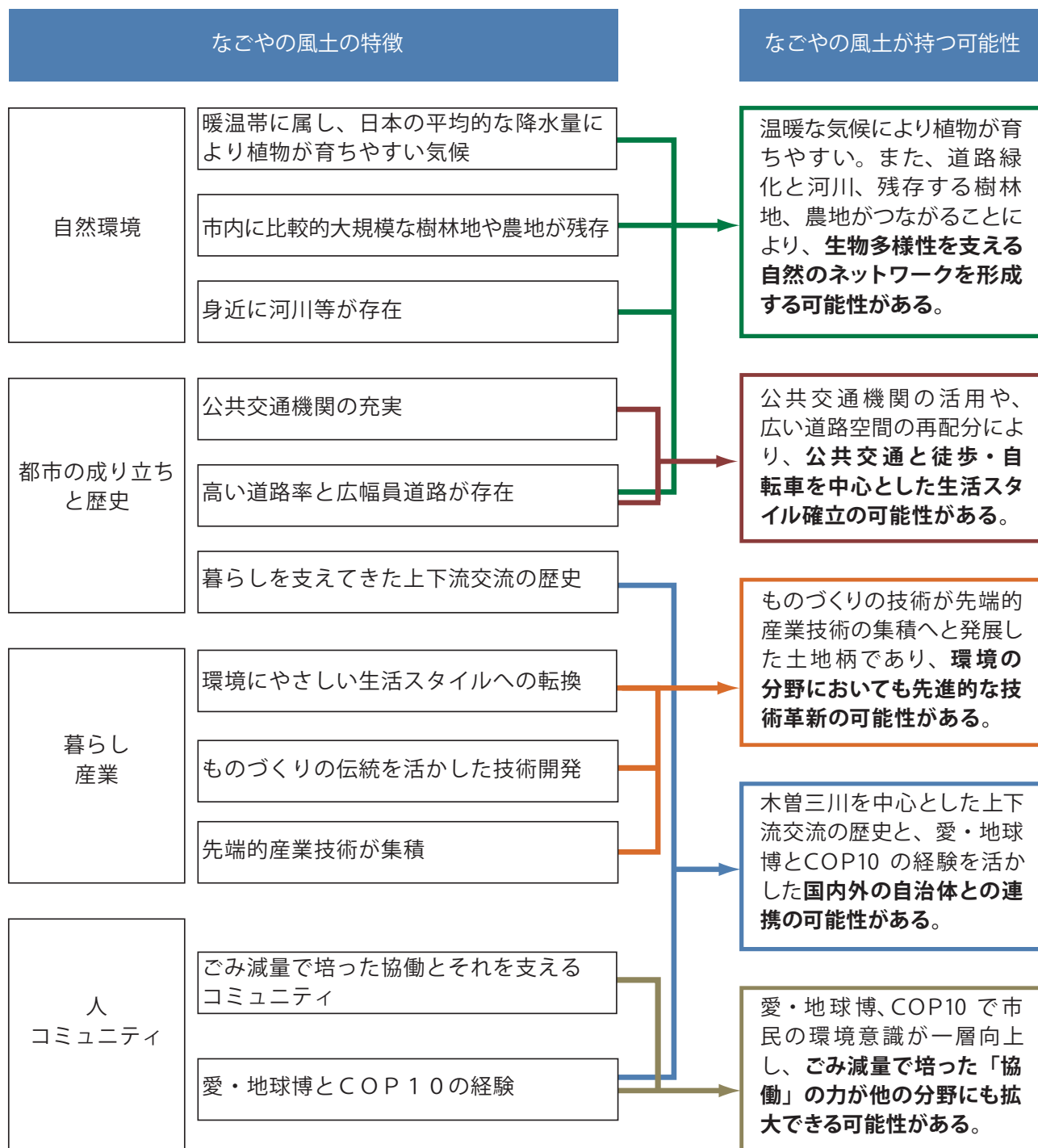
今後は、愛・地球博やCOP10の開催という貴重な経験を活かして、世界に注目される環境都市をめざしていくことが大切です。

1 NPO：Non-Profit Organization の略。利益を目的とせず様々な活動を自主的・自発的に行う民間の団体・組織。

5 まとめ

第1章では、将来のなごやの環境を捉えるために、自然環境、歴史や文化、自然と人、人と人の関係性をも含めた「風土」という視点から見てきました。その結果は以下に図示するように、なごやの風土が持つ可能性として整理できます。

■なごやの風土の特徴を踏まえた可能性の整理



第2章 2050年に向けた主な課題

本章では、2050年のなごやの環境都市像を描くにあたって検討が必要な課題を「社会情勢の変化」「人間活動に起因する課題」に分類して整理します。

- 1 社会情勢の変化
 - (1) 人口減少
 - (2) 超高齢社会
 - (3) 単独世帯の増加
 - (4) 経済のグローバル化
- 2 人間活動に起因する課題
 - (1) 環境リスクの課題
 - (2) 廃棄物処理の課題
 - (3) エネルギー・資源の課題
 - (4) 緑や生物多様性の課題
 - (5) 気温上昇の課題

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少

本市の人口は、2015年から2025年頃にピークを迎え、その後は、緩やかに減少に転じると推計されます。

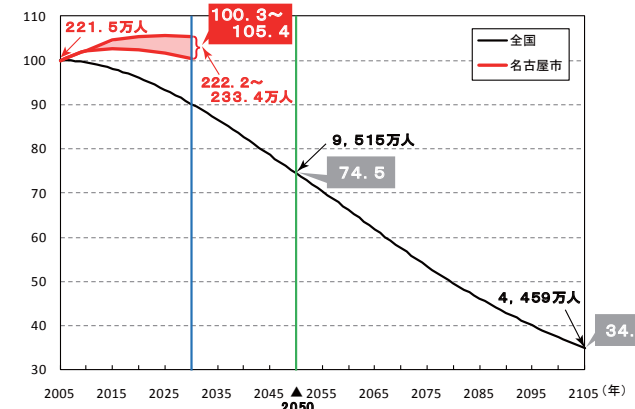
(2) 超高齢社会

全国では、人口減少とともに高齢化が進み、65歳以上の割合が、2030年に32%、2050年に40%になると予想されます。

本市でも、65歳以上の割合が2030年には27%まで上昇し、高齢化の加速が予想されます。

■日本と名古屋市の将来人口推計

将来推計人口指数（2005年を100としたとき）



備考：全国の推計値は将来の出生推移・死亡推移ともに「中位」として推計されており、2056年から2105年の将来人口は参考推計値です。

出典：日本の将来推計人口（平成18年12月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

名古屋市の人口推計（名古屋市総務局資料）

■人口と高齢化の推移

		実績値			推計値	
		1960年	1980年	2005年	2030年	2050年
人口	全国	73	92	100	90	74
	名古屋市	72	94	100	100 ~ 105	-
高齢化率	全国	6%	9%	20%	32%	40%
	名古屋市	4%	8%	18%	27%	-

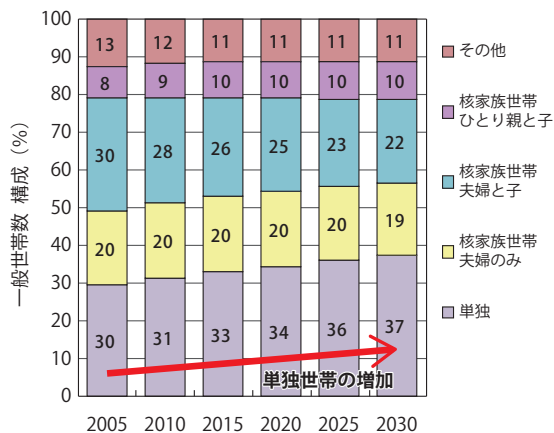
※人口は2005年=100としたときの指数

出典：国立社会保障・人口問題研究所、名古屋市総務局資料

(3) 単独世帯の増加

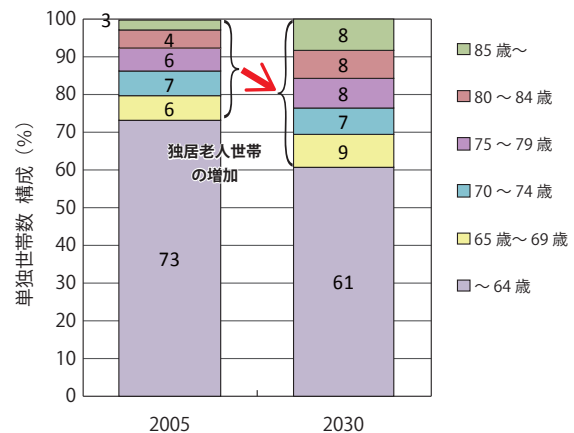
日本の世帯種類別構成で単独世帯が占める割合は増加し、特に 65 歳以上の独居老人世帯数が伸びていくと予想されます。

■日本の将来世帯数推計



日本の将来一般世帯数 (世帯種類別構成)

出典：国立社会保障・人口問題研究所



日本の将来単独世帯数 (世帯主年齢別構成)

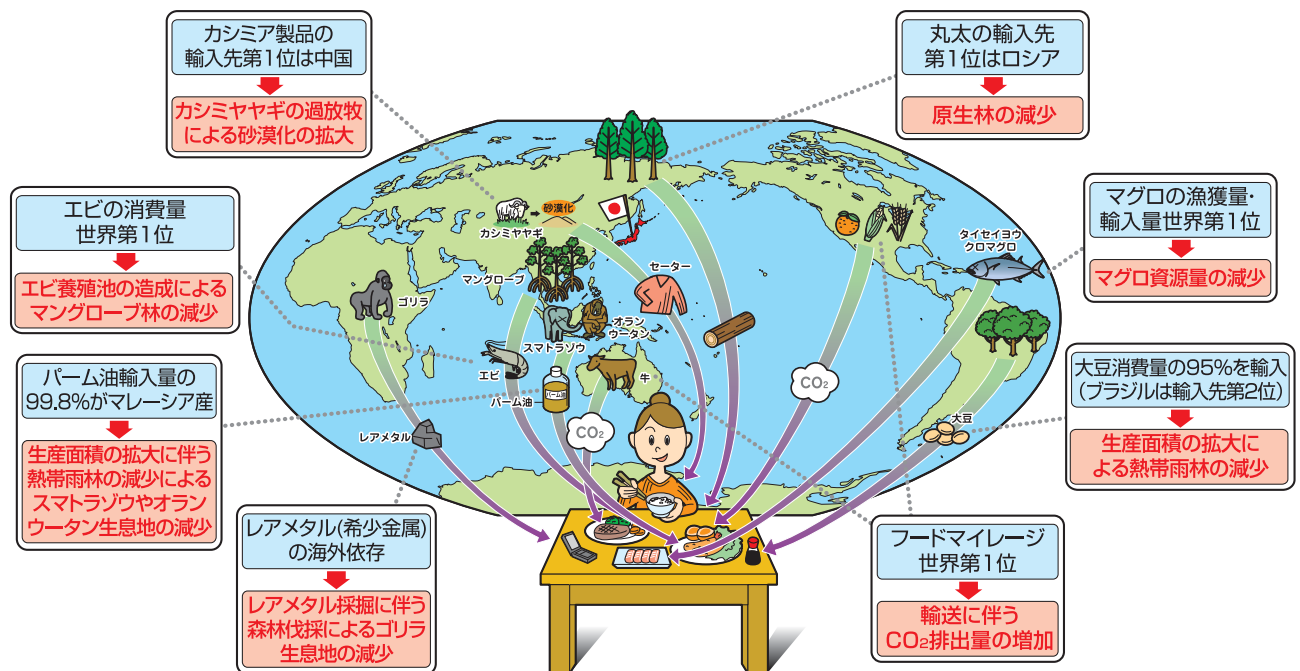
出典：国立社会保障・人口問題研究所

(4) 経済のグローバル化

社会経済のグローバル化は、交通網や情報通信網の広がり、地球的規模での経済活動や文化交流により、一層進展しています。

食品やエネルギーなど、海外の資源に頼ることは、資源の輸出元の地域の環境や人々の生活にも影響を与えています。

■わたしたちの生活が世界に与える影響



出典：生物多様性 2050 なごや戦略

2 人間活動に起因する課題

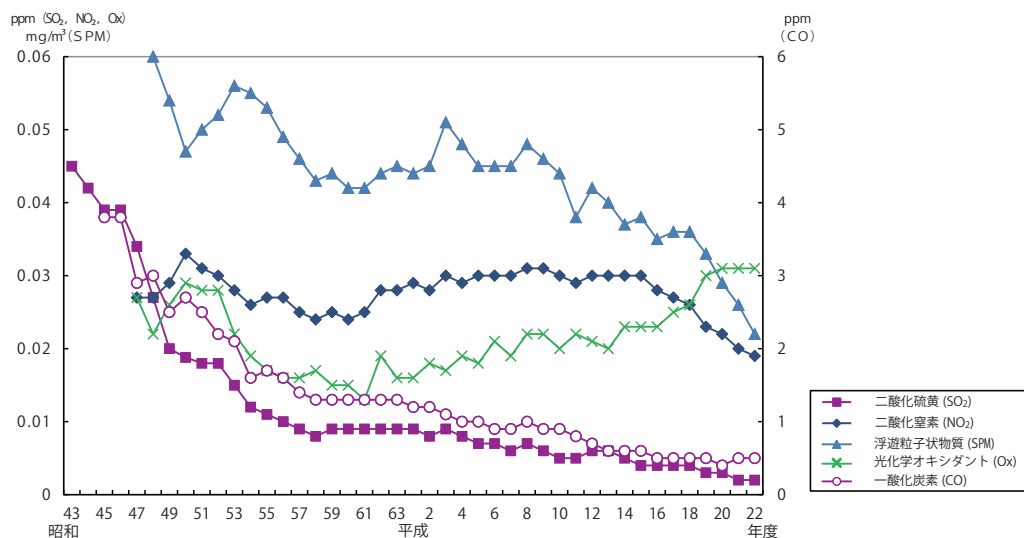
人間活動に起因する課題として、環境リスクの課題、廃棄物処理の課題、エネルギー・資源の課題、緑や生物多様性の課題、気温上昇の課題といった5つの課題に分類し、整理しました。

(1) 環境リスク¹の課題

ア 名古屋市における大気汚染

本市の大気汚染は全般的に改善傾向となっていますが、光化学オキシダント²は増加傾向です。また、2009年9月に新たに環境基準が定められた微小粒子状物質（PM2.5）は、2011年度から常時監視を開始したところであり、今後、監視体制の整備の充実が必要です。

■大気汚染の推移（全市年平均値）

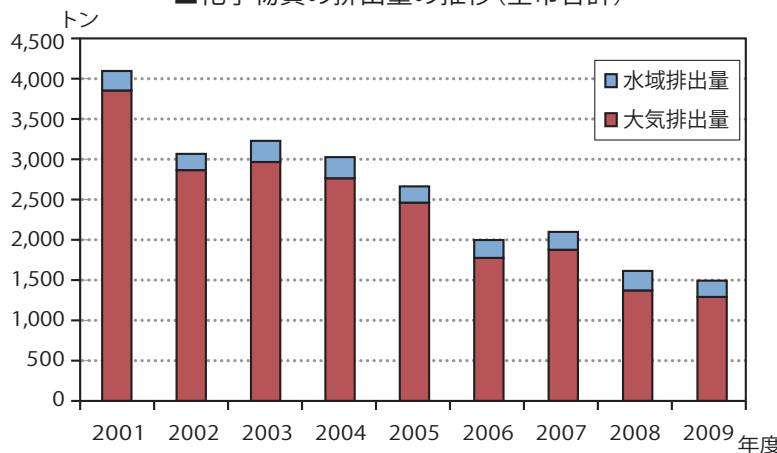


出典：名古屋市環境局

イ 名古屋市における化学物質排出量

化学物質の排出量の推移（全市合計）は、PRTR制度が始まった2001年度以後、年々減少する傾向にあります。化学物質は便利な反面、有害性も指摘されており、今後も適正な管理が必要です。

■化学物質の排出量の推移（全市合計）



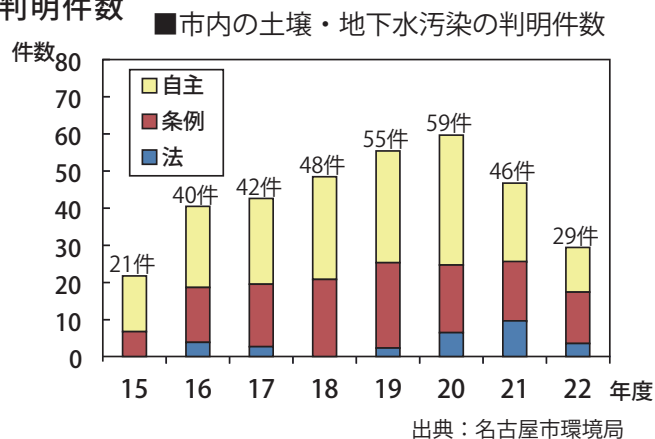
出典：名古屋市環境局

- 1 環境リスク：人の活動によって加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。
- 2 光化学オキシダント：光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与える。

ウ 名古屋市における土壌・地下水汚染の判明件数

2003 年の土壌汚染対策法施行以降、毎年 20 件以上の土壌・地下水汚染が判明しています。

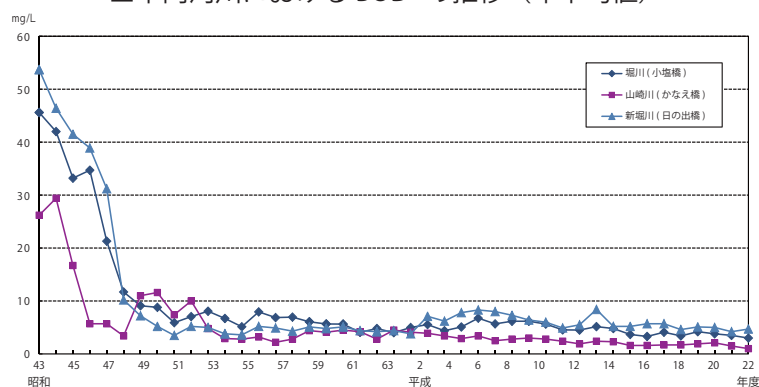
土壌汚染の原因は、有害物質の過去の不適切な取扱による漏出などのほか、造成土や自然地盤に含まれる重金属等（砒素、ふっ素など）と推測されています。



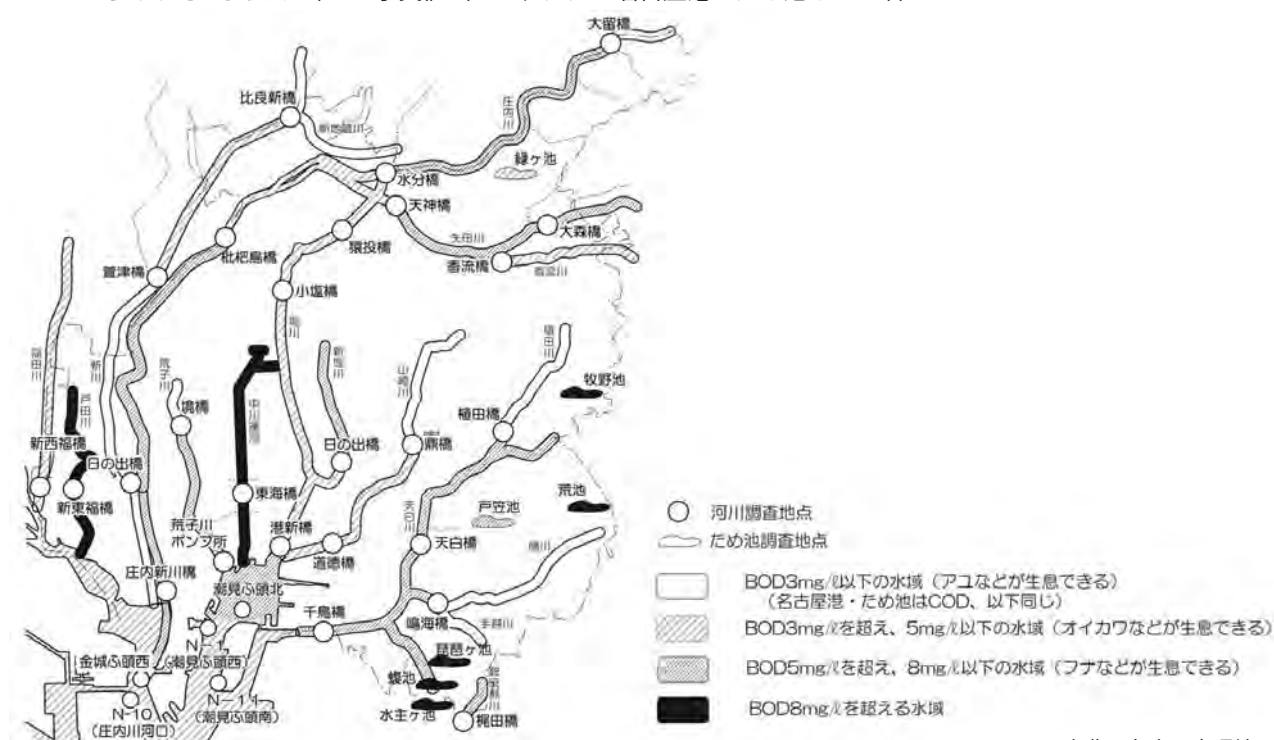
エ 名古屋市における水質汚濁

本市の水質汚濁は全般的に改善傾向となっていますが、一部の河川やため池などは水質が改善されていない状況にあります。

■市内河川における BOD¹ の推移（年平均値）



■水質汚濁状況（75% 水質値（BOD、ただし名古屋港・ため池は COD））



出典：名古屋市環境局

1 BOD：Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素消費量）の略。水質汚濁の指標の 1 つで、水中の有機物が微生物により酸化分解されるのに消費される酸素量。この値が大きいほど水中の酸素が多く消費されることから有機物は多く、汚濁の程度も大きい傾向にある。

(2) 廃棄物処理の課題

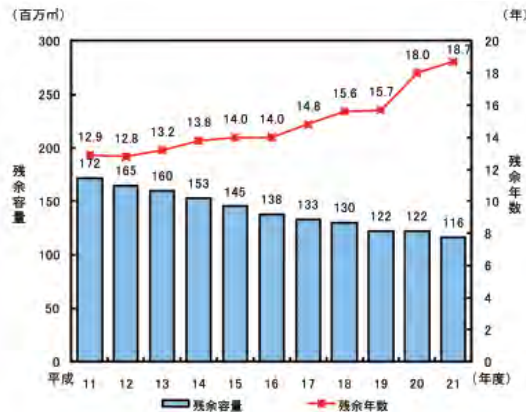
ア わが国における廃棄物の発生等の状況

日本は、海外から輸入する多くの資源を使い、工業製品や建設材料、食品などに加工し、使用した上、廃棄物として排出しています。

廃棄物を減らすためには、製品の長寿命化等による廃棄物の発生抑制、使用済製品の再利用や原材料化を行うことが重要です。

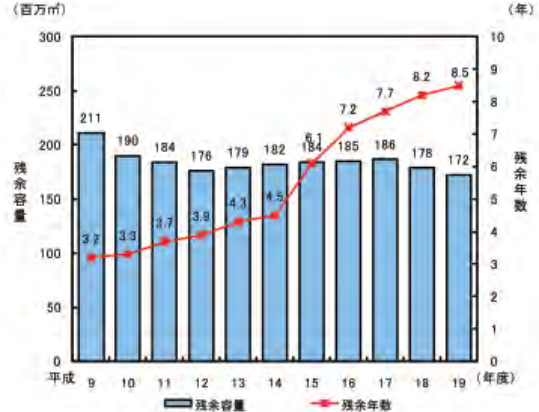
日本の最終処分場の残余年数は、新規の立地が困難なこともあり、一般廃棄物が18.7年（2009年度末時点）、産業廃棄物が8.5年（2007年度末時点）となっています。

■最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（一般廃棄物）



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

■最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（産業廃棄物）

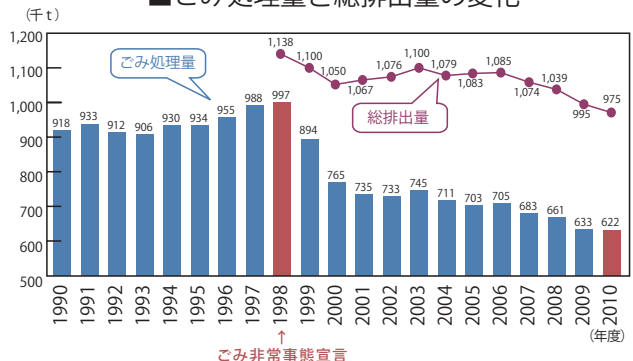


出典：図で見る環境白書（平成 22 年版）（環境省）

イ 名古屋市におけるごみ処理量等の推移

本市のごみ処理量は、1998 年度まで増え続けていましたが、1999 年 2 月の「ごみ非常事態宣言」以後、容器包装リサイクル法に基づく分別等を進めた結果、2010 年度にはごみ処理量は約 6 割に、埋立量は約 2 割にまで減りました。ごみ処理量と資源分別量を合わせた総排出量は、約 1 割程度減りました。

■ごみ処理量と総排出量の変化



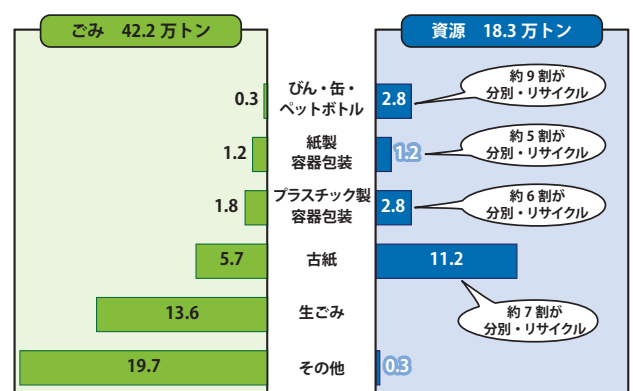
出典：なごやの環境 2010

ウ 名古屋市のごみと資源の分別状況

2010 年度の本市の家庭から出るごみと資源の内訳は、ごみが 42.2 万トン、資源が 18.3 万トンです。

紙製容器包装の約 5 割、プラスチック製容器包装の約 4 割、古紙の約 3 割は、資源化の余地を残しています。

■家庭から出るごみと資源（2010 年度）



出典：名古屋市環境局

エ 名古屋市の埋立処分場の現況

本市では、全国と同様に新規の埋立処分場の確保は非常に困難な状況にあり、既存処分場の長期活用を図る必要があります。

■本市の埋立処分場の現況

(千 m³)

	2010 年度末までの埋立容量計 (2010 年度の埋立容量)	2011 年度 当初残余容量	合計
愛岐処分場	3,872 (24)	568	4,440
第一処分場	75 (8)	24	99
計	3,946 (31)	593	4,539

※四捨五入しているため計は一致しません。

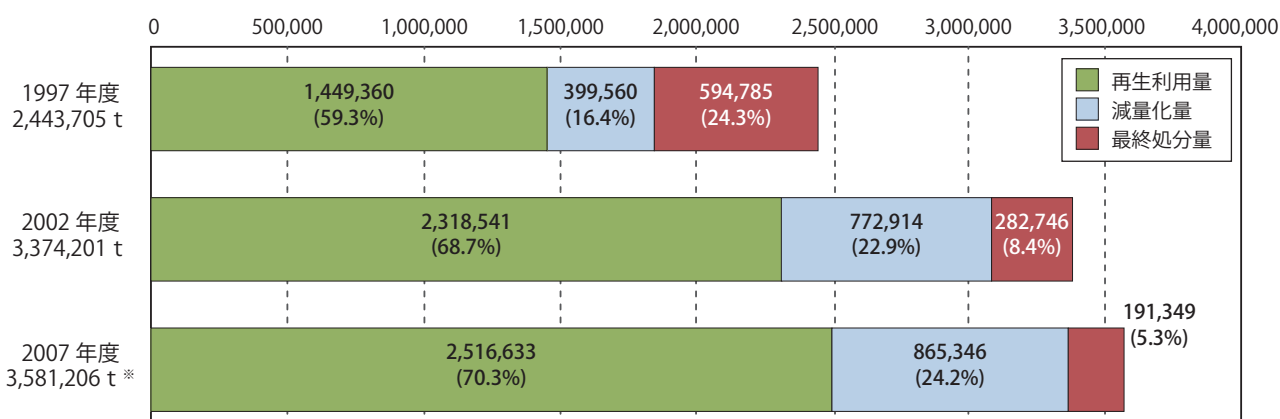
出典：名古屋市環境局

オ 名古屋市の産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況については、総排出量は増加傾向にありますが、再生利用量、減量化量は増加しており、最終処分量は減少傾向にあります。

■本市の産業廃棄物の排出量の推移

(t)



※ 2007 年度の排出量の合計は、翌年度に処理した量 (7,877t) を含んでいるため、再生利用量、減量化量、最終処分量の合計と一致しません。

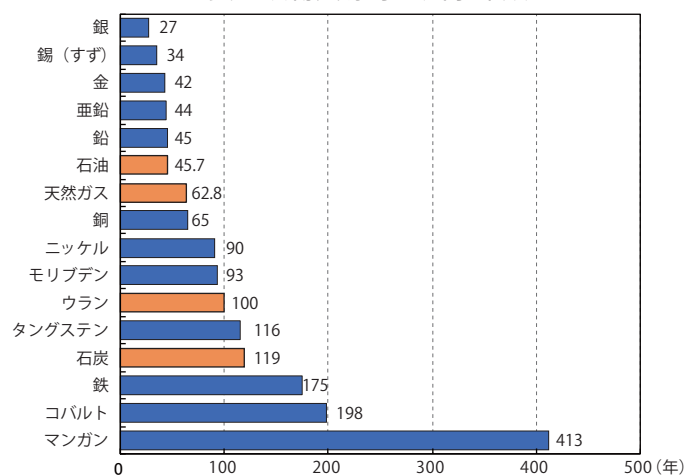
出典：名古屋市環境局

(3) エネルギー・資源の課題

石油、天然ガスなどのエネルギー資源、銀、金、鉛などの金属資源は、残余年数が限られており、減少や枯渇の可能性があります。

本市も、これらの資源に過度に依存しており、資源の減少や枯渇による影響を大きく受けます。

■主要な鉱物資源等の残余年数



※石油、天然ガス、ウラン、石炭については、2009 年度現在。
それ以外は、2007 年現在

出典：電気事業連合会「FECF INFOBASE 2010」、
アメリカ地質調査所「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2009」
より作成

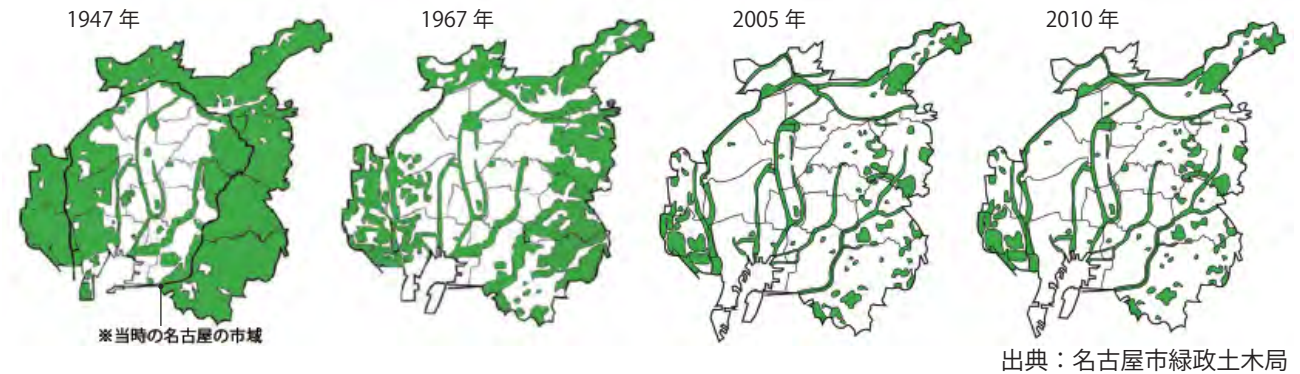
(4) 緑や生物多様性の課題

ア 名古屋市における緑被地の変遷・推移

本市の緑被地は、1990年から2010年の20年間に約2,100ha（天白区の面積にほぼ相当）減少しています。

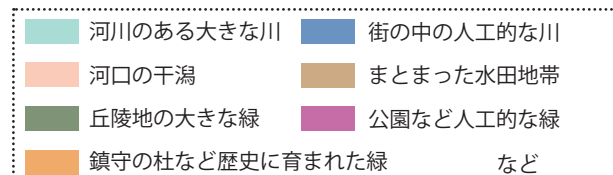
緑被地の減少は、生きもののすみかの減少を招き、生態系の分断や、植物による蒸発散の低下、雨水地下浸透の低下などの問題を生じます。

■名古屋市における緑被地の変遷・推移



イ 名古屋市の貴重な生きもの

本市には、生きもののすみかとして、西部に河川や海岸の干潟など水辺があり、中央部には、社寺林・公園などがあり、東部には、比較的広い面積で樹林地が各所に残っています。



出典：名古屋市いきもの“すみか”マップ

■名古屋の貴重な生きもの

市内の生きものは、哺乳類の約7割、両生類・爬虫類の約6割が絶滅のおそれがあり、これら絶滅のおそれのある貴重な生きものは東部に多く分布しています。

区分		名古屋市版レッドリスト2010 掲載種数				名古屋市 確認種数	愛知県 確認種数
		西部	中央部	東部	名古屋市 全域		
維管束植物		39	32	250	282	約 1,000	約 2,220
動物	哺乳類	6	7	19	21	29	71
	鳥類	39	23	28	46	272	71
	爬虫類	5	5	8	8	14	16
	両生類	4	4	7	7	12	21
	魚類	15	10	13	19	63	51
	昆虫類	44	56	95	122	3,524	約 7,600
	クモ類	7	12	23	27	302	523
	カニ類	8	3	4	9	41	-
	貝類	51	4	6	60	92	540
計		179	124	203	319	4,349	(約 9,200)
合計		218	156	453	601	約 5,369	(約 11,400)

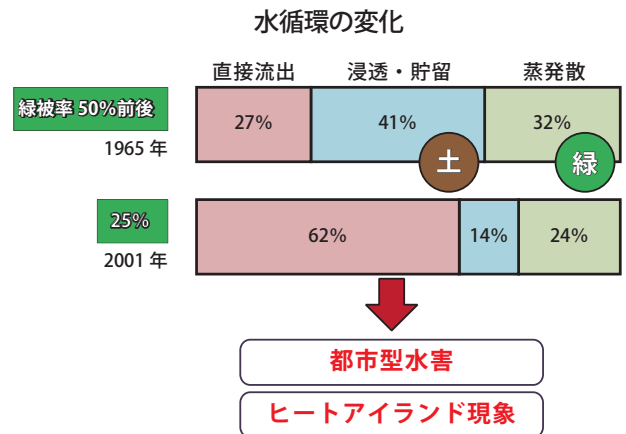
備考：西部：北區、西區、中村區、中川區、港區
中央部：東區、中區、昭和區、瑞穂區、熱田區、南区
東部：千種區、守山區、緑區、名東區、天白區
赤字は種数の最も多い地域を示します。
複数の地域に分布する種もあることから、3地域の種数の合計は、市全域の種数と一致しません。
愛知県の動物の確認種数及び合計種数は、カニを除いた合計です。
出典：レッドデータブックなごや2010-2004年版補遺 - (名古屋市)
レッドデータブックあいち2009 (愛知県)

ウ 名古屋市における水循環

コンクリートやアスファルトなどに覆われた市街地では、降った雨の多くが、そのまま一気に下水道や河川に流れだし、洪水の危険が高まります。また、緑や土、水面の減少は、植物や地表からの蒸発散を少なくし、ヒートアイランド現象¹の一因となっています。

2001年の名古屋市の水収支を1965年と比較すると、雨水の蒸発散量が約3分の2、地下浸透・貯留量が約3分の1に減少する一方で、直接流出量が2倍以上に増加しています。

■名古屋の水の循環



出典：水の環復活 2050 なごや戦略より作成

エ 食料自給率の低下

本市の食料自給率は、約1%であり、残りの99%は市外や海外に頼っています。

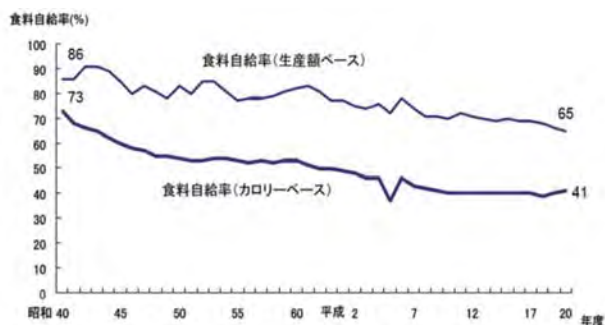
また、日本の食料自給率（カロリーベース）は1965年度の73%から2008年度には41%に減少し、先進国の中でも低い状況にあります。

私たちは、本市以外の自然の恵みに依存した暮らしを送っています。



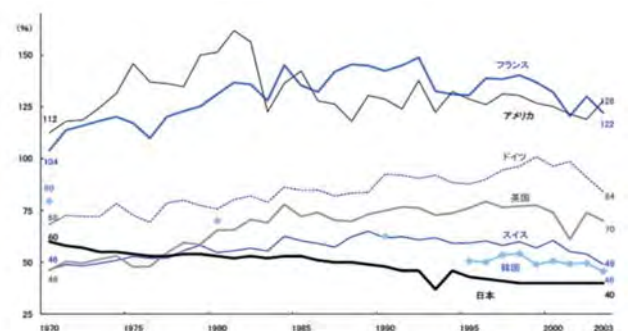
出典：日本及び愛知県は農林水産省資料、名古屋市は地域食料自給率試算ソフト（農林水産省ウェブサイト http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/zikyu04.html）より算出

■食糧自給率の推移



出典：平成 20 年度食料自給率をめぐる事情
（農林水産省、平成 21 年 8 月）

■主要国の食糧自給率



出典：日本以外のその他の国については FAO 「Food Balance Sheets」等をもとに農林水産省で試算。
ただし、韓国については、韓国農村経済研究院「食品需給表」による（1970,1980,1990 及び 1995 ～ 2003 年）。

1 ヒートアイランド現象：都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象で、都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になることからこう呼ばれている。都市ではコンクリートやアスファルトなど熱を蓄えやすい物質が多く、また諸活動から発生する熱量も大きいことなどが原因と考えらる。

(5) 気温上昇の課題

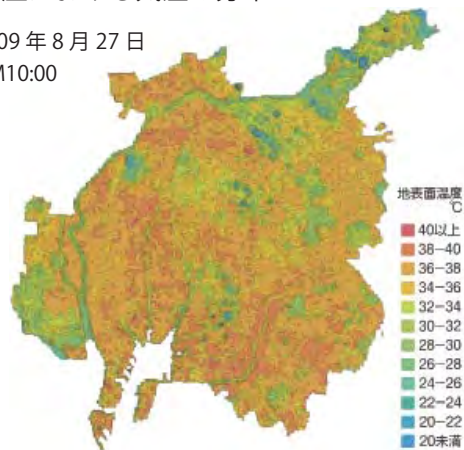
ア 名古屋の気温上昇

本市では、東部・西部の緑が多い地域と比べて、緑の少ない中心部では温度が高い傾向がみられます。

近年、名古屋の平均気温は、伊良湖と比較して上昇幅が大きくなっています。この傾向は、都市化によるヒートアイランド現象が強まっていることを示しています。

■名古屋における気温の分布

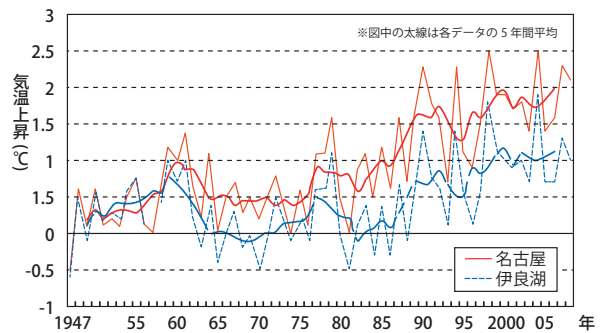
2009年8月27日
AM10:00



出典：名古屋のみどり 緑の現況調査報告書 概要版

■名古屋と伊良湖における平均気温の上昇幅の比較

(1947年基準)



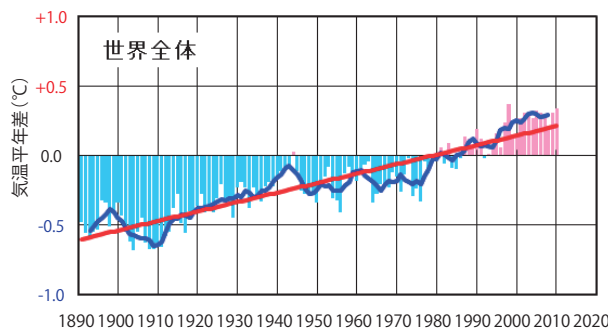
出典：低炭素都市 2050 なごや戦略

イ 地球の気温上昇

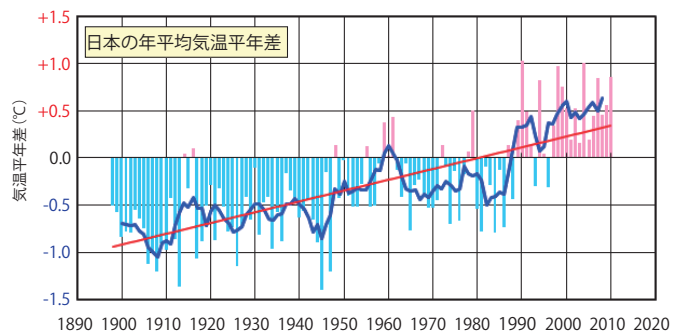
世界の平均気温は上昇傾向にあり、日本も例外ではありません。

また、大気中の二酸化炭素濃度は、18世紀後半の産業革命以前には280ppm前後でしたが、2009年には386.8ppm(温室効果ガス世界資料センターの解析による世界平均)に増加しています。また、名古屋の二酸化炭素濃度も同様に増加傾向にあります。

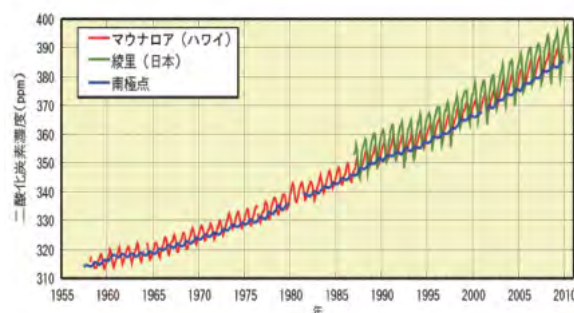
■世界及び日本の平均気温



※棒グラフは各年の平均気温の年差（年値との差）、太線（青）は年差の5年移動平均、直線（赤）は年差の長期的傾向を直線として表したものである。年値は1971～2000年の30年平均値。

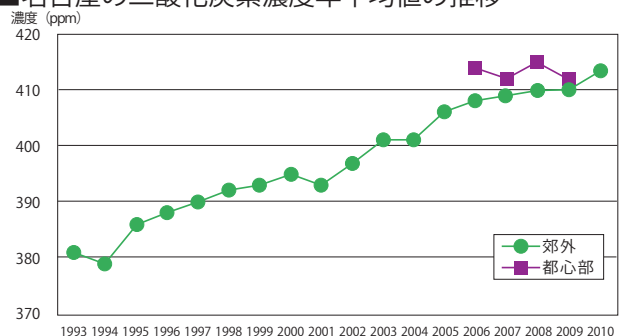


■世界の二酸化炭素濃度の推移



※温室効果ガス世界資料センター（WDCGG）および米国二酸化炭素情報解析センター（CDIAC）が収集したデータを使用。
出典：気象変動監視レポート 2010（気象庁、平成23年6月）

■名古屋の二酸化炭素濃度年平均値の推移



※郊外：農業センター（天白区）
都心部：科学館（中区）
出典：名古屋市環境局

3 主な課題のまとめ

2050 年に向けた主な課題について、「社会情勢の変化」と「人間活動に起因する課題」の面から考えてきました。課題ごとに解決の方向性を整理した図を次頁に示します。これらの課題の解決の方向性を整理すると、大きく 4 つの「めざすべき環境まちづくりの方向性」として整理することができます。

■ 2050 年に向けた主な課題の整理

□主な課題「環境リスクの課題」から

現在、大気汚染や水質汚濁は全体的には改善傾向ですが、水質汚濁など環境目標値・環境基準を達成していないものもあります。また、土壌・地下水汚染や、微小粒子状物質（PM2.5）などの新しい課題にも対応していく必要があります。市民の安全と健康を守る公害対策は、環境保全の基礎をなします。原因の解明とそれに応じた新たな環境課題に対する規制や対策、自然浄化力の向上により、私たちの暮らしの環境リスクを最小限にとどめ、健康で安全、かつ快適な生活環境の確保が必要です。本市は 2050 年に向けて、このような「健康安全都市」の実現をめざします。

□主な課題「廃棄物処理の課題」及び「エネルギー・資源の課題」から

本市では 1999 年の「ごみ非常事態宣言」以降、市民・事業者・行政の協働により、大幅なごみ減量を達成しました。しかし、ごみの最終処分場は有限であり、希少金属をはじめとした天然資源の減少・枯渇も懸念されます。廃棄物等の発生抑制や資源の循環利用、適正処理が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を最小限に抑えることが必要です。本市は 2050 年に向けて、このような「循環型都市」の実現をめざします。

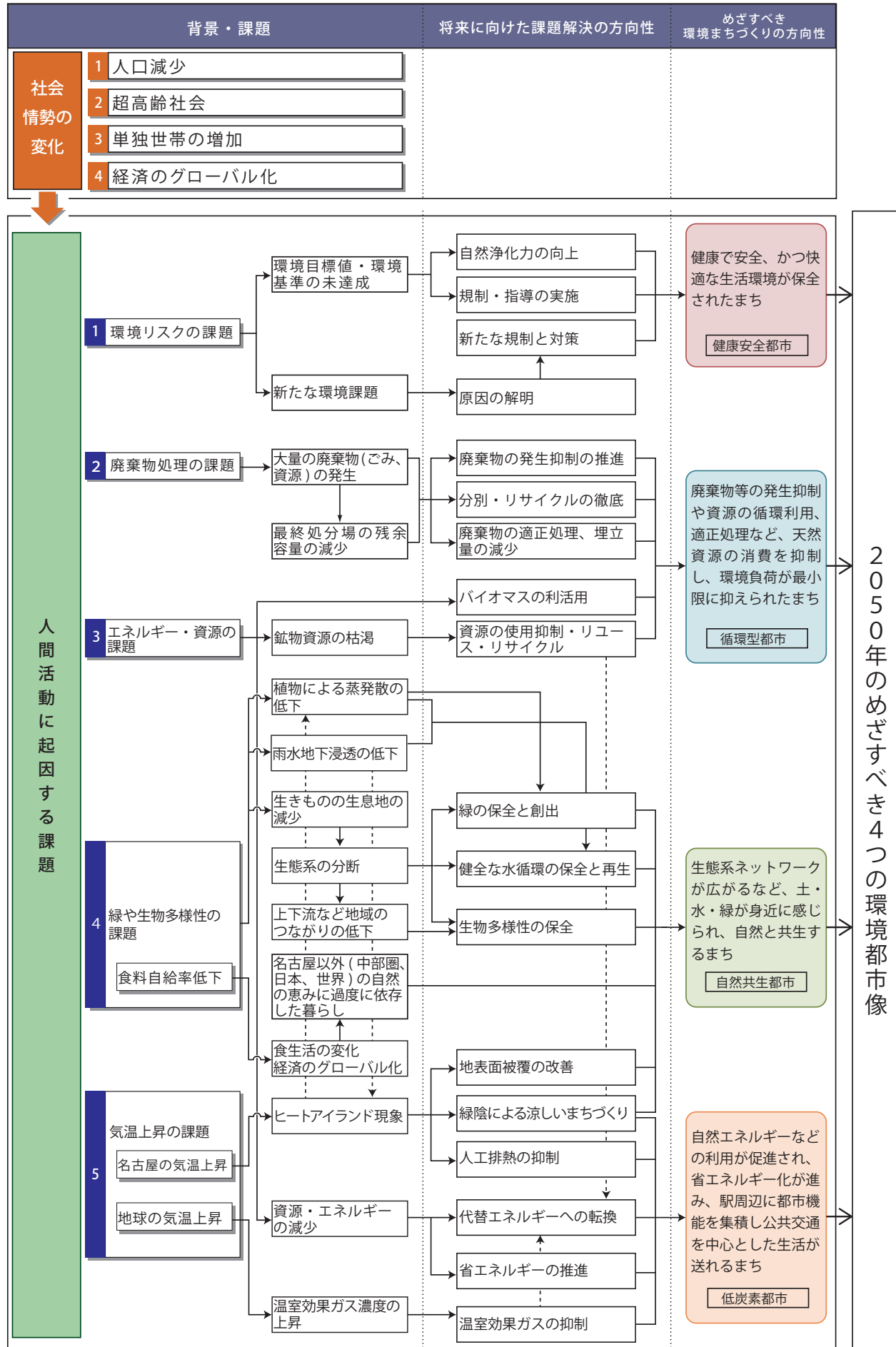
□主な課題「緑や生物多様性の課題」から

都市化の進行とともに市内の緑被地が減少し、生きものの生息地の減少や分断や、植物からの蒸発散や雨水地下浸透の低下を招いています。本市の食料自給率はわずか 1% であり、市域外の自然の恵みに依存しています。健全な水循環が回復し、豊かな水と緑・多様な生きものを身近に感じるために、市内の緑を保全・創出します。また、伊勢湾流域圏の豊かな生態系を保全再生していくことが必要です。本市は 2050 年に向けて、このような「自然共生都市」の実現をめざします。

□主な課題「エネルギー・資源の課題」、「気温上昇の課題」から

二酸化炭素濃度の上昇とともに世界の平均気温は上昇傾向にあります。東日本大震災を受けて、再生可能エネルギーの利用の促進や、ライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、一層の省エネルギーを進めることが必要です。また、駅周辺に都市機能を集約した公共交通中心のまちづくりが必要です。本市は 2050 年に向けて、このような「低炭素都市」の実現をめざします。

■ 2050年に向けた主な課題の整理



第3部

2050年の 環境都市ビジョン

第3部では、第2部までに整理したなごやの風土及び
主な課題を踏まえて、2050年の環境都市ビジョンを設
定します。

2050年の環境都市ビジョン

本市では、第2部 なごやの風土と2050年に向けた主な課題を踏まえ、2050年の環境都市ビジョンを次のとおりとします。

2050年の環境都市ビジョン

土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち

2050年に向けて、なごやの自然、地形、気候、歴史が織りなす風土を活かし、すべての人が協働することによって、土・水・緑・風が復活して、人も生きものもあらゆる生命が輝くまち、日本のトップランナーとして地球環境保全に貢献するまち（環境首都なごや）をめざします。

2050年の姿

2050年は、人まかせで済む遠い未来のことではなく、子供、さらに孫へと、今と確実につながっている時代です。2050年には更なる人口減少と高齢者の増加が予想されますが、私たちが思い描く2050年のなごやは、すべての人が環境問題を自分のことと捉えて連携・行動し、資源が無駄なく循環し、まちじゅうに緑があふれ、きれいな水と空気が保たれている持続可能な都市です。

また、涼しい海風をまちに引きこむ風の道など自然の力を最大限活用するとともに、駅周辺に都市機能を集積し、自動車から公共交通中心の歩いて暮らせる生活スタイルが定着して、人々は自然エネルギーなどの再生可能エネルギーを活用して豊かで快適な暮らしを送っています。さらに、環境を良くする技術の進展が新たな産業となり、雇用を生みだし、なごやの活力となっています。

伊勢湾流域圏では、上下流が互いに暮らしを支えあい、肥沃な大地と木曾三川などの豊かで清らかな水は、伊勢湾の海の幸を育てています。

○ 4つの環境都市像

2050年の環境都市ビジョンをめざすためには、「健康安全都市」、「循環型都市」、「自然共生都市」、「低炭素都市」という4つの環境都市像の実現が必要です。この4つの環境都市像の共通の取組としては、すべての人の主体的な協働、土・水・緑・風の復活などがあります。

4つの環境都市像



4つの環境都市像は
次頁以降をご覧ください。

2050 年に向けた主な課題の解決に向けては、第 2 部第 2 章で整理したように、4 つの環境まちづくりの方向性に基づき、2050 年にめざすべき環境都市像を以下の「健康安全都市」、「循環型都市」、「自然共生都市」、「低炭素都市」とします。

1 健康安全都市

大気と水環境などが良好な状態にあり、健康で安全、かつ快適な生活環境が保全されているまち

- すべての人が環境に配慮した自主的な行動をとることで、お互いに快適な生活環境が保たれ、きれいな水と空気が保たれています。
- 適切な騒音、振動、地盤沈下などの防止対策が行われ、発生源の対策がさらに進み、生活を取り巻く環境が安全で快適に保たれています。
- 環境リスクの評価、事業者の対策がさらに適切に行われ、微小粒子状物質などの新たな環境汚染物質への対応が進んでいます。
- 化学物質等が適正に管理されているとともに、土壤汚染やアスベストなどに対する調査と対策が進み、健康で安全な生活環境が保たれています。
- 市民が化学物質等の有用性・環境影響等について、正しく知り、理解し、話し合い、情報が共有されています。

2 循環型都市

廃棄物などの発生抑制や資源の循環利用、適正処理が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が最小限に抑えられているまち

- 廃棄物などの発生抑制が大幅に進み、廃棄物からの資源・エネルギーの回収が徹底されています。
- 生ごみ・せん定枝などのバイオマス が飼料・肥料・燃料等として無駄なく利活用されるとともに、希少金属などの物質資源が循環利用されています。
- 廃棄物の中間処理の高度化等により適正処理が進むとともに、埋立量は極限まで削減されています。
- 環境コストが商品価格に反映され、消費者がそのコストを負担することにより、環境に配慮した製品設計が促進される「拡大生産者責任」が徹底されています。
- 商品のライフサイクル全体を通して、環境への負荷を少なくするよう配慮されており、その価値が正当に評価され、消費者に支持されています。

3 自然共生都市

生態系ネットワーク¹が広がって、健全な水循環が回復し、豊かな水と土・緑、多様な生きものが身近に感じられるまち

- 身近な緑や水辺を増やし、それらをつないだ生態系ネットワークの拡大によって、風土にあった生きものの生息地が拡大し、緑や多様な生きものが身近に感じられます。
- 雨水の地中への浸透や地表・植物などからの蒸発散といった水循環が健全な状態に回復し、人にも生きものにもやさしい水辺や緑が身近にあります。
- 土・水・緑の復活と風の道²による自然空調が生かされています。
- 豊かな生態系が、きれいな水・大気形成や健康・安全・快適な生活の向上に寄与しています。
- 伊勢湾流域圏の人的交流や地産地消が進み、流域全体が互いに支えあうことで、流域圏の豊かな生態系が保たれています。

4 低炭素都市

自然エネルギーなどの利用が促進され、ライフスタイル・ビジネススタイルの省エネルギー化が進むなど、少ないエネルギー消費で快適な生活ができるまち

- 自然エネルギーなどの再生可能エネルギーや人工排熱などの未利用エネルギーの利用が促進されています。
- 超省エネ機器が普及するなど、ライフスタイル・ビジネススタイルの省エネルギー化が進み、少ないエネルギーの使用で快適な生活が営まれています。
- 公共交通を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業・業務・住宅等の都市機能が適切に配置されています。
- 将来にわたり温室効果ガス濃度が安定化に向かうよう、温室効果ガスの発生量が大幅に削減されています。

1 生態系ネットワーク：保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核とし、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。

2 風の道：海、河川や緑地などからの冷涼な風の通り道のこと。

2050年のイメージ図

土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち

健康安全都市

大気と水環境などが良好な状態にあり、健康で安全、かつ快適な生活環境が保全されているまち



循環型都市

廃棄物などの発生抑制や資源の循環利用、適正処理が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が最小限に抑えられているまち

自然共生都市

生態系ネットワークが広がって、健全な水循環が回復し、豊かな水と土・緑、多様な生きものが身近に感じられるまち



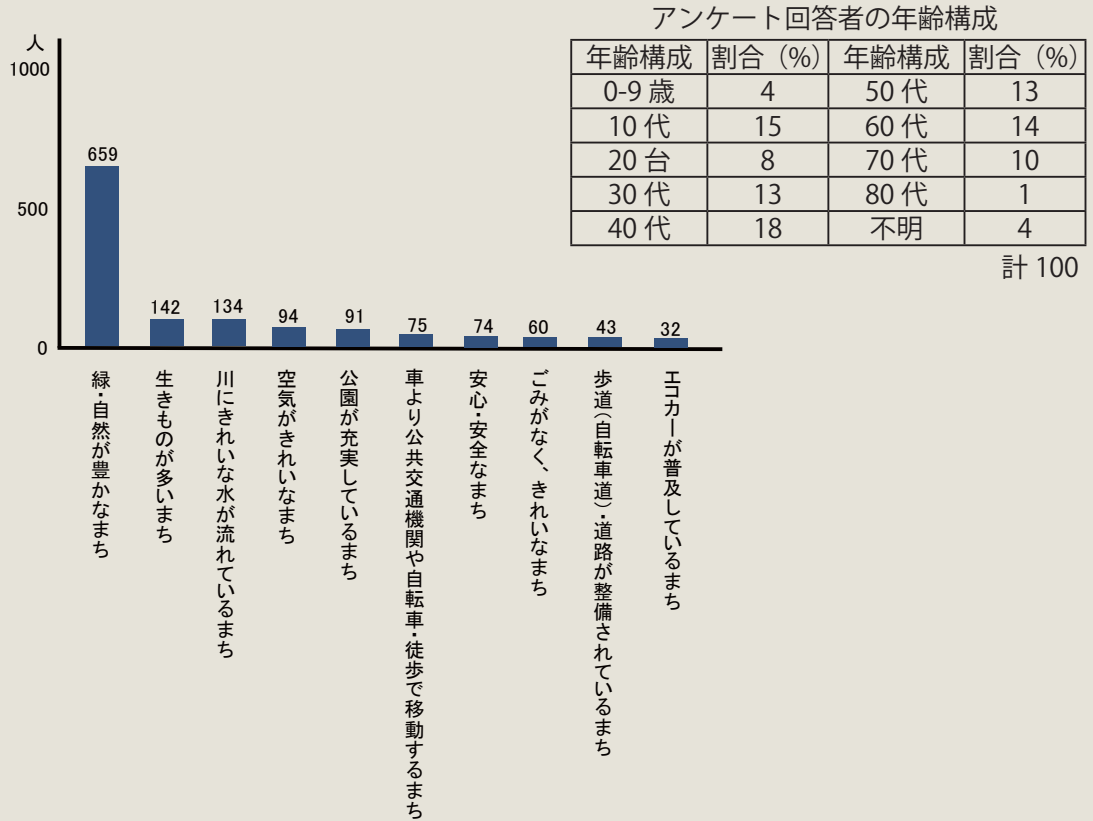
低炭素都市

自然エネルギーなどの利用が促進され、ライフスタイル・ビジネススタイルの省エネルギー化が進むなど、少ないエネルギー消費で快適な生活ができるまち

市民がのぞむ 2050 年のなごやの環境像 [1000 人アンケート]

このアンケートは、平成 22 年のイベント（まるはちの日、環境デーなごや、生物多様性交流フェア）等に来場された約 1000 人の方にご協力いただき、「40 年後の自分あるいは自分の子どもや孫に贈りたいなごやの環境」について、自由記述方式でお答えいただきました。

回答者は 1,164 人、うち市内の人が 696 人、市外が 352 人、不明 116 人でした。



○「40 年後に贈りたいなごやの環境像」の回答

- 最も多かった回答が「緑・自然が豊かなまち」で全体の約 57%、次いで「生きものが多いまち」が約 12%、「川にきれいな水が流れているまち」が約 12%となっており、自然豊かなイメージが半数以上の割合を占めました。
- 自然環境以外では、第 4 位「空気がきれいなまち」（約 8%）、第 5 位「公園が充実しているまち」（約 8%）、第 6 位「車より公共交通機関や自転車・徒歩で移動するまち」（約 6%）、第 7 位「安心・安全なまち」（約 6%）となっていました。
- 「環境像」の回答に示されるように、望ましい環境像は、現在よりも緑が多く、自然とより多くふれ合える都市がイメージされているといえます。

第4部

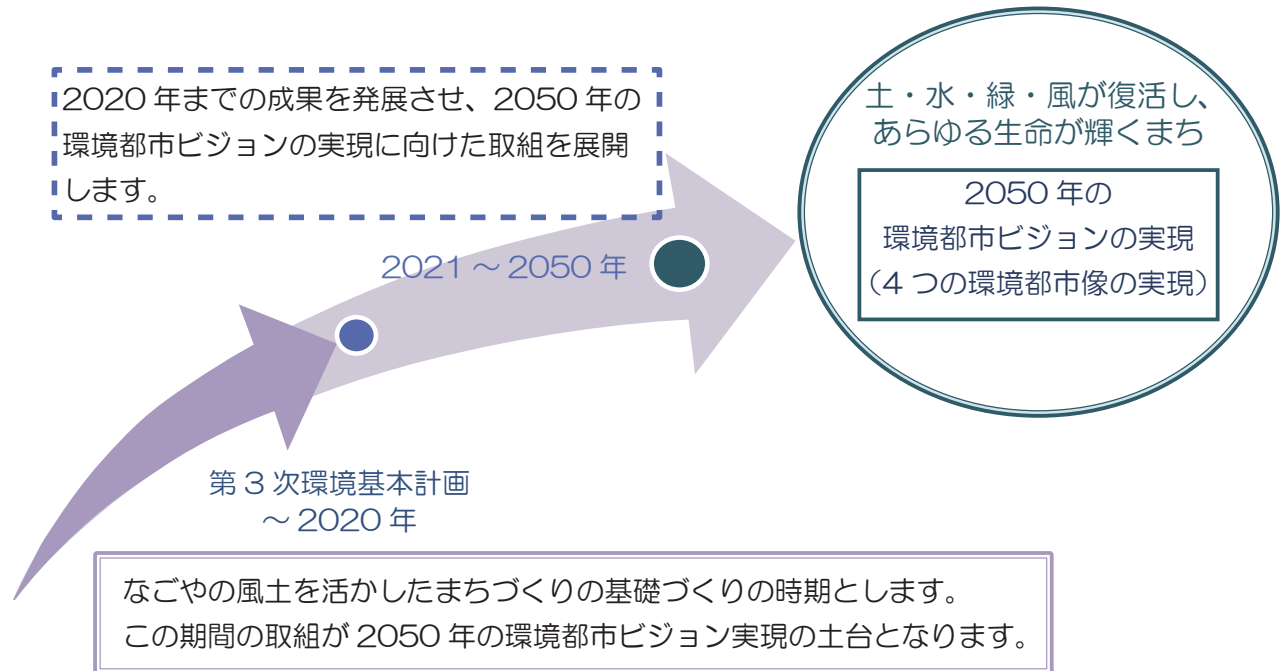
2020年に向けた 施策の大綱

第4部では、2050年の環境都市ビジョンを実現するために、2020年までの施策の方向等を示します。

第1章 2020年に向けた目標と6つの視点

1 2050年の環境都市ビジョンをめざして

第3部で示した2050年の環境都市ビジョンの実現に向けては、社会・経済的な状況の変化にも柔軟に対応しながら、着実に取組を進めていきます。2020年までの10年間は、2050年に向けて土台となる取組を展開していきます。



2 2020年目標

2050年の環境都市ビジョンの実現に向け、その基礎となる2020年までは、次のとおり目標を掲げ取組を推進していきます。

風土を活かし、ともに創る 環境首都なごや

(1) 風土を活かす

本市は、植物が育ちやすい温暖な気候であり、比較的大規模な東山の森などの緑地や西部の水田等が残り、本市の特徴でもある広幅員道路や数多い道路、河川や運河など、市内に自然のネットワークを創生することができます。

また、本市の昼間人口当たりの鉄道延長は、東京・大阪を上回る高い水準にあり、自動車から公共交通中心の省エネルギーで快適に暮らせるまちを実現することができます。

現在の環境問題の解決には、エネルギー利用や自然保護などの要素ごとに問題を捉えるだけでなく、自然環境、産業、交通、歴史・文化、まちづくりなどと結び付いた総合的な対応が必要となります。

そのため、なごやの気候・地形などの自然環境や、なごやのまちの持つ恵まれた可能性を「なごやの風土」として活かした環境まちづくりの実現をめざします。

(2) とともに創る

持続可能な社会の実現には、すべての人が、環境問題を自分のことと捉え、知識の取得や理解にとどまらず、自ら行動できる人の育成を目指すことが大切です。また、社会経済活動の中で環境問題に高い意識をもって協働・連携し、自ら行動できる人づくりが大切です。

そのためには、相互に情報を持ち寄り、ともに学び合い、学んだことを実践し、さらに他者へ普及する、すべての人の参加・協働を図ります。

また、環境に配慮する事業者の行動や取組が、消費者である市民の消費活動に支えられ、社会経済が発展・活性化する関係を築いていきます。

さらに、伊勢湾流域圏など市域を超えた連携や、愛・地球博や COP10 等の経験を活かし、国外の自治体との連携を進め、持続可能な社会の実現をめざします。

コラム

風土

私たちは、地形、気候、太陽の光、大気、水、土壌、生きものなどの自然環境に囲まれ、これらの自然環境に関わりながらなごやの主要な産業が生まれ、文化が築かれるなど、自然からの恵みは衣食住だけにとどまらず、社会経済活動にも大きく影響しています。

私たちの暮らしは、なごやの自然環境とともに築かれてきた歴史や文化と切り離して考えることはできません。将来のなごやの自然環境や文化を、どのような姿にするかは、現在の私たちの行動にかかっています。

本計画では、自然環境に限らず、歴史・文化、風景など人と自然環境との関わり、人の暮らしや社会経済との関係性を含めて、「風土」という捉え方をしています。また、なごやには連携・協働を活かした暮らしが息づいており、このような人と社会との関係性も「風土」に含めて考えていきます。

3 2020年に向けた視点

2050年の環境都市ビジョンを実現するためには、第2部第1章のなごやの風土が持つ5つの可能性を活かすことが大切です。そのため、2020年までの環境施策を展開するにあたり、なごやの風土が持つ可能性を踏まえ、取組を進めるにあたっての6つの視点をまとめました。

なごやの風土が持つ5つの可能性

- 温暖な気候により植物が育ちやすい。また、道路緑化と河川、残存する樹林地、農地がつながることにより、生物多様性を支える自然のネットワークを形成する可能性がある。
- 公共交通機関の活用や、広い道路空間の再配分により公共交通と徒歩・自転車を中心とした生活スタイル確立の可能性がある。
- 愛・地球博、COP10で市民の環境意識が一層向上し、ごみ減量で培った「協働」の力が他の分野にも拡大できる可能性がある。
- ものづくりの技術が先端的産業技術の集積へと発展した土地柄であり、環境の分野においても先進的な技術革新の可能性がある。
- 木曽三川を中心とした上下流交流の歴史と、愛・地球博とCOP10の経験を活かした国内外の自治体との連携の可能性がある。

なごやの風土が持つ5つの可能性を活かす6つの視点

視点1 土・水・緑・風の復活をめざしたまちづくり

土・水・緑の再生を進め、自然が本来持つ調整機能を都市に回復し、人も生きものも快適に暮らせるまちをめざします。

視点2 集約連携型都市構造をめざしたまちづくり

公共交通にアクセスしやすい鉄道駅等を中心とした歩いて暮らせる圏域に都市機能の集約化を進め、エネルギー消費の少ないまちの実現をめざします。

視点3 健康・安全で快適な生活基盤の保全

大気や水環境を良好な状態に保ち、健康で安全、かつ快適な生活環境を保全します。

視点4 すべての人が主役となった参加・協働

一人ひとりが環境に負荷を与える一方、自然の恩恵にあずかっている認識をもち、すべての人が積極的に環境配慮活動を行います。

視点5 地域活力を生む環境と経済・社会の好循環

環境配慮の取組が環境ビジネスの拡大や雇用の創出を生み、持続可能な社会を築き、環境と経済・社会が好循環する社会をめざします。

視点6 広域的な視点にたった持続可能な社会づくり

私たちの暮らしが市域外の地域・生態系に支えられていることを自覚し、広域的な視点にたち、持続可能な社会の実現をめざします。

視点1 土・水・緑・風の復活をめざしたまちづくり

(1) 自然のネットワーク化と生物多様性が向上したまちづくり

既存の土・水・緑を保全し、民有地の緑化や広幅員道路における緑化等を進め、名古屋港に連なる河川・運河等の水面軸も活用して、土・水・緑のネットワーク化を図るとともに、生物多様性及び生態系の質が向上したまちづくりをめざします。

(2) 自然の力を活用した快適なまちづくり

土・水・緑の再生を進め、木々の緑陰による日射防止や、植物・水面・地面からの蒸発散による気温の調節機能の回復を図るなど、自然の力を活用した快適なまちづくりをめざします。

(3) 暮らしに潤いと彩りのあるまちづくり

都市公園や市民農園、親水広場、街路樹など、緑の保全・創出や水辺空間の整備により、身近に自然が感じられる環境づくりを進めます。

視点2 集約連携型都市構造をめざしたまちづくり

(1) 駅そば生活圏¹の形成

鉄道駅等を中心に歩いて暮らせる圏域に住宅・店舗・オフィス・利便施設などの都市機能の集約化を図り、公共交通にアクセスしやすい場所に多くの人が暮らす「駅そば生活圏」の形成に向けた土台づくりをめざします。

(2) 環境にやさしい交通体系の構築

自動車から公共交通機関、徒歩・自転車への転換を促し、公共交通を中心とした、エネルギー消費の少ない低炭素な都市への転換をめざします。

(3) 自然エネルギーなど、再生可能エネルギーの利用

自然エネルギーなど再生可能エネルギーや、人工排熱等の未利用エネルギーの利用を進めます。また、省エネルギー機器の普及などにより、エネルギーの効率的な利用を図っていきます。

視点3 健康・安全で快適な生活基盤の保全

なごやの風土の持つ可能性を活かした環境施策を進めていく上で、生活基盤を確保していくことが大切です。このため、大気や水環境を良好な状態にし、健康で安全、かつ快適な生活環境を保全します。

¹ 駅そば生活圏：住宅・店舗・職場などが駅のそばに集まり、自転車、公共交通機関を利用して歩いて暮らせる駅そばの生活エリア。

視点4 すべての人が主役となった参加・協働

(1) 暮らし・ビジネスのあらゆるシーンで環境配慮の活動

本市のごみ減量を支えた「協働」を、生物多様性の保全や地球温暖化防止などの地球環境問題への取組に拡大し、環境に配慮することが当たり前となるようなライフスタイル・ビジネススタイルをめざします。また、「ごみ非常事態宣言」後の市民・事業者・行政の協働によるごみ減量の取組で培われた分別文化をさらに発展させ「ごみも資源も減らす・活かす」という観点から取組を進めます。

(2) 環境問題を自分のことと捉え、行動する人を育て、行動の輪を広げます。

環境問題は、市民も事業者も、被害者と原因者の両方の立場を併せ持っているため、現在の暮らしが将来のなごやの環境に与える影響を認識し、将来の環境問題についても自分のこととして捉え、行動できる人の輪が広がっていくことをめざします。

視点5 地域活力を生む環境と経済・社会の好循環

(1) 環境ビジネスを支援し、地域活力の向上

これまで培われたなごやのものづくり技術や産業文化を生かし、環境・エネルギー課題に対する技術開発を支援し、環境産業の育成や経済の活性化をめざします。

(2) 環境にやさしい消費行動と事業活動の促進

環境保全に積極的な事業者を選択する消費者の環境行動が、事業者の環境にやさしい商品等の改良・開発につながる、環境と経済・社会の好循環をめざします。

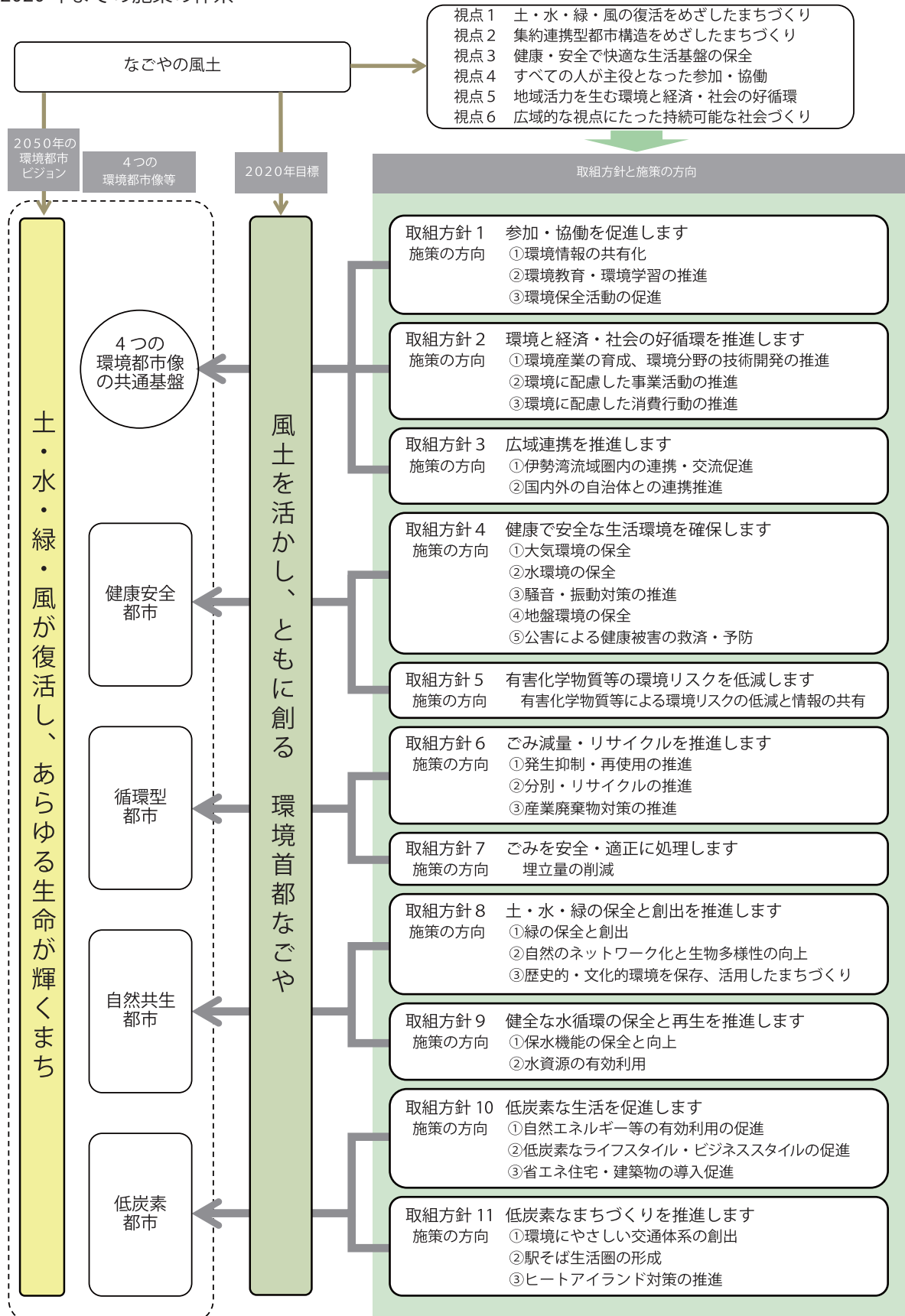
視点6 広域的な視点にたった持続可能な社会づくり

環境問題は市域の範囲だけでは捉えきれないものであるため、広域的な視点に立ち、伊勢湾流域圏の連携・交流を図ります。また、愛・地球博、COP10 の経験を活かして、国内・国外の自治体との連携・交流を図るとともに、環境の保全と社会・経済の持続可能な社会の実現をめざします。

第2章 施策の体系

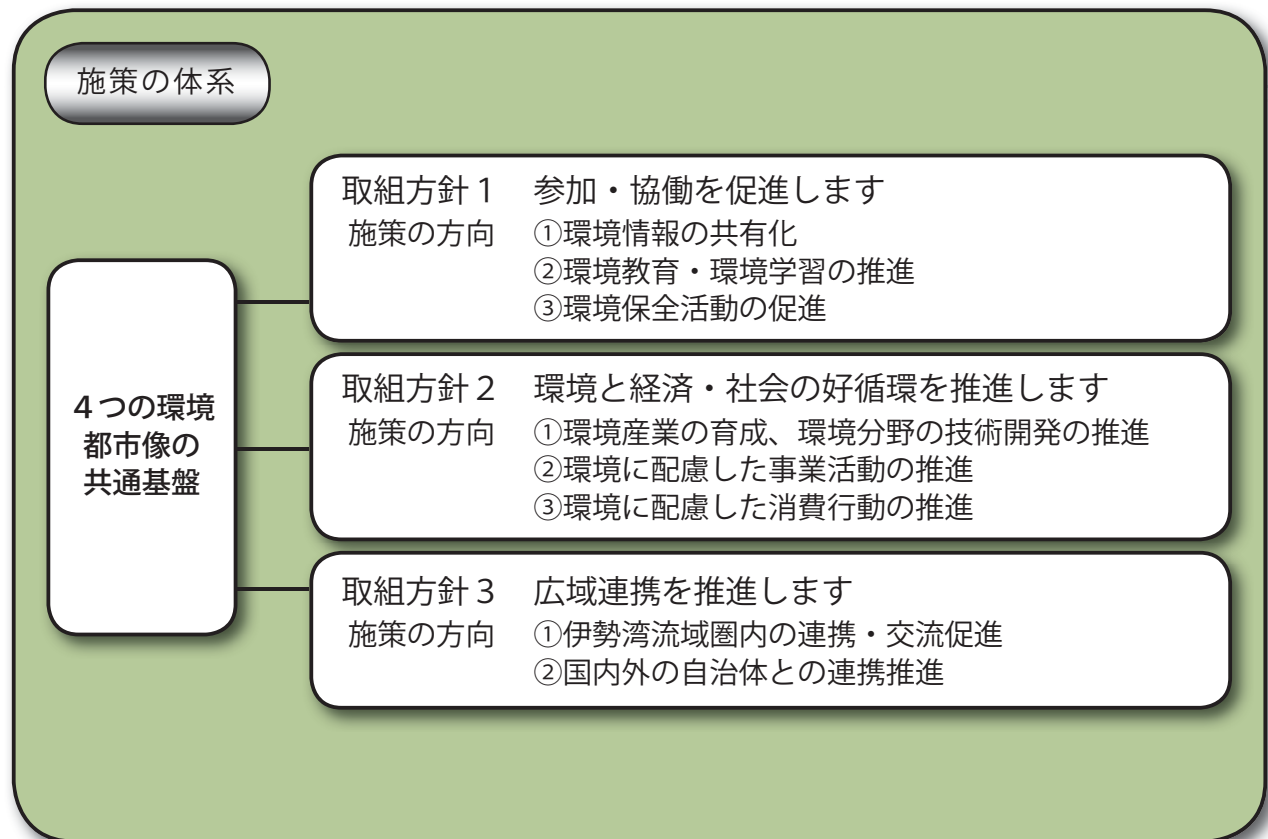
2020年目標「風土を活かし、ともに創る 環境首都なごや」を実現するために、なごやの風土の持つ可能性を活かした視点を踏まえ、「健康安全都市」「循環型都市」「自然共生都市」「低炭素都市」の4つの環境都市像の実現に向けた2020年までの取組方針などを示します。

■ 2020年までの施策の体系



第3章 4つの環境都市像の共通基盤

2050年の4つの環境都市像の実現に向けて共通基盤となる2020年までの取組方針などを以下に示します。



第4部第3章「4つの環境都市像の共通基盤」、第4章「4つの環境都市像を実現するための取組」では、市の取組を整理しています。

その中で、特に市民や事業者の参加・協働によって進める取組については、それぞれ右欄に「○」を付けて示しています。

※市民・・・市民団体、NPO等を含めて「市民」としています。

※事業者・・・事業者団体、NPO等を含めて「事業者」としています。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○XXXXXX XX XXXXX (XXXXXX局)	○	○

取組方針1 参加・協働を促進します

すべての人の参加・協働を促進するため、環境情報の共有化を図るとともに、環境教育・環境学習の推進や環境保全活動を促進します。

指 標

指標項目	現状値 (2010 年度)	2020 年度目標
なごや環境大学の活動参加者数	20,901 人	30,000 人
環境問題の解決には、事業者や行政の取組だけでなく、市民自ら行動することが必要と強く思う市民の割合 ^{※1}	54.1%	60%
環境に関する情報発信が十分と感じている市民の割合 ^{※1}	6.9%	20%

※1 市民アンケート調査

取組方針1 参加・協働を促進します

施策の方向① 環境情報の共有化

ホームページや広報誌などを活用し、分かりやすい情報を発信することにより、環境情報の共有化を図ります。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに 進める取組	特に事業者とともに 進める取組
○環境情報の発信 環境の現状、環境の保全に関してとりまとめた「名古屋環境白書」や、ごみ・資源の処理に関してとりまとめた「名古屋ごみレポート」などを発行するとともに、ホームページでの情報発信など、市民・事業者に関心する情報を提供します。 (環境局)	○	○
○環境情報の収集 環境情報を収集するために、市民・事業者との協働で、市民調査隊、環境モニターなどを実施します。 (環境局)	○	○
○事業者の表彰制度 エコ事業所認定制度に基づく表彰制度を拡充し、まちづくりに寄与する取組に対して表彰制度を設けるとともに、優良事例を積極的に情報提供します。 (環境局)	○	○

施策の方向② 環境教育・環境学習の推進

次代を担う子どもたちの発達段階に応じた環境学習を推進するなど、地域や学校等での環境教育・環境学習を推進します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○次世代環境学習の推進 幼稚園・保育所（なごやエコキッズ）および小中学校・高等学校・特別支援学校（なごやエコスクール）に、環境情報ネットを使った情報提供や出前授業を実施します。また、幼稚園・保育所、小学校に「環境サポーター」を派遣し、環境にやさしい取組を支援します。大学では、大学祭実行委員会と協働し、大学祭等でのエコ企画などを実施します。 （環境局） ○エコ・フレンドシップ事業 自然体験や環境を守る人との交流を図る「環境未来探検隊の活動」、環境を守るために自分たちができることについて話し合う「子ども環境会議」などの取組を行います。 （教育委員会） ○地域における環境教育 身近な環境問題への意識の高揚や、行動するきっかけづくりを目的として、地域での環境保全に関する講習会や教室などを開催します。 （環境局） ○自然体験型環境学習の推進 自然観察会、水辺の環境学習、池干し、里山の手入れ、藤前干潟での保全活動、各地での森づくり活動を実施するとともに、自然体験型環境学習を推進します。 （環境局、緑政土木局） ○なごや環境大学 市民・企業・大学・行政等の協働により、「持続可能な地球社会」を支える人づくり、人の輪づくりをめざし、屋外、屋内問わず「まちじゅうをキャンパス」として環境学習・環境活動を展開します。 （環境局） ○環境学習センター 身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、楽しみながら体験・学習できる拠点施設として、バーチャルスタジオやワークショップ、NPO・事業者等の取組の企画展示等を充実し、環境学習を推進します。 （環境局） ○東山動植物園 東山動植物園再生プラン新基本計画に基づき、動植物の展示、環境教育、調査研究、種の保存に取り組み、自然の素晴らしさや大切さを体験、体感することによる環境学習を推進します。 （緑政土木局）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

施策の方向③ 環境保全活動の促進

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○なごや生物多様性センター 多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごやを実現するため、様々な団体と連携し、なごやの身近な自然の調査、保全活動を進め、生きものに関する情報を集約し発信します。 (環境局) ○環境イベントの実施 市民・事業者・行政がともに考え、環境問題への理解と関心を深め、具体的な行動を実践するきっかけとする環境イベントを実施します。 (環境局はじめ関係局) ○EXPO エコマネーの推進 環境に配慮した行動をポイント化し、EXPO エコマネーの仕組みを通じた市民の環境保全活動を促進します。 (環境局) ○まちの美化 「町を美しくする運動」を推進し、美化推進重点区域を中心に、各区で清掃活動（クリーンウォーキング）や啓発活動等を実施します。 (市民経済局、環境局はじめ関係局)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

取組方針 2 環境と経済・社会の好循環を推進します

環境産業（環境・エネルギー課題解決産業等）の育成や環境分野の技術開発を推進します。また、環境産業の育成支援を行うなど、環境に配慮した事業活動を促進するとともに、市民による環境に配慮した消費行動を推進します。

指 標

指標項目	現状値 (2010 年度)	2020 年度目標
エコ事業所認定数 ^{※ 1}	1,284 件	2,800 件
省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んだ市内中小企業の割合 ^{※ 2}	37.0% (2011 年度)	50%
商品の環境情報が十分と感じている市民の割合 ^{※ 3}	30.8%	40%

※ 1 低炭素都市なごや戦略実行計画（策定中）に掲げられている指標です。

※ 2 名古屋市景況調査

※ 3 市民アンケート調査

取組方針2 環境と経済・社会の好循環を推進します

施策の方向① 環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進

環境産業の企業立地を支援するなど環境産業の育成、環境分野の技術開発を推進します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○環境・エネルギー分野における産業振興 次世代自動車などの環境・エネルギー課題解決産業を重点産業分野に位置づけ、本市への企業立地を支援します。 (市民経済局) ○調査・研究の推進 環境浄化に関する技術や資源リサイクル等の環境課題に対応した調査や研究を推進し、情報の提供や技術シーズ¹の企業移転に努めます。 (市民経済局) ○自然エネルギーの積極的な導入支援 自然エネルギーの普及拡大を図るため、太陽光・太陽熱をはじめとする自然エネルギーの導入を積極的に支援します。また、自然エネルギーなどを効率的に利用するシステムなど最新環境技術の導入を促進します。 (環境局、市民経済局、総務局) ○低炭素型ビジネスの育成・支援 金融機関による低利融資・環境格付け評価において、地球温暖化対策計画書制度やエコ事業所認定制度での高評価事業所が優遇される制度設計や、産官学による低炭素経営を目指す事業者の評価制度の研究を進めるほか、各種団体が実施する補助・融資等の制度が活用しやすい仕組みづくりを進めるなど、支援制度の充実に検討します。 (環境局)	○	○

1 技術シーズ：新技術の発展につながる可能性を秘めた発見や技術等。

施策の方向② 環境に配慮した事業活動の推進

環境への負荷の少ない事業活動を促進・支援する、エコ事業所認定制度を強化するなど環境に配慮した事業活動を推進します。また、市自らも率先して環境に配慮した事業活動を実践します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○エコ事業所認定制度の強化 環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している事業所をエコ事業所として認定し、事業活動における自主的な取組を支援します。また、認定事業所のさらなる環境配慮活動を促すため、一定条件を満たした事業所を上位段階に評価するステップアップ制を導入します。 (環境局) ○環境影響評価制度¹ 環境影響評価制度の適切かつ円滑な運用を通じ、適正な環境配慮の確保を推進します。さらに、事業計画のより早期の検討段階において環境配慮の検討を促進することができる制度の導入を図ります。 (環境局) ○環境保全設備資金融資制度 環境への負荷が少ない事業活動を促進するため、環境保全設備資金融資制度による助成などの支援を行います。 (環境局) ○生物多様性に配慮した事業活動の促進 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスの創造に向け、生物多様性と事業活動の関わりなどを分かりやすく啓発するほか、生物多様性に配慮した事業活動を促進します。 (環境局) ○公害防止・環境保全の監視等 公害防止計画・環境保全計画の策定、監視及び測定などの義務を定めた公害防止協定・環境保全協定を事業者と締結し、環境に配慮した事業活動を推進します。 (環境局) ○名古屋市役所環境行動計画 2020 の推進 市民・事業者により率先して本市が取り組むべき環境に配慮した事業活動を実践します。また、この活動を推進する仕組みとして「なごや環境マネジメントシステム（N-EMS）」を運用します。 (環境局はじめ関係局)		○ ○ ○ ○ ○

1 環境影響評価制度：道路や鉄道の建設、大きな建物の建築などの事業を行う場合に、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政が意見を出し合い、事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていけることを目的とした仕組み。

取組方針2 環境と経済・社会の好循環を推進します

施策の方向③ 環境に配慮した消費行動の推進

環境にやさしい商品や事業者を選ぶグリーン購入を推進するなど、環境に配慮した消費行動を推進します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○グリーン購入の推進 消費行動を通じて環境負荷を減らすために、消費者である市民が日常的な買い物を通じて、環境にやさしい商品・事業者を選ぶグリーン購入を促進します。また、事業者は、事業者向け名古屋市グリーン購入ガイドラインに基づき、市は、名古屋市グリーン購入ガイドラインに基づき、グリーン購入を推進します。 （環境局はじめ関係局） ○地産地消の推進 地場農産物を扱う朝市・青空市などを推進します。 （緑政土木局） ○生物多様性に配慮した消費行動の促進 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスの創造に向け、日常生活と生物多様性の関わりなどをわかりやすく啓発するほか、生物多様性に配慮した消費行動を促進します。 （環境局）	○ ○ ○	○ ○

取組方針3 広域連携を推進します

伊勢湾流域圏内の連携・交流を促進するとともに、国内外の自治体との連携を進め、環境に関する広域連携を推進します。

指 標

指標項目	現状値 (2010 年度)	2020 年度目標
伊勢湾流域圏（愛知・岐阜・三重・長野）産の農産物を 価格が少し高くても優先して選ぶ市民の割合※ ¹	16.1%	30%
木曽川流域の水環境を守りたいと思う市民の割合※ ¹	51.0%	70%

※¹ 市民アンケート調査

取組方針3 広域連携を推進します

施策の方向① 伊勢湾流域圏内の連携・交流促進

木曽三川を中心とした流域圏内の交流を促進するなど、伊勢湾流域圏内の連携・交流を促進します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○流域圏交流の促進 市民を対象とした木曽川の水源林等で植樹などの保全活動や、市内の小学生親子を対象とした水源林での間伐作業の体験などで上下流交流を図りながら水環境保全に努めます。また、木曽三川流域の経済交流を図るため、流域の農作物や特産物を販売する「エコ市」を開催します。名古屋市民御岳休暇村では、広大な自然の保全活用を図りながら地元と協働して、体験事業や環境学習プログラムを実施します。 （上下水道局、市民経済局、環境局） ○流域自治体間の連携・協働の促進 COP10 を機に、木曽三川流域の水環境を守っていくことを流域自治体の総意として発信した「流域自治体宣言¹」を基盤として、流域自治体と連携・協働し、団体・市民レベルでの交流を発展させる具体的方策について、検討し、実施します。 （上下水道局） ○平成の名古屋市民の森づくり 本丸御殿の復元に多量の木曽の山の木材を使用することをきっかけとした、上下流の市民交流を進めるため、市民が木曽川上流の森で植樹、下草刈りなど豊かな山を育てることを体験する「平成の名古屋市民の森づくり」事業を実施します。 （市民経済局） ○伊勢湾の再生の推進 伊勢湾流域圏の環境改善をめざすため、関係自治体などとの連絡・調整会議に参加し、水環境などの調査・研究及び普及啓発を実施します。また、木曽川の上流部に下水処理施設を持つ自治体と健全な水循環の構築をめざし、水処理に関する情報や技術の交換を実施します。 （総務局、環境局、上下水道局）	○ ○ ○ ○	○ ○

1 流域自治体宣言：COP10 生物多様性交流フェア会場で開催された流域自治体フォーラムにおいて、生き物にとって欠かすことのできない大切な水について、木曽三川流域の参加市町村が共同でとりまとめたもの。水でつながる多様な生物の輪を守るため、水でつながる流域の自治体が、人の和をもって連携・協働し、森・川・海からなる水の環を健全に守っていくことを宣言したもの。

施策の方向② 国内外の自治体との連携推進

COP10の成果を引き継ぐなど、国内外の自治体間における連携を推進します。

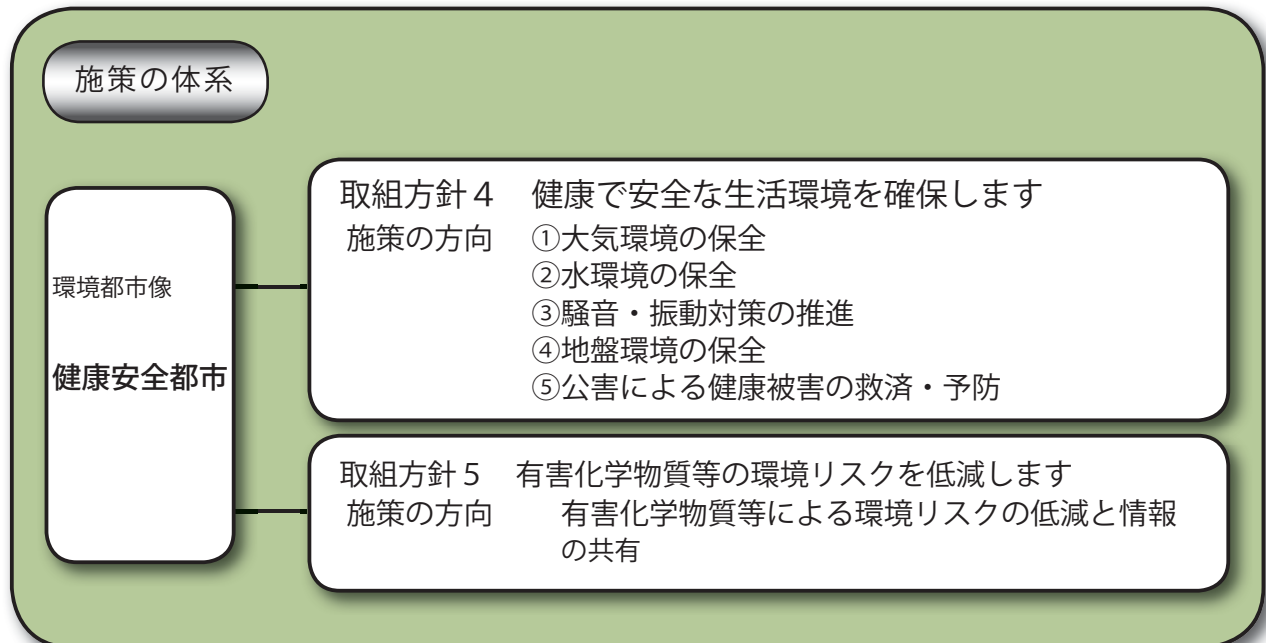
主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○ 2012 年生物多様性国際自治体会議に向けた準備会議等 COP10 の関連会議であった「生物多様性国際自治体会議」の成果を継承するため、国際自治体会議準備会議を開催するなど、COP11 時の国際自治体会議の開催に向けて、国際的な連携を推進します。 (環境局) ○国際協力の推進 開発途上国の環境保全の取組をすすめるために、研修生を受け入れます。また、ICLEI¹ の国際間のネットワークにより国内外の自治体との連携・協力を実施します。 (環境局はじめ関係局) ○カーボン・オフセット²の制度の活用 東海三県一市のデータベースを構築するとともに、地域固有のカーボン・オフセット用のクレジットを創出し、仲介及び取引の支援をします。 (環境局)	○	○

- 1 ICLEI：International Council for Local Environmental Initiatives（国際環境自治体協議会）の略。「イクレイー持続可能性をめざす自治体協議会」は、持続可能な開発を公約した自治体・自治体協会で構成された、民主的で国際的な連合組織。世界 70 カ国、1,227（2010 年 7 月現在）の自治体に参加し、気候変動などの課題の解決に向け、国際的な視野を持って地域での取組を進めている。
- 2 カーボン・オフセット：避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量と同等の温室効果ガスの削減・吸収量を購入することで、排出される温室効果ガスを相殺（オフセット）する考え方。

第4章 4つの環境都市像を実現するための取組

1 健康安全都市

2050年の「健康安全都市」の実現に向け、2020年までの取組方針などを以下に示します。



取組方針4 健康で安全な生活環境を確保します

大気や水環境を保全するなど健康で安全な生活環境を確保します。

指 標

指標項目	現状値 (2010年度)	2020年度目標
大気汚染に係る環境目標値（二酸化窒素）の達成率 ^{※1}	77.8%	100%
水質汚濁に係る環境目標値（BOD）の達成率 ^{※1}	72.0%	100%
自動車騒音の環境基準達成率（幹線道路全体） ^{※2}	91%（昼夜間） (2009年度)	95%（昼夜間）
1cm以上の地盤沈下域面積	0km ²	0km ²
名古屋は公害の心配のないまちと思う市民の割合 ^{※3}	22.5%	30%
名古屋の空気がきれいだと思う市民の割合 ^{※3}	41.7%	50%
名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合 ^{※3}	23.9%	40%

※1 達成率：環境目標値を達成した地点／調査地点

※2 第2次なごや自動車環境対策アクションプラン(2010年12月策定)に掲げられている指標です。

※3 市民アンケート調査

施策の方向① 大気環境の保全

大気汚染の常時監視や規制指導を行うなど大気環境を保全します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに 進める取組	特に事業者とともに 進める取組
○大気汚染の常時監視 大気汚染の常時監視及び有害大気汚染物質のモニタリングを実施し、大気汚染の状況を把握します。また、微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視体制の充実を図るなど、新たな環境汚染への対応を進めます。 （環境局）		
○大気汚染物質の規制指導 環境基準や環境目標値を達成するために、工場・事業場に対し、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出削減の規制指導を実施します。 （環境局）		○
○自動車排出ガス対策の推進 第2次なごや自動車環境対策アクションプラン¹に基づき、自動車排出ガスに起因する大気汚染対策を総合的・計画的に推進します。また、最新規制適合貨物自動車等への代替促進、次世代自動車の導入を推進します。 （環境局）	○	○
○悪臭防止対策の推進 悪臭を発生する工場・事業場等に対して、規制基準の遵守状況を確認するための検査及び、悪臭対策の規制指導を実施します。また、悪臭対策指導指針に基づき市民から公募したパネル（臭気の強さを判定する人）による測定を実施し、必要な指導を行います。 （環境局）	○	○
○石綿対策の推進 建築物を解体する事業者に対し、石綿の使用状況を確認するほか、石綿除去工事の際に大気中への石綿の飛散防止対策の遵守状況を確認します。 （環境局）		○
○エコドライブの促進 条例で義務付けたアイドリング・ストップの周知を図るとともに環境にやさしい自動車利用（エコドライブ）を促進します。また、エコドライブ講習を受講し事業所内で積極的に実践の呼びかけを行う「エコドライブマイスター」を認定し、事業所におけるエコドライブの普及・実践を促進します。 （環境局）	○	○

1 第2次なごや自動車環境対策アクションプラン：自動車の環境対策について2020年を中期的目標年として、二酸化窒素・浮遊粒子状物質対策、二酸化炭素対策、騒音対策、エコカー普及の4項目について具体的な目標を定め、目標達成に向けての取組を進めるもの。

取組方針4 健康で安全な生活環境を確保します

施策の方向② 水環境の保全

水質汚濁の常時監視や規制指導を行うなど水環境を保全します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○水質汚濁の常時監視 河川等において水質調査を実施し、公共用水域及び地下水の水質の状況を把握します。 (環境局) ○水質汚濁の規制指導 環境基準や環境目標値を達成するために、工場・事業場に対し水質汚濁防止の規制指導を実施します。 (環境局) ○河川維持水量の確保 水量の豊かな河川からの導水や地下水、ため池の水の有効利用、下水道の高度処理水の活用により、河川などの水量の確保と水質の改善を推進します。 (緑政土木局) ○堀川の水環境改善 堀川の水環境改善のため、ヘドロ除去などにより水質の改善を推進します。 (緑政土木局) ○閉鎖性水域¹の環境改善対策 海域の富栄養化防止のために、COD²、窒素及びリンの排出について規制指導を行います。 (環境局) ○下水道整備の推進 下水道における水環境向上施策として、高度処理³の導入や合流式下水道⁴の改善を推進します。 (上下水道局) ○水質汚濁防止の普及啓発 市民による水質モニタリングなどを通して水質保全の啓発をします。 (環境局) ○災害応急用井戸の指定 災害時の応急給水体制を補完し、地域住民に対し飲用を除く生活用水を提供するため、災害応急用井戸を指定します。 (環境局、健康福祉局)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

- 1 閉鎖性水域：湖沼・内湾・内海など水の出入りが少ない水域のこと。自然の自浄作用が緩慢なため人為的な富栄養化の影響を受けやすい。
- 2 COD:Chemical Oxygen Demand（化学的酸素消費量）の略。水質汚濁の指標の1つで、水中の有機物を酸化剤によって酸化するのに消費される酸素量。この値が大きいほど水中の有機物は多く、汚濁の程度も大きい傾向にある。
- 3 高度処理：通常の下水処理で得られる水質以上に窒素やリンなどを除去可能な高水準な処理方法。
- 4 合流式下水道：汚水及び雨水を同一の管きょで排除し処理する方式。

施策の方向③ 騒音・振動対策の推進

騒音・振動の実態監視や騒音・振動防止のための規制指導を行うなど、騒音・振動対策を推進します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○騒音・振動の実態監視 自動車・鉄道による騒音・振動の状況や航空機による騒音の状況等を把握するために実態監視を実施します。 (環境局) ○騒音・振動防止対策のための規制指導 工場・事業場及び工事現場等に対し、騒音・振動防止のための規制指導を実施します。 (環境局) ○幹線道路における自動車騒音の改善 第2次なごや自動車環境対策アクションプランに基づき、自動車騒音対策において優先的に取り組む区間を定め、交通量・交通流対策等も含めた総合的な騒音対策を関係機関の協力を得て推進します。 (環境局) ○低騒音（排水性）舗装の実施 騒音など沿道環境の悪化が著しい幹線道路において、舗装の補修にあわせて低騒音（排水性）舗装を推進します。 (緑政土木局)	○	○ ○

取組方針4 健康で安全な生活環境を確保します

施策の方向④ 地盤環境の保全

土壌・地下水汚染の規制指導や地盤沈下の監視指導を行うなど、地盤環境を保全します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○土壌・地下水汚染の規制指導 人の健康被害の防止及び生活環境の保全のため、事業者等に対し、土壌・地下水汚染対策の規制指導を実施します。また、自主的な調査により汚染が判明した場合についても、適切な土壌・地下水汚染対策を促進します。 (環境局) ○地盤沈下の監視・指導 地盤沈下や地下水位の観測を行うとともに、地盤沈下対策として、工場・事業者等からの揚水量の削減指導を行い、事業者の自主的な削減を促します。 また、規制対象外の小口径井戸（井戸設備）について、地下水採取量の報告を義務化し、地盤環境の把握に努めます。 (環境局) ○地下水かん養¹の促進 雨水の地下浸透の普及啓発に努めます。 (環境局) ○工業用水道の利用促進 地盤沈下防止のために、工業用地下水の代替水源である工業用水道の利用を促進します。 (上下水道局)	○ ○	○ ○ ○

取組方針4 健康で安全な生活環境を確保します

施策の方向⑤ 公害による健康被害の救済・予防

公害認定患者に対する救済など、公害による健康被害の救済と予防に努めます。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○公害認定患者の救済 大気汚染による公害認定患者に対する補償給付及び医療費助成を実施します。 (環境局) ○公害保健福祉事業等の推進 公害認定患者の健康の回復、保持及び増進や大気汚染の影響による市民の健康被害を予防し健康の回復を図るための取組を推進します。 (環境局) ○石綿による健康被害者の救済 救済制度の相談、申請等の受付窓口を設置し、健康被害者の救済に努めます。 (環境局) ○調査・研究 大気汚染が健康に及ぼす影響等について、情報収集や調査・研究に努めます。 (環境局)		

1 地下水かん養：雨や河川水が地下浸透して帯水層に水が補給されること。市街化に伴い、農地・林地などが舗装道路に変わり、地下水のかん養が阻害されつつあり、透水性舗装・浸透ますの普及を図っている。

取組方針5 有害化学物質等の環境リスクを低減します

有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有化を図ります。

指 標

指標項目	現状値	2020 年度目標
化管法 ^{※1} に基づく化学物質 ^{※2} の届出排出量の合計	1,500 トン / 年間 (2009 年度)	1,500 トン / 年間 未滿

※1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

※2 第一種指定化学物質

取組方針5 有害化学物質等の環境リスクを低減します

施策の方向 有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有

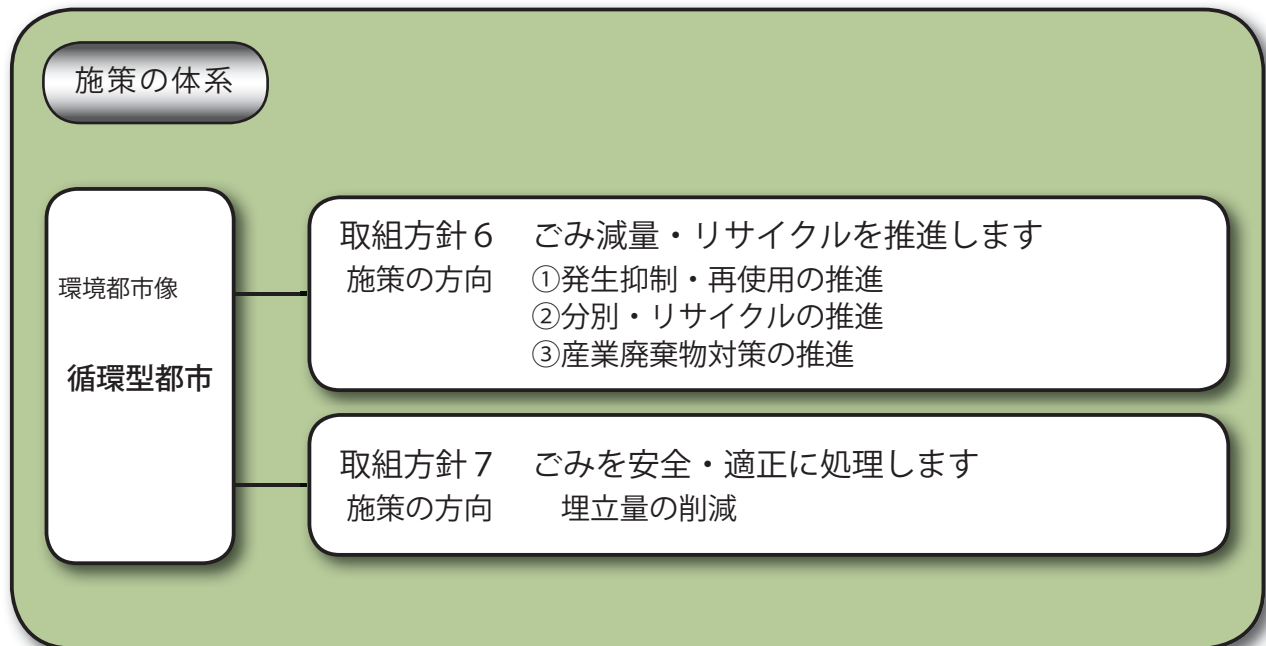
ダイオキシン類の監視指導や化学物質の適正管理を促進するなど、有害化学物質による環境リスクの低減と情報の共有に努めます。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに 進める取組	特に事業者とともに 進める取組
○ダイオキシン類の監視指導 環境中のダイオキシン類による汚染状況を把握するとともに、工場・事業場に対し、規制指導を実施します。 (環境局)		
○化学物質の適正管理の促進 対象化学物質の環境への排出量や取扱量について事業者からの届出により把握します。また、事業者に対して化学物質の自主的な管理の改善を促し、災害時の有害物質の漏出・拡散による環境汚染を未然に防止するためにも事業者による適正管理を促進します。 (環境局)		○
○化学物質に関する情報の提供 講座や講演会を開催し、化学物質の環境リスクに関する情報発信を行うとともに、事業者によるリスクコミュニケーション¹の普及促進を図ります。 (環境局)	○	○

1 リスクコミュニケーション：科学的知見による解明が難しく、人によって受け止め方に違いがある環境リスクについて、環境リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政など全ての人が共有しつつ、互いに意思疎通（コミュニケーション）を図り、合意形成を行うこと。

2 循環型都市

2050年の「循環型都市」の実現に向け、2020年までの取組方針などを以下に示します。



取組方針6 ごみ減量・リサイクルを推進します

ごみ・資源の発生抑制・再使用や分別・リサイクルを進めるなどごみ減量・リサイクルを推進します。

指 標

指標項目	現状値 (2010 年度)	2020 年度目標
ごみと資源の総排出量 ^{※1}	97 万トン	現状値以下
ごみ処理量 ^{※1}	62 万トン	54 万トン
資源分別率 ^{※1}	36.2%	48%
日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合 ^{※2}	80.5%	90%
産業廃棄物排出量 ^{※3}	358 万トン (2007 年度)	351 万トン
産業廃棄物の再生利用・減量化率 ^{※3}	94.7% (2007 年度)	95.2%
産業廃棄物の最終処分量 ^{※3}	19 万トン (2007 年度)	17 万トン

※1 第4次一般廃棄物処理基本計画（2008年5月策定）に掲げられている指標で、2020年度の「ごみと資源の総排出量」の目標は104万トンとしています。

※2 市民アンケート調査

※3 第4次産業廃棄物処理指導計画（2011年3月策定）に掲げられている指標です。

施策の方向① 発生抑制・再使用の推進

消費者や流通事業者などと協議し、3Rの推進をめざす「名古屋ルール運動」の展開など、ごみ・資源の発生抑制・再使用の取組を推進します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○名古屋ルール運動の展開 「発生抑制」を推進するため、消費者や流通事業者などと協議し、共通のルールを定め、協働により3R推進をめざす「名古屋ルール運動」を本市独自の取組として展開します。全市に拡大したレジ袋有料化の取組を推進し、他の容器包装の削減に向けた取組を進めます。 （環境局） ○リユースの推進 使い捨て容器の使用を削減するため、イベントなどでのリユースカップの貸出を行うとともに、日常でのマイ容器（ボトル・カップ）の使用を促進します。また、まだ使える粗大ごみを修理し、展示販売するとともに、市民が家具修理を体験できる「市民工房」を開催します。 （環境局） ○法整備による拡大生産者責任¹の徹底 拡大生産者責任の徹底を図るため、容器包装リサイクル法の改正をはじめとする法整備を国に対して働きかけます。 （環境局） ○放置自転車の再使用の促進 資源の有効活用、物を大切にする意識の高揚等を図るため、処分の対象となった放置自転車の再使用を促進します。 （緑政土木局）	○ ○	○

1 拡大生産者責任：生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。

取組方針6 ごみ減量・リサイクルを推進します

施策の方向② 分別・リサイクルの推進

容器包装類の分別を徹底し、事業系ごみの減量・資源化を促進するなど、ごみ・資源の分別・リサイクルを推進します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○容器包装類の分別徹底 ごみ・資源分別推進員を全市に配置するなどにより、ごみ・資源の排出調査や分別ルールが定着しにくいワンルームマンションや共同住宅等、ターゲットを絞った分別徹底の取組を進めます。 (環境局)	○	○
○事業系ごみの減量・資源化の促進 事業系ごみについて、一定規模以上の事業用大規模建築物等へ立入調査などを実施し、事業系ごみの減量及び資源化を促進します。 (環境局)		○
○古紙リサイクルの推進 集団資源回収などの自主的な取組の促進を図り、集団資源回収の空白地域の解消・回収頻度の増加等に取り組むとともに、集団資源回収などを活用した雑がみ回収を促進します。また、集団資源回収の円滑な実施のため、古紙の持ち去り防止の取組を進めます。 (環境局)	○	○
○バイオマスの活用の推進 地域協働による家庭系生ごみ循環の環づくりを支援するとともに、家庭系廃食用油の有効利用を促進します。また、事業系生ごみの民間資源化施設への誘導など、事業者による生ごみの発生抑制、再生利用を促進します。 (環境局)	○	○
○公園・街路樹から発生する剪定枝の資源化 公園樹・街路樹の剪定枝をチップ化しリサイクルを実施します。 (緑政土木局)		
○使用済小型家電からのレアメタル等回収モデル事業 レアメタルをはじめとする有用金属を含む小型家電のリサイクルを推進するための国のモデル事業に協力し、小型家電の効率的な回収方法やリサイクル技術を検討します。 (環境局 市民経済局)	○	○
○建設廃棄物の有効利用の推進 公共工事で発生するアスファルト塊などの建設廃棄物や発生土の再利用を推進します。 (緑政土木局はじめ関係局)		

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○浄水場における発生土の減量化・有効利用の推進 浄水処理にともない発生する浄水発生土の有効利用率100%を維持します。また、無薬注方式の脱水機の採用により、引き続き発生量の減量化を図ります。 （上下水道局） ○下水汚泥焼却灰の有効利用の推進 下水処理に伴い発生する汚泥焼却灰について、セメント、埋め戻し材などへ有効利用を推進します。 （上下水道局）		

取組方針6 ごみ減量・リサイクルを推進します

施策の方向③ 産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の排出抑制・再生利用の促進や産業廃棄物の適正処理の指導により、産業廃棄物対策を進めます。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進 産業廃棄物排出事業者による産業廃棄物の排出抑制や処理業者による産業廃棄物の再生利用を促進し、最終処分量の削減をめざします。 （環境局） ○産業廃棄物の適正処理の指導 産業廃棄物排出事業者及び処理業者に対し、立入検査等により産業廃棄物の適正処理を指導します。 （環境局） ○産業廃棄物に関する意識啓発 事業者・市民を対象に産業廃棄物について、本市ホームページなどで情報提供を行い、意識啓発を図ります。 （環境局）	○ ○ ○	○ ○ ○

取組方針7 ごみを安全・適正に処理します

ごみの溶融処理などにより埋立量の削減を進めるなど、ごみを安全・適正に処理します。埋立処分場の長期活用を図ります。

指 標

指標項目	現状値 (2010 年度)	2020 年度目標
ごみの埋立量 ^{※1}	5.6 万トン	2 万トン

※1 第4次一般廃棄物処理基本計画（2008年5月策定）に掲げられている指標です。

取組方針7 ごみを安全・適正に処理します

施策の方向 埋立量の削減

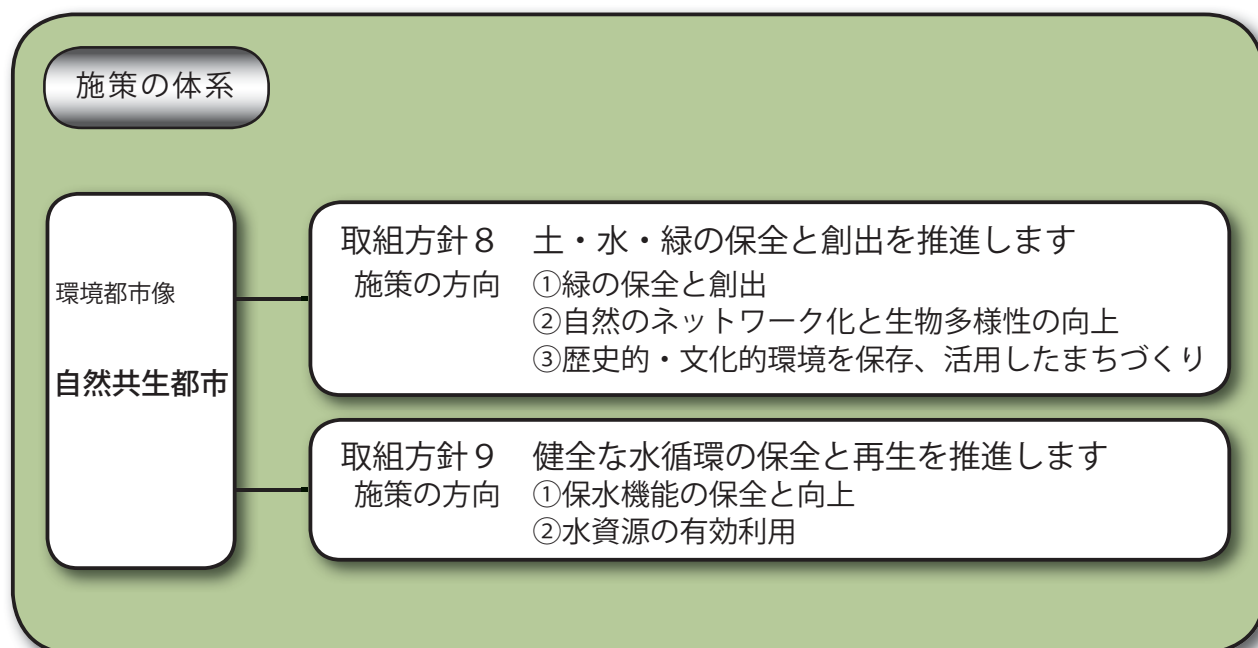
溶融スラグ・焼却灰の資源化を促進することにより、埋立量の削減を進めます。

主な施策（市の取組）	特に 進める取組 特に市民とともに	特に 進める取組 特に事業者とともに
○溶融スラグ¹・焼却灰の資源化の促進 埋立量の削減と、焼却灰中に含まれる重金属やダイオキシン類の安定・無害化のため、五条川工場及び鳴海工場で焼却灰を溶融処理するとともに、焼却灰等の一部を民間事業者へ委託して溶融処理します。五条川工場及び鳴海工場で生成された溶融スラグは、本市の道路工事などに利活用します。また、焼却工場の新設や設備更新時における溶融設備の導入を通して全量溶融体制をめざします。 （環境局）		
○埋立処分場の確保 長期的・安定的な最終処分体制を確立するとともに、現有処分場の長寿命化と適正な規模の処分場の確保に努めます。 （環境局）		

1 溶融スラグ：廃棄物等の焼却灰を高温で溶かし、冷すことで生成される安全なガラス状固化物。砂状のガラス質であり、砂の替わりの建設資材として利用でき、天然資源の保護や最終処分場の延命化等、環境への負荷を低減した材料として期待されている。

3 自然共生都市

2050 年の「自然共生都市」の実現に向け、2020 年までの取組方針などを以下に示します。



取組方針 8 土・水・緑の保全と創出を推進します

緑の保全と創出や自然のネットワーク化と生物多様性の向上を図るため、土・水・緑の保全と創出を進めます。

また、歴史的・文化的環境の保存と活用をするとともに、なごやの風土や環境資産を活かしたまちづくりに努めます。

指 標

指標項目	現状値 (2010 年度)	2020 年度目標
緑被率 ¹ (市全域) ^{※1}	23.3%	27%
市民 1 人当たりの都市公園等の面積 ^{※1}	9.4m ²	10m ²
身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合 ^{※2}	38.3%	50%
自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合 ^{※2}	5.3%	15%

※1 なごや緑の基本計画 2020 (2011 年 3 月策定) に掲げられている指標です。

※2 市民アンケート調査

1 緑被率：緑被地（樹林地、芝・草地、農地、水面）の面積の、市域の全体面積に対する割合。

取組方針8 土・水・緑の保全と創出を推進します

施策の方向① 緑の保全と創出

法令等の制度を活用するなど緑の保全と創出に努めます。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○法令等の制度を活用した緑の保全と創出 法令等（別表 P78）の制度を活用し、樹林地や農地などの既存の緑を大切にするとともに、新たな緑を増やします。 （緑政土木局、住宅都市局） ○市民とのパートナーシップによる維持管理 市民・事業者・行政のパートナーシップにより、東山公園および平和公園一帯では、里山環境の保全や自然とふれあう活動等を行う「東山の森づくり」を、戸田川緑地では、苗木の植樹や除間伐¹などを行う「西の森づくり」を推進します。また、都市計画決定されている大規模公園・緑地の民有樹林地では、事業に着手するまでの間、借地手法による暫定整備により、豊かな自然環境を市民参加で保全・活用する「オアシスの森づくり」を推進します。 （緑政土木局） ○農地の保全 市街化調整区域内²では、農業振興地域内の農用地区域にある優良農地を保全します。また、市街化区域内では、生産緑地地区³を指定し、緑地機能等を有する農地を計画的に保全します。 （緑政土木局） ○農とのふれあい 市民が農作業体験や学習の機会・場所を得られるよう、身近な場所に市民農園の確保を進めるとともに、市民水田を発展させ、農家開設型の多様な体験水田の設置等を推進します。市民への農業知識の普及・啓発とレクリエーションの場を目的とした農業公園としては、農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園の魅力向上や充実を進めます。 （緑政土木局） ○公共施設の緑化 多くの市民が利用する公共施設の屋上・壁面緑化などの緑化を一層進め、市民生活にうるおいを与えると同時に、民有地の緑化推進のモデルとして先導的役割を果たします。 （緑政土木局、住宅都市局） ○新たな公園緑地の整備 都市の緑の骨格を担う公園・緑地の整備を計画的に進めます。また、地域に最も身近で、子どもから高齢者まで幅広い市民に利用される「街区公園」を市全域に偏りがないように配置していきます。さらに、地域のニーズや自然、歴史、文化などの特性を活かした「特色のある公園」づくりを進めます。 （緑政土木局）	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○

- 1 除間伐：植栽木以外の木や、成長が悪い植栽木を伐る除伐と、植栽木が生長に伴い混み合った場合に樹木の生育を促すために間引く間伐を合わせた呼び方。
- 2 市街化調整区域：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。
- 3 生産緑地地区：市街化区域内の農地のうち、一定の要件を満たす土地を、関係権利者からの申し出を受けて都市計画により指定する制度。持続的な営農が義務付けられる一方で、税制優遇などのメリットがある。

別表 法令等の制度

制 度	内 容
緑化地域制度等の推進	一定規模以上の敷地を有する建築物の新築・増築の際に緑化を義務付ける制度を有効に運用します。
保全配慮地区	緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外で、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき区域を設定し、多様な手法の組み合わせにより緑地の保全に努めます。
都市再生特別地区制度の運用	都心部の土地（都市再生緊急整備地域内）において「都市再生特別地区制度」を活用した開発を行う際に、市内の良好な民有緑地の保全を公共貢献として評価し、容積率を緩和します。
風致地区	都市の風致の維持が必要な風致地区において、自然的景観の保全や緑と調和した低層住宅地の形成をめざします。
特別緑地保全地区	良好な自然的環境を形成している都市内の樹林地や草地、水辺地などを指定し、現状凍結的に緑地の保全を図ります。
緑地保全地域	地域住民の健全な生活環境などの観点から、一定の土地利用を許容しつつ適正な緑地の保全を図ります。
市民緑地	民有樹林地などを借り上げ、地域の人々が利用できる市民緑地として開放します。
保存樹・保存樹林	都市の美観風致を維持するため必要な樹木または樹木の集団について、所有者の同意を得て、保存樹または保存樹林等として指定します。
チームグリーン・ナイスグリーン	緑化施設評価認定制度（ナイスグリーンなごや）などを通じて、事業者等による自主的な緑化の取組を推奨、質の高い緑化を誘導します。 ※「ナイスグリーン なごや」緑化施設を一定の基準により評価し、ランクを認定します。 ※「チームグリーン なごや」緑のまちづくりへの取組を宣言する事業者やグループなどに承認証とチームパスを発行します。
管理協定	特別緑地保全地区や緑地保全地域内の緑地のうち、土地所有者の高齢化、不在地主化などの事情によって十分な管理が行われていない土地について協定を締結し、緑地管理を実施します。
緑地協定	土地の所有者等の全員の合意により緑地の保全または緑化に関する事項に関する協定を締結します。
緑と花の協定	樹木、草花等の植樹または維持管理に関して協定を関係者相互で締結します。協定に対しては、緑化計画に関する一部の助成を実施します。
地区計画	公園、緑地等の地区施設や、建築物、土地利用に関する事項を、住民の意向を反映しつつ総合的・一体的に定め、その地区の特性にふさわしいきめ細かいまちづくりを進めます。緑化率の最低限度等を定めるなど、区域内の緑化の促進に努めます。

取組方針8 土・水・緑の保全と創出を推進します

施策の方向② 自然のネットワーク化と生物多様性の向上

緑と水の回廊や、緑陰街路の形成を進めるなど自然のネットワーク化と生物多様性の向上を図ります。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○緑と水の回廊形成 東部の丘陵地、中央部の洪積台地、西部の沖積平野の各区域において、緑の拠点や主要な河川等を包含する範囲を抽出し「緑と水の回廊形成区域」を設定します。「緑と水の回廊形成区域」では、緑陰街路づくり、多自然川づくり、民有地緑化などの取組を重点的に実施し、周辺の緑の拠点や市街地の緑をつないでいきます。 (緑政土木局)	○	○
○緑陰街路の形成 緑の都市軸となる路上空間に比較的ゆとりがある道路を中心に、街路樹の育成に努め、広がりのある街路樹の樹冠で道路空間を覆い、美しい都市景観づくりや夏でも快適に歩くことができる緑陰街路を形成します。 (緑政土木局)	○	○
○多自然川づくりの推進 治水安全度を高める改修をしていく中で、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出する「多自然川づくり」を進めます。河川における自然の営みを視野に入れて、魚類や水生生物等に配慮した整備を行うことにより、生物多様性の向上を図ります。 (緑政土木局)	○	
○ため池の保全 東部丘陵地を中心に本市に残るため池は、大雨時の洪水調節機能を有しているとともに、自然とふれあえる空間でもあることから、保全を図ります。 (緑政土木局)		
○生きもの調査の推進 市民との協働により、なごやに生息・生育する生物及びその環境を継続的に調査し、生物多様性の現状を把握するとともに、外来生物¹の防除などを通し、身近な自然の保全・再生を推進します。 (環境局)	○	

¹ 外来生物：他の地域から持ち込まれた生物であり、特に、野生化して世代交代を繰り返すようになり、在来の生態系に定着した動植物を指す。地域の生態系への脅威となる外来生物を侵略的外来種と呼ぶ。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○なごや生物多様性センター（再掲） 多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごやを実現するため、様々な団体と連携し、なごやの身近な自然の調査、保全活動を進め、生きものに関する情報を集約し発信します。 (環境局) ○藤前干潟の保全と活用 多様な生きものを育み、渡り鳥の貴重な中継地としてラムサール条約にも登録されている藤前干潟を後世に引き継ぐとともに、環境学習の場として活用を推進します。 (環境局) ○環境と共生する港づくり 港湾緑地の整備など港湾部の良好な自然環境の保全と創造により、環境と共生する港づくりを推進します。 (名古屋港管理組合) ○公園緑地のエコアップ 都市における生物多様性の拠点となる公園緑地では、観察会の開催を始め維持管理活動の実施を進めます。また、動植物の生息・生育場所を確保できるようにビオトープ¹を保全・設置するなど、公園緑地のエコアップを図ります。さらに、都市公園内の樹林地や湿地、水辺などは、生態系に配慮した維持管理に努めます。 (緑政土木局) ○なごや里山構想の推進 生物多様性や自然循環等に視点を置いた都市公園の整備や活用を進め、市民の環境保全への意識啓発や行動喚起を図ります。東山公園・平和公園、相生山緑地、猪高緑地、荒池緑地において、さまざまな整備手法を活用し、里山の保全・再生、多様な生物の生息空間の確保をするとともに、市民利用を推進します。 (緑政土木局) ○「水の里山」構想の推進 大都市部としては有数の面積を誇り、里から水でつながる貴重な緑となる市南西部の水田地帯を「水の里山」と捉え、様々な活動に地域の力を活用し、協働して農を支える仕組みづくりを推進します。 (緑政土木局) ○里山保全基金の検討 相続による所有権移転等を機に土地利用が変更される恐れを常に抱えている民有樹林地について、土地の買い取りなどのために、市民や事業者からの支援を得て、使用目的を具体的に提示した基金制度の設立を検討します。 (緑政土木局)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

1 ビオトープ：本来、生物の生息空間を表す概念。開発などで本来の自然環境が失われた場所に、人工的に創造した生物の生息・生育空間を指す場合もある。

取組方針8 土・水・緑の保全と創出を推進します

施策の方向③ 歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり

歴史的・文化的環境を保全・活用するとともに、なごやの風土や環境資産を活かした個性豊かで地域の誇りとなるまちづくりを進めます。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○歴史まちづくりの推進 中長期的な歴史分野におけるまちづくりの基本方針である歴史まちづくり戦略を策定し、開府500年を見据え、地域住民・行政などの様々な主体が協働して身近に歴史・文化が感じられるまちづくりを進めます。 (住宅都市局)	○	○
○歴史的町並み保存事業 すぐれた歴史的景観の保存を促進するため、町並み保存地区（有松、白壁・主税・槿木、四間道、中小田井）を定め、建物の修理等に対する補助、指導、助言を行います。 (住宅都市局)	○	○
○文化のみちの推進 なごやの近代化の歩みを伝える歴史的な遺産の宝庫ともいえる名古屋城から徳川園に至る一帯を「文化のみち」として育み、貴重な建築遺産の保存・活用を実施します。 (住宅都市局)	○	○
○文化財保存と「歴史の里」の整備 市域に残る貴重な文化財を保存し、公開の場を設けるなど活用を推進します。また、上志段味地区に残る古墳群や自然景観を生かして、郷土の歴史を学ぶ場として「歴史の里」の整備を推進します。 (教育委員会)		
○良好な都市景観の形成 すぐれた都市景観の形成を図るため、特に良好な景観の形成をすすめる地区である都市景観形成地区について、新たに指定する地域を検討するとともに、都市景観形成地区内や地区外で行われる一定の建築行為等についての届出等に対する助言・指導を行います。また、都市景観に対する市民意識の高揚を図るため、都市景観賞を始めとする啓発活動を実施します。 (住宅都市局)	○	○
○景観重要建造物等の指定 歴史的又は文化的な価値を有するものや地域のランドマーク・シンボルとして親しまれているものなどの保存・活用を図るため、良好な景観の形成に重要なものを景観法に基づく景観重要建造物等として指定します。 (住宅都市局)		
○自然的景観の保全 自然的な要素に富んだ土地の保全やみどりと調和した住宅地の形成をめざすため、都市の風致の維持が必要な区域に風致地区を定めます。 (緑政土木局)	○	○

取組方針９ 健全な水循環の保全と再生を推進します

雨を貯め、しみこませる保水機能の保全と向上を図るなど、健全な水循環の保全と再生を推進します。

指 標

指標項目	現状値 (2010 年度)	2020 年度目標
雨水の浸透・貯留率	14% (2001 年度)	18% ^{※ 1}
雨水の蒸発散率	24% (2001 年度)	25% ^{※ 1}
雨水の直接流出率	62% (2001 年度)	57% ^{※ 1}

※ 1 2020 年度目標は、現状値（2001 年）と 2050 年目標値（水の環復活 2050 なごや戦略（2009 年 3 月策定））から比例配分して算出したものです。

取組方針9 健全な水循環の保全と再生を推進します

施策の方向① 保水機能の保全と向上

雨水流出抑制の推進や、樹林地・湿地などの保全に努めるなど保水機能の保全と向上に努めます。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○雨水流出抑制の推進 集中豪雨対策として、河川や下水道の整備を進めるとともに、市の施設に雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させる雨水貯留浸透施設を設置します。また、民間施設についても、普及啓発のさらなる充実に努めます。 (上下水道局はじめ関係局) ○樹林地や湿地の保全、農地の保全 緑の保全に努め、保水機能の向上を図ります。 (緑政土木局) ○ため池の保全（再掲） 東部丘陵地を中心に本市に残るため池は、大雨時の洪水調節機能を有しているとともに、自然とふれあえる空間でもあることから、保全を図ります。 (緑政土木局) ○道路における透水性舗装¹の導入 市内の歩道において、透水性舗装を推進します。 (緑政土木局) ○下水処理水の有効利用 下水処理水を散水用水、環境用水²、水洗用水などに有効利用するとともに空調設備の熱エネルギー源としても利用を推進します。 (上下水道局) ○湧き水モニタリング 市民モニターによる湧き水の水量・水質などのモニタリングを行い、地下水を通じて健全な水循環の理解を深めます。 (環境局)	○ ○ ○	○ ○

1 透水性舗装：路面に降った雨水を地中に浸透させることを目的とした舗装。

2 環境用水：水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を目的とした用水利用。

施策の方向② 水資源の有効利用

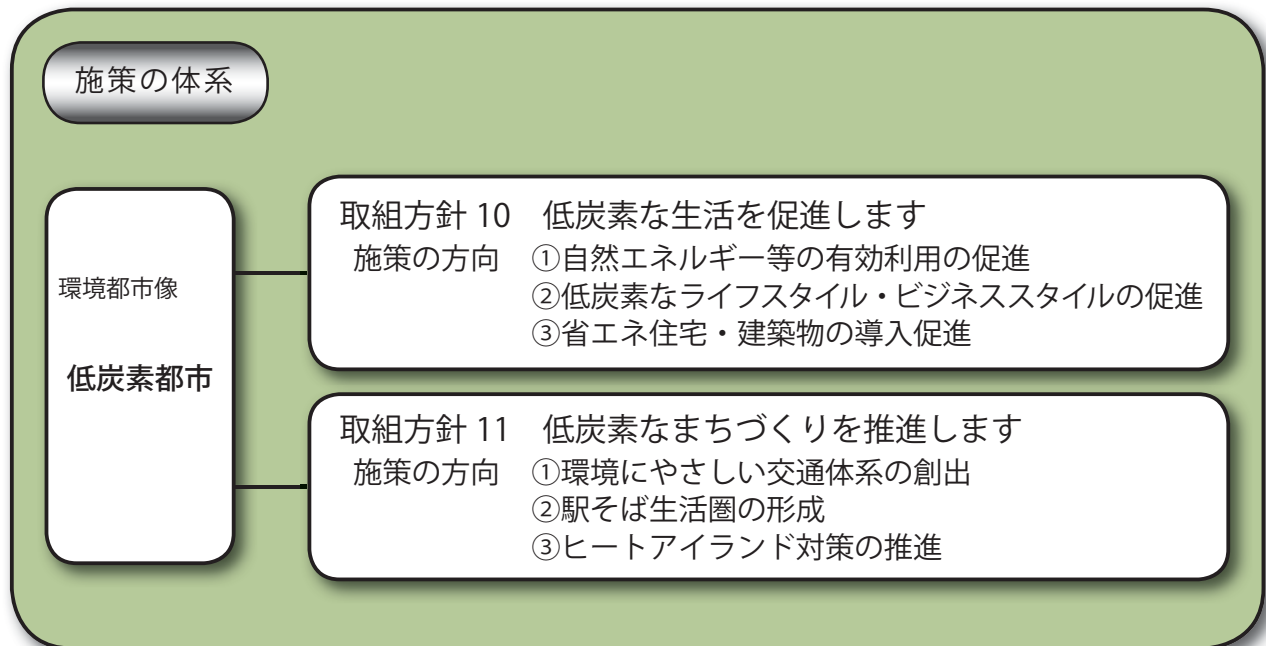
施策の方向② 水資源の有効利用

雨水利用を促進するなど、水資源の有効利用に努めます。

主な施策（市の取組）	特に進める取組 に市民とともに	特に事業者とともに 進める取組
○雨水利用の促進 学校などの公共建築物において雨水利用を推進するとともに、民間再開発事業において雨水再利用施設等の導入を促進します。 (住宅都市局はじめ関係局)		○
○名古屋打ち水大作戦 下水再生水などの2次利用水を使用して名古屋打ち水大作戦を実施し、水資源の有効利用の啓発を行います。 (環境局はじめ関係局)	○	○
○雨水利用の啓発 家庭などでの雨水利用を促進するための啓発を行います。 (環境局)	○	○

4 低炭素都市

2050年の「低炭素都市」の実現に向け、2020年までの取組方針などを以下に示します。



取組方針 10 低炭素な生活を促進します

自然エネルギー等の有効利用の促進や低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するなど、低炭素な生活を促進します。

指 標

指標項目	現状値 (2010 年度)	2020 年度目標
温室効果ガス排出量削減率（1990 年比）※ ¹	11.0%削減 (2008 年)	25%削減
自然エネルギーによる発電設備容量※ ¹	約 1.45 万 k W (2008 年度)	37 万 k W
住宅用太陽光発電設備の設置件数※ ¹	3,172 件 (2008 年度)	64,000 件
日々の省エネに常に取り組む世帯の割合※ ¹ ※ ²	43.2%	90%以上
自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合※ ²	68.1%	80%

※¹ 低炭素都市なごや戦略実行計画（策定中）に掲げられている指標です。

※² 市民アンケート調査

施策の方向① 自然エネルギー等の有効利用の促進

自然エネルギーの導入支援や公共施設等への率先導入などにより、自然エネルギー等の有効利用を促進します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○自然エネルギーの積極的な導入支援（再掲） 自然エネルギーの普及拡大を図るため、太陽光・太陽熱をはじめとする自然エネルギーの導入を積極的に支援します。また、自然エネルギーなどを効率的に利用するシステムなど最新環境技術の導入を促進します。 (環境局、市民経済局、総務局) ○公共施設等への自然エネルギーの率先導入 市の施設等に太陽光発電等の自然エネルギーを積極的に導入します。 (環境局、住宅都市局はじめ関係局) ○地域冷暖房・ネットワーク化の促進 大規模建築物の建築に際して地域冷暖房の導入を事業者にはたらきかけ、地域冷暖房供給エリアの拡大やネットワーク化を促進します。また、地域冷暖房を導入するまでの熱需要が見込めない場合における建物間のエネルギー融通を促進する仕組みについて検討します。 (住宅都市局) ○余熱の有効活用 ごみ焼却工場の余熱（温水・蒸気）を有効利用するとともに、設備更新時には、さらに高効率発電設備の導入を進めます。また、下水処理水の持つ熱エネルギーを空調設備の熱エネルギー源として有効利用します。 (環境局、上下水道局) ○カーボン・オフセットの制度の活用促進（再掲） 東海三県一市のデータベースを構築するとともに、地域固有のカーボン・オフセット用のクレジットを創出し、仲介及び取引の支援をします。 (環境局) ○名古屋市独自の環境価値の活用 太陽光発電などの、温室効果ガスの排出削減の取組から生じる環境価値について、本市独自の活用を検討します。 (環境局)	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○

1 地域冷暖房：駅やビル、商業施設、マンションなど地域内の建物に対し、まとめて冷暖房や給湯を行うシステム。従来の住まいやオフィス個別の冷暖房・給湯に比べ、省エネルギーであり経済性や環境性に優れている。

取組方針10 低炭素な生活を促進します

施策の方向② 低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進

環境にやさしい取組を「見える化」するなど、低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○エコライフの促進 家庭から排出される二酸化炭素の量を簡単に計算する「なごやエコライフものさし」等を活用し、日常生活での環境にやさしい取組を「見える化」するなど、エコライフを促進します。 (環境局) ○地球温暖化対策計画書制度の拡充 一定規模以上の工場・事業場を対象に地球温暖化対策計画書等の作成、届出及び公表を義務づけ、届出事業所への巡回訪問時などに、必要な指導及び助言を実施します。また、先進的な取組をしている事業所や努力した事業所を適正に評価するため、市による計画・結果の公表制度を導入します。 (環境局) ○中小事業所向け地球温暖化対策計画書任意制度の創設・運用等 地球温暖化対策計画書の届出対象でない中小事業所については、省エネルギー対策についての相談業務を行います。また、中小事業所向けの地球温暖化対策計画書任意制度を創設、運用します。 (環境局) ○市バス・地下鉄の利用促進 市バス・地下鉄の利用者の増加に向け、ICカード「マナカ」の普及促進を図るとともに、乗車券サービスの向上、積極的な情報発信等の利用促進の取組を進めます。 (交通局) ○エコドライブの促進（再掲） 条例で義務付けたアイドリング・ストップの周知を図るとともに環境にやさしい自動車利用（エコドライブ）を促進します。また、エコドライブ講習を受講し事業所内で積極的に実践の呼びかけを行う「エコドライブマイスター」を認定し、事業所におけるエコドライブの普及・実践を促進します。 (環境局) ○低炭素カーの普及促進 二酸化炭素排出量の削減効果大きい、電気自動車、プラグインハイブリッド車などを本市が率先導入するほか、事業者による充電設備等の整備を促進し、普及に努めます。 (環境局)	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

施策の方向③ 省エネ住宅・建築物の導入促進

建築物の省エネルギー化の推進や、次世代省エネ住宅・建築物の普及により、省エネ住宅・建築物の導入を促進します。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○建築物の省エネルギー化の推進 名古屋市建築物環境配慮制度¹による指導・助言などにより建築物の省エネルギー化を推進します。 (住宅都市局) ○公共施設の省エネルギー化の推進 LED照明や遮熱塗装²などの省エネ技術の導入を図るなど、市の施設における環境に配慮した整備を実施します。 (環境局、住宅都市局はじめ関係局) ○次世代省エネ住宅・建築物の普及促進 省エネ機器や自然空調などを活用した、エネルギー消費が少なく快適な建物を普及します。 (環境局、住宅都市局) ○商店街における街路灯の省エネ化 地域の安心・安全に貢献する商店街における街路灯について、二酸化炭素の削減とともに維持管理費の軽減を図るため、LED街路灯の新設・建替えや既設街路灯のLEDへの球替え等を行う事業に対し助成します。 (市民経済局)	○	○

コラム

市内の先進技術導入事例（ユメリア徳重）

ユメリア徳重は、2011年3月桜通線野並～徳重間の開業にあわせ、交通広場、民間大型商業施設と公共施設が一体整備された徳重地区の駅そば生活圏先進事例です。

ユメリア徳重は区役所支所・図書館・保健所・地区会館など、新たな市民サービスの拠点であり、最新の様々な環境配慮設計がなされています。



ユメリア徳重の屋外外装

【環境配慮の取組】

- 建物のづくり 日除けルーバーによる熱負荷低減、再生資材の利用、パッシブ設計による太陽光利用
- 自然エネルギーの活用 太陽光発電システム、アースチューブによる地熱利用
- 水の有効利用 雨水貯留槽、雨水の中水利用、透水性舗装
- 緑化 屋上緑化、壁面緑化
- 身近な自然 ルーフガーデン

- 1 名古屋市建築物環境配慮制度：建築主は、建築物環境配慮指針に従い、地球温暖化その他の環境への負荷の低減を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。2,000平方メートルを超える建築物を新築・増築する場合は、「CASBEE 名古屋（建築物総合環境性能評価システム）」を使用して環境配慮の取組を評価した建築物環境計画書の届出をすることが義務付けられている。
- 2 遮熱塗装：屋根や外壁に塗装することで、夏期の太陽熱を反射し表面温度の上昇を防いだり、建物室内への熱の侵入阻止するものなどがある。

取組方針 11 低炭素なまちづくりを推進します

環境にやさしい交通体系の創出や駅そば生活圏の形成の検討など、低炭素なまちづくりを推進します。

指 標

指標項目	現状値 (2010 年度)	2020 年度目標
市内の鉄道及び市バス 1 日あたり乗車人員合計※ ¹	227 万人 (2009 年度)	239 万人
市内主要地点 1 日（平日）あたり自動車交通量の合計※ ¹ (45 地点双方向)	147 万台 (2009 年度)	127 万台
駅そば生活圏人口比率※ ²	67%	70%

※¹ なごや新交通戦略推進プラン（2011 年 9 月策定）に掲げられている指標です。

※² 都市計画マスタープラン（策定中）に掲げられている指標です。

取組方針 11 低炭素なまちづくりを推進します

施策の方向① 環境にやさしい交通体系の創出

コミュニティサイクルなど新たなしくみづくりや安全で快適な自転車利用の環境整備を行うなど、環境にやさしい交通体系を創出します。

主な施策（市の取組）	特に 進める取組 に 市民とともに	特に 進める取組 に 事業者とともに
○コミュニティサイクル¹など新たなしくみづくり 短距離・短時間の移動手段として自転車をレンタル利用するコミュニティサイクル¹等の実現を目指します。 (緑政土木局) ○歩行者空間・自転車走行空間等の検討 歩行者、自転車、公共交通を優先するまちづくりを進めるため、道路空間における歩行者、自転車のための空間拡充の方策を検討します。 (総務局、住宅都市局、緑政土木局) ○安全で快適な自転車利用の環境整備 自転車と歩行者を物理的・視覚的に分離して、安全で快適な走行空間の創出を推進します。 (緑政土木局)		○

1 コミュニティサイクル：都市部の短距離、短時間の移動手段として、自転車を共有して新たな公共交通として活用しようとするもの（サイクルシェアリング）。レンタサイクルとは違い、地域に高密度でステーションを配置し、ステーション間の移動であればどこで借りて、どこで返してもよいという特徴がある。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○次世代型公共交通システム¹の調査・研究 自動車に頼らない交通体系をめざすため、新たな路面交通システムなど次世代型の公共交通システムの調査・研究を行います。 (総務局、住宅都市局) ○モビリティ・マネジメント²の推進 自動車依存型の生活から公共交通等をかしこく使う生活へ自発的な転換を促すため、モビリティ・マネジメントの普及啓発・推進を図ります。 (住宅都市局) ○市バス・地下鉄の利用促進（再掲） 市バス・地下鉄の利用者の増加に向け、ICカード「mana」の普及促進を図るとともに、乗車券サービスの向上、積極的な情報発信等の利用促進の取組を進めます。 (交通局) ○公共交通エコポイント 公共交通機関の利用促進を図るため、公共交通を利用した際に環境行動ポイントが貯まるシステム（公共交通エコポイント）を推進します。 (総務局) ○エコドライブの促進（再掲） 条例で義務付けたアイドリング・ストップの周知を図るとともに環境にやさしい自動車利用（エコドライブ）を促進します。また、エコドライブ講習を受講し事業所内で積極的に実践の呼びかけを行う「エコドライブマイスター」を認定し、事業所におけるエコドライブの普及・実践を促進します。 (環境局) ○低炭素カーの普及促進（再掲） 二酸化炭素排出量の削減効果大きい、電気自動車、プラグインハイブリッド車などを本市が率先導入するほか、事業者による充電設備等の整備を促進し、普及に努めます。 (環境局はじめ関係局) ○交通流の円滑化 鉄道の高架化による複数の道路と鉄道との立体交差化等により道路交通の円滑化を推進し、二酸化炭素等の排出量削減や踏切事故の解消を図ります。 (緑政土木局)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

- 1 次世代型公共交通システム：新しい交通システムとして、乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有し、道路交通を補完し、人と環境にやさしい公共交通。LRT（次世代型路面電車システム）、BRT（専用路をバスで高速輸送する基幹的輸送システム）などをいう。
- 2 モビリティ・マネジメント：ひとり一人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（例えば、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）に自発的に変化することをコミュニケーションを通じて促す交通施策。

取組方針11 低炭素なまちづくりを推進します

施策の方向② 駅そば生活圏の形成

低炭素モデル地区や空地の整理・集約のしくみを検討するなど、駅そば生活圏の形成に努めます。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○低炭素モデル地区の検討 再開発事業など大規模なまちづくりにあわせ、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術の率先導入などを検討します。 (環境局、住宅都市局) ○空地の整理・集約のしくみの検討 空地の整理・集約手法の導入の可能性を検討します。 (住宅都市局) ○都市再生特別地区制度の運用（再掲） 都心部の土地（都市再生緊急整備地域内）において「都市再生特別地区制度」を活用した開発に際し、市内の良好な民有緑地の保全を公共貢献として評価し、容積率を緩和します。 (住宅都市局)	○ ○	○

取組方針11 低炭素なまちづくりを推進します

施策の方向③ ヒートアイランド対策の推進

人工排熱¹の低減、余熱の有効活用や緑と水の回廊を形成するなど、ヒートアイランド対策を進めます。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○人工排熱の低減 建築物からの人工排熱を低減させるために、名古屋市建築物環境配慮制度の運用や民間等の再開発にあわせた補助事業を実施することにより、建築物の省エネルギー化を促進します。 (住宅都市局) ○余熱の有効活用（再掲） ごみ焼却工場の余熱（温水・蒸気）を有効利用するとともに、設備更新時には、さらに高効率発電設備の導入を進めます。また、下水処理水の持つ熱エネルギーを空調設備の熱エネルギー源として有効利用します。 (環境局、上下水道局)		○

1 人工排熱：工場、オフィスビルの情報機器や空調に起因する建物排熱や自動車走行に伴う自動車排熱、工場などの生産活動に伴うエネルギー消費によって生ずる工場排熱などのこと。

主な施策（市の取組）	特に市民とともに進める取組	特に事業者とともに進める取組
○緑と水の回廊形成（再掲） 東部の丘陵地、中央部の洪積台地、西部の沖積平野の各区域において、主要な河川等や路上空間に比較的ゆとりのある道路を包含する範囲において「緑と水の回廊形成区域」を設定します。「緑と水の回廊形成区域」では、緑陰街路づくり、多自然川づくり、民有地緑化などの取組を重点的に実施し、周辺の緑の拠点や市街地の緑をつないでいきます。 （緑政土木局） ○風の道の検討 河川や運河が運ぶ涼しい海風を市街地へ導くため、周辺の緑化や建物配置の工夫による風の道づくりの検討を進めます。 （住宅都市局、環境局） ○緑陰街路の形成（再掲） 緑の都市軸となる路上空間に比較的ゆとりがある道路を中心に、街路樹の育成に努め、広がりのある街路樹の樹冠で道路空間を覆い、美しい都市景観づくりや夏でも快適に歩くことができる緑陰街路を形成します。 （緑政土木局） ○雨水流出抑制の推進（再掲） 集中豪雨対策として、河川や下水道の整備を進めるとともに、市の施設に雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させる雨水貯留浸透施設を設置します。また、民間施設についても、普及啓発のさらなる充実に努めます。 （上下水道局はじめ関係局） ○ため池の保全（再掲） 東部丘陵地を中心に本市に残るため池は、大雨時の洪水調節機能を有しているとともに、自然とふれあえる空間でもあることから、保全を図ります。 （緑政土木局） ○名古屋打ち水大作戦（再掲） 下水再生水などの2次利用水を使用して名古屋打ち水大作戦を実施し、水資源の有効利用の啓発を行います。 （環境局はじめ関係局）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

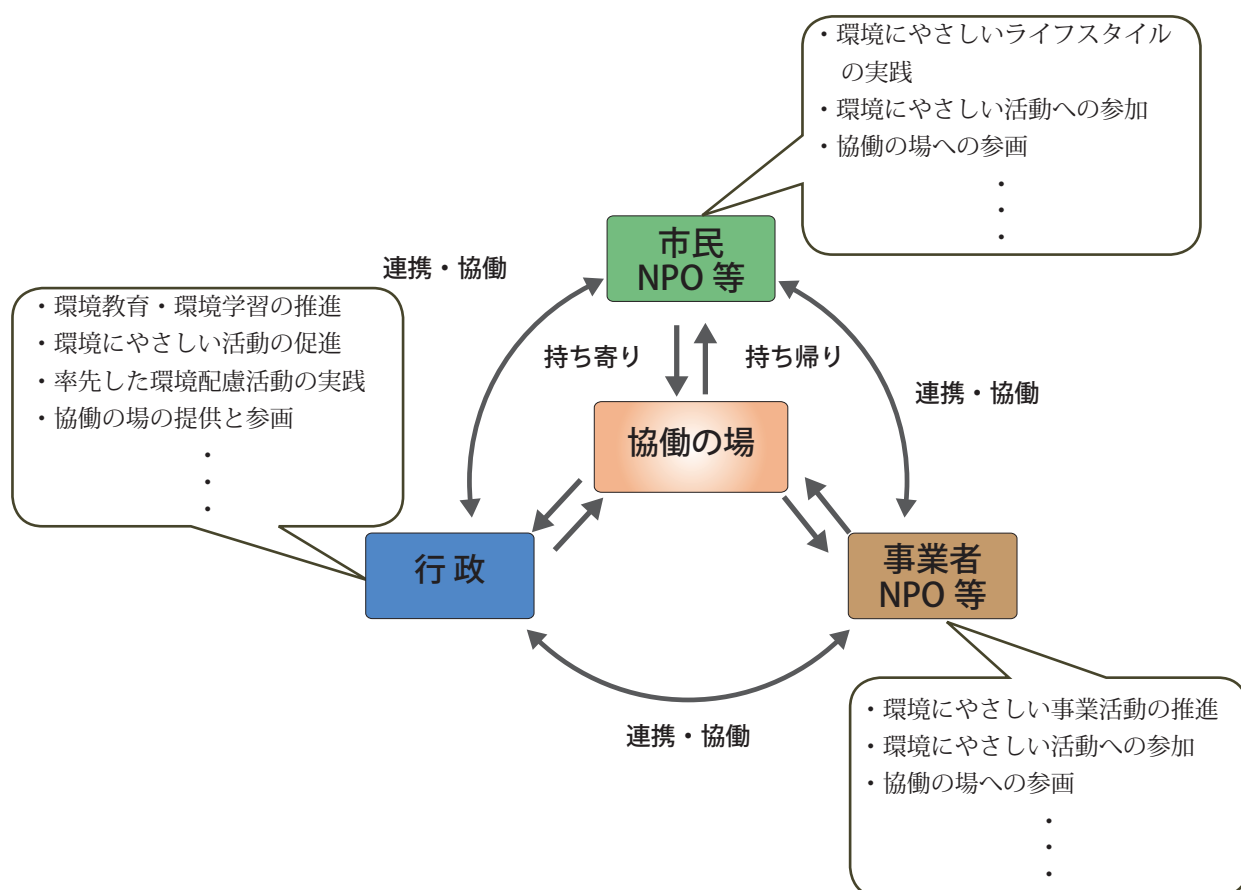
第5部 計画の推進

第5部では、環境基本計画を推進するための考え方などを示します。

2 施策推進にあたっての多様な主体との連携

市民や事業者、地域団体、NPO など多様な主体と行政が、めざす環境都市の姿を共有し、連携・協働を深め、ともに取り組むことによって施策の実現を図ります。

市民・事業者・NPO・行政の協働による施策の推進（イメージ）



施策の実現のために、庁内の各部局が今まで以上に連携、調整、情報の共有を図るため、庁内の横断的組織を活用していきます。さらに、必要に応じて庁内に検討チームを設置するなど施策の効果的な推進を図ります。

1 トレードオフ：両立し得ない関係性。一方をとると他方を失うということ。

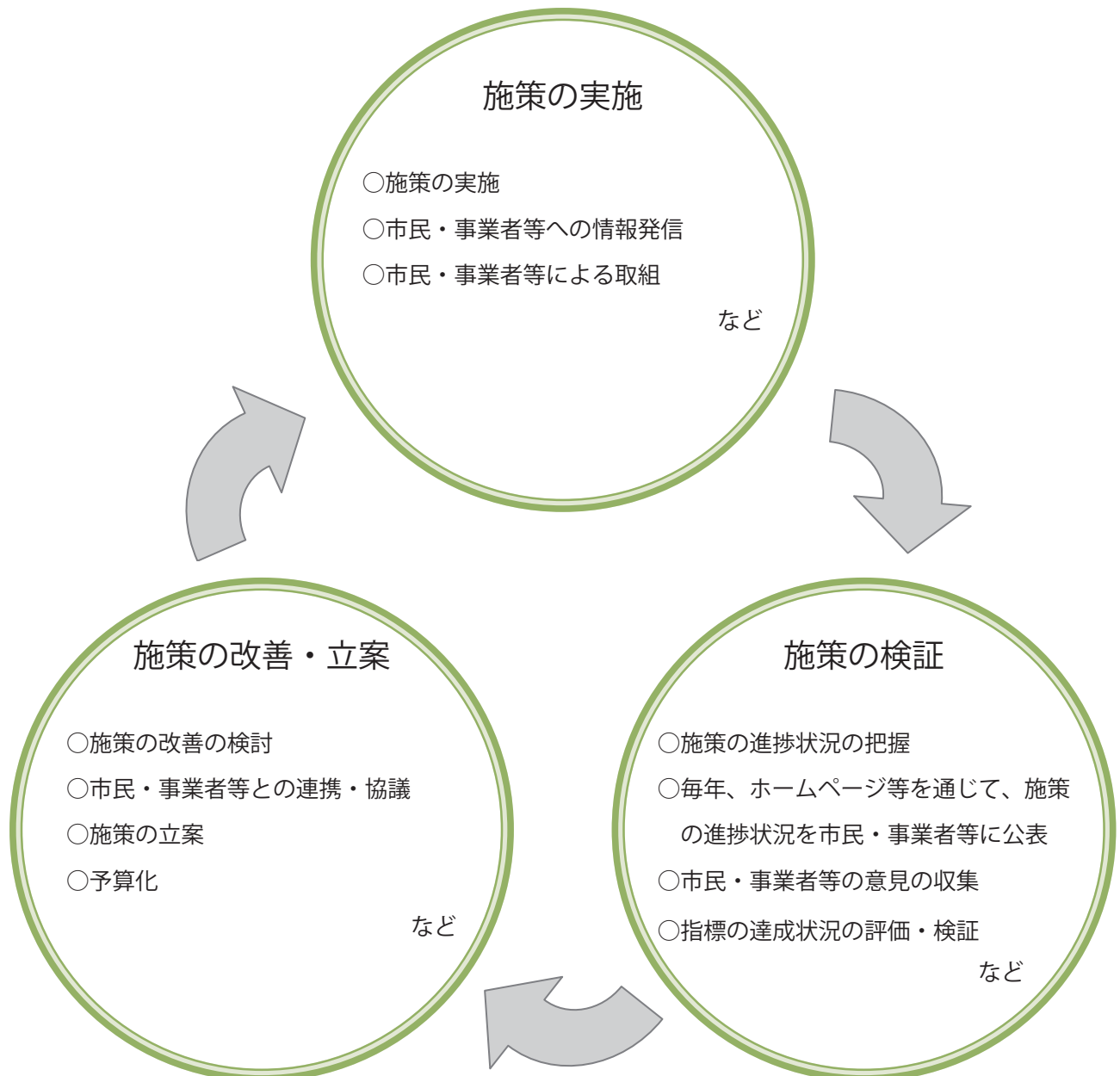
4 施策の進め方

市民、事業者等との協働により施策を展開していきます。

指標などについて、毎年その進捗状況を把握し、ホームページ等広く市民、事業者などに公表し、アンケート調査なども活用しながら、市民・事業者等の意見を収集していきます。

進捗状況の遅れが見られる場合には、要因等の分析を行い、施策の必要な改善・見直しを行うなど機動的・弾力的に対応します。

協働による施策の進め方（イメージ）



指標一覧

環境都市像等	取組方針	指標項目	指標の説明	現状値 (2010 年度)	2020 年度 目標
4 つの 環境都市像の 共通基盤	取組方針 1 参加・協働を 促進します	なごや環境大学の活動参加者数	なごや環境大学の活動に参加した市民の延べ人数	20,901 人	30,000 人
		環境問題の解決には、事業者や行政の取組だけでなく、市民自ら行動することが必要と強く思う市民の割合	市民アンケート調査で、「市民自ら行動することが必要と思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	54.1%	60%
		環境に関する情報発信が十分と感じている市民の割合	市民アンケート調査で、「十分と感じている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	6.9%	20%
	取組方針 2 環境と経済・ 社会の好循環 を推進します	エコ事業所認定数	事業活動における環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している、本市に所在地のある事業所数の累計	1,284 件	2,800 件
		省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んだ市内中小企業の割合	中小企業に対する景況調査で、「省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んでいる」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	37.0% (2011 年度)	50%
		商品の環境情報の発信状況が十分と感じている市民の割合	市民アンケート調査で、「十分と感じている」「どちらかといえば十分と感じている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	30.8%	40%
	取組方針 3 広域連携を推 進します	伊勢湾流域圏（愛知・岐阜・三重・長野）産の農産物を少し高くても伊勢湾流域産の農産物を優先して購入する」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	市民アンケート調査で、「価格が少し高くても伊勢湾流域産の農産物を優先して購入する」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	16.1%	30%
		木曽川流域の水環境を守りたいと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「守りたいと思う」「どちらかといえば守りたいと思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	51.0%	70%
健康安全都市	取組方針 4 健康で安全な 生活環境を確 保します	大気汚染に係る環境目標値（二酸化窒素）の達成率	当該年度における二酸化窒素の環境目標値の達成率（達成箇所 / 調査地点）	77.8%	100%
		水質汚濁に係る環境目標値（BOD）の達成率	当該年度における BOD の環境目標値の達成率（達成箇所 / 調査地点）	72.0%	100%
		自動車騒音の環境基準達成率（幹線道路全体）	名古屋市内の幹線道路における昼夜間の環境基準の達成率	91% (昼夜間) (2009 年度)	95% (昼夜間)
		1cm 以上の地盤沈下域面積	前年より 1cm 以上地盤沈下した調査地点の面積の合計	0km ²	0km ²
		名古屋は公害の心配のないまちと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「そう思う」「ある程度そう思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	22.5%	30%
		名古屋の空気がきれいだと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「そう思う」「ある程度そう思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	41.7%	50%
		名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「そう思う」「ある程度そう思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	23.9%	40%

環境都市像等	取組方針	指 標 項 目	指標の説明	現状値 (2010 年度)	2020 年度 目標
健康安全都市	取組方針 5 有害化学物質等の環境リスクを低減します	化管法に基づく化学物質の届出排出量の合計	化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に基づく化学物質の届出排出量の合計	1,500 トン / 年間 (2009 年度)	1,500 トン / 年間未満
循環型都市	取組方針 6 ごみ減量・リサイクルを推進します	ごみと資源の総排出量	市内で排出されたごみと資源を合計した量	97 万トン	現状値以下
		ごみ処理量	市で処理するごみの量（他都市から受け入れているごみを除く）	62 万トン	54 万トン
		資源分別率	資源分別量 / 総排出量 × 100	36.2%	48%
		日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合	市民アンケート調査で、「日常生活でごみの減量に取り組んでいる」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	80.5%	90%
		産業廃棄物排出量	産業廃棄物実態調査に基づく産業廃棄物の排出量	358 万トン (2007 年度)	351 万トン
		産業廃棄物の再生利用・減量化率	産業廃棄物実態調査に基づく産業廃棄物の再生利用・減量化量 / 総排出量 × 100	94.7% (2007 年度)	95.2%
		産業廃棄物の最終処分量	産業廃棄物実態調査に基づく産業廃棄物の最終処分量	19 万トン (2007 年度)	17 万トン
	取組方針 7 ごみを安全・適正に処理します	ごみの埋立量	市内で排出されたごみの焼却灰などの埋立量	5.6 万トン	2 万トン
自然共生都市	取組方針 8 土・水・緑の保全と創出を推進します	緑被率（市全域）	緑の現況調査結果に基づく緑被率	23.3%	27%
		市民 1 人当たりの都市公園等の面積	市民 1 人当たりの都市公園等（街区公園、近隣公園、総合公園などの都市公園や都市公園に類する施設）の面積	9.4m ²	10m ²
		身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「身近に自然や農とふれあうことができる場所がある」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	38.3%	50%
		自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	市民アンケート調査で、「生き物調査や自然観察会に参加するなど自然環境を守る活動に取り組んでいる」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	5.3%	15%
	取組方針 9 健全な水循環の保全と再生を推進します	雨水の浸透・貯留率	雨水のうち、地中にしみこんで地下水となる割合	14% (2001 年度)	18%
		雨水の蒸発散率	雨水のうち、水面や地表面、植物などから蒸発散する割合	24% (2001 年度)	25%
		雨水の直接流出率	雨水のうち、地中にしみこむことなく河川等に流出する割合	62% (2001 年度)	57%

環境都市像等	取組方針	指 標 項 目	指標の説明	現状値 (2010 年度)	2020 年度 目標
低炭素 都市	取組方針 10 低炭素な生活を促進します	温室効果ガス排出量削減率 (1990 年比)	市域内で排出される温室効果ガスの排出量の削減率	11.0%削減 (2008 年)	25%削減
		自然エネルギーによる発電設備容量	事業者調査、補助実績、本市施設実績より算出した太陽光発電、風力発電の発電設備容量の合計	約 145 万 kW (2008 年度)	37 万 kW
		住宅用太陽光発電設備の設置件数	事業者調査、補助実績より算出した住宅用太陽光発電設備の設置件数	3,172 件	64,000 件
		日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	市民アンケート調査で、「冷暖房機器の設定温度を高め、低めに設定している」「照明やテレビなど、こまめにスイッチを消している」「使っていない電化製品のコンセントをこまめに抜いている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	43.2%	90% 以上
		自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「日常生活の中で自家用車に頼りすぎないように心がけている」または「自家用車を持っていない」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	68.1%	80%
	取組方針 11 低炭素なまちづくりを推進します	市内の鉄道及び市バス 1 日あたり乗車人員合計	当該年度における市営地下鉄各駅、ゆとりーとライン高架区間各駅、あおなみ線各駅、JR 東海市内各駅、名鉄市内各駅、近鉄市内各駅及び市バスの 1 日当たりの乗車人員の合計	227 万人 (2009 年度)	239 万人
		市内主要地点 1 日（平日）あたり自動車交通量の合計（45 地点双方向）	当該年における県警の交通管制センター車両感知器測定による、市内 45 地点（双方向）における 1 日（平日）当たり自動車通過台数合計（二輪車を除く）	147 万台 (2009 年度)	127 万台
		駅そば生活圏人口比率	駅そば生活圏人口 / 全市人口 × 100	67%	70%

参考資料 第2次計画の指標と第3次計画の指標の比較

【第3次環境基本計画における指標の設定の基本的な考え方】

■本計画は市が環境行政を推進する上で、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画です。そのため、できるだけ総括的に状況が把握できるものを指標としました。また、本計画の実効性を高めるため、他の関連する計画等に掲げる指標との整合を図りました。

■なお、個別の事業の指標については、必要に応じて関連する計画で定められるものとして整理しております。以上の考えのもと、市民から寄せられたご意見等を踏まえ、全体のバランスを考慮し検討した結果、本計画の指標を39項目としました。【第2次計画の指標項目数：28項目⇒第3次計画の指標項目数：39項目】

環境都市像等	取組方針	第2次計画の指標項目	第3次計画の指標項目	区分	第2次計画から第3次計画への指標を変更した理由
4つの環境都市像の共通基盤	取組方針1 参加・協働を促進します	環境問題に関する講習会やセミナーに参加する人の割合	なごや環境大学の活動参加者数	変更	講習会やセミナーに参加する人の割合となごや環境大学の講座参加者の推移を踏まえると、講習会等への参加から、さらに環境保全行動につながっている可能性があります。そのため、「学びから行動する（環境学習（教育））」という視点を重視し、「なごや環境大学の活動参加者数」、「市民自ら行動することが必要と強く思う市民の割合」を指標としました。
			環境問題の解決には、事業者や行政の取組だけでなく、市民自ら行動することが必要と強く思う市民の割合	新規	
		環境に関する分かりやすい情報発信について「十分」だと思う人の割合	環境に関する情報発信が十分と感じている市民の割合	継続（同義）	
	取組方針2 環境と経済・社会の好循環を推進します	エコ事業所認定数	エコ事業所認定数	継続	環境と経済・社会の好循環を推進する上では、環境に配慮した事業活動を推進するとともに、消費者（市民）による環境にやさしい消費行動を促すことが大切であるため、「省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んだ市内中小企業の割合」、「商品の環境情報の発信状況が十分と感じている市民の割合」を指標としました。 なお、「ISO14001 認証取得支援事業」は当初の目標を達成し、2007年度から事業を廃止しているため、今回の指標からは整理しました。
			省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んだ市内中小企業の割合	新規	
			商品の環境情報の発信状況が十分と感じている市民の割合	新規	
		ISO14001 認証取得支援事業を利用した中小企業のうち、実際に認証取得した企業の割合		整理	
	取組方針3 広域連携を推進します		伊勢湾流域圏（愛知・岐阜・三重・長野）産の農産物を少し高くても優先して選ぶ市民の割合	新規	本計画では、対象地域として名古屋市域を基本としています。伊勢湾流域圏についても、一体的な圏域ととらえ、積極的に連携・交流を進めることとしています。このため、「伊勢湾流域圏産の農産物を少し高くても優先して選ぶ市民の割合」、「木曽川流域の水環境を守りたいと思う市民の割合」を指標としました。 また、JICA 研修生の受入数は個別の事業の指標であるため、今回は整理しました。
			木曽川流域の水環境を守りたいと思う市民の割合	新規	
		JICA 研修生の受入数		整理	
健康安全都市	取組方針4 健康で安全な生活環境を確保します	大気汚染に係る環境目標値の達成率（二酸化窒素）	大気汚染に係る環境目標値（二酸化窒素）の達成率	継続	大気や水環境を保全することは大切であるため、環境目標値などの観測結果だけでなく、「名古屋は公害の心配のないまちと思う市民の割合」「名古屋の空気がきれいだと思う市民の割合」「名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合」の市民意識を指標に追加しました。 なお、自動車騒音の環境基準達成率については2010年12月に策定された「第2次なごや自動車環境対策アクションプラン」との整合を図り、指標の対象を「定期監視地点」から「幹線道路全体」に変更しました。
		水質汚濁に係る環境目標値の達成率（BOD）	水質汚濁に係る環境目標値（BOD）の達成率	継続	
		自動車騒音の環境基準達成率（定期監視地点）	自動車騒音の環境基準達成率（幹線道路全体）	変更	
		1cm以上の地盤沈下域面積	1cm以上の地盤沈下域面積	継続	
			名古屋は公害の心配のないまちと思う市民の割合	新規	
			名古屋の空気がきれいだと思う市民の割合	新規	
			名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合	新規	

新規：第3次計画から新規に設定した指標 整理：第2次計画にあった指標で第3次計画で整理した指標

変更：第2次計画から対象等を変更した指標 継続：第2次計画から継続した指標

継続（同義）：第2次計画の指標を継続したが、表現を見直した指標

環境都市像等	取組方針	第2次計画の指標項目	第3次計画の指標項目	区分	第2次計画から第3次計画への指標を変更した理由
健康安全都市	取組方針5 有害化学物質等の環境リスクを低減します	PRTR法に基づく化学物質の届出排出量の合計	化管法に基づく化学物質の届出排出量の合計	継続 (同義)	
循環型都市	取組方針6 ごみ減量・リサイクルを推進します	ごみと資源の総排出量	ごみと資源の総排出量	継続	3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組をさらに進めることは大切であるため、「資源分別率」、「日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合」を指標として追加しました。
		ごみ処理量	ごみ処理量	継続	
			資源分別率	新規	
			日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合	新規	
		産業廃棄物排出量	産業廃棄物排出量	継続	
		産業廃棄物の減量化・資源化量	産業廃棄物の再生利用・減量化率	継続 (同義)	
		産業廃棄物の最終処分量	産業廃棄物の最終処分量	継続	
	取組方針7 ごみを安全・適正に処理します	埋立量	ごみの埋立量	継続 (同義)	
自然共生都市	取組方針8 土・水・緑の保全と創出を推進します		緑被率（市全域）	新規	2011年3月に策定された「なごや緑の基本計画2020」と整合を図り「緑被率」を追加しました。 また、緑の保全と創出について、市民が実感するとともに実践していくことが大切であるため、「身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合」、「自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合」を追加しました。 なお、「公共・公益施設の屋上・壁面緑化面積」「市民参加によって景観づくりをすすめている地域数」は、個別の事業の指標であるため、今回は整理しました。
		市民1人当たりの都市公園等の面積	市民1人当たりの都市公園等の面積	継続	
			身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合	新規	
			自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	新規	
		公共・公益施設の屋上・壁面緑化面積		整理	
		市民参加によって景観づくりをすすめている地域数		整理	
	取組方針9 健全な水循環の保全と再生を推進します		雨水の浸透・貯留率	新規	2009年3月に策定された「水の環復活2050 なごや戦略」と整合を図りました。 なお、「公共施設の雨水貯留浸透施設における貯留量」は個別の事業の指標であるため、今回は整理しました。
			雨水の蒸発散率	新規	
			雨水の直接流出率	新規	
		公共施設の雨水貯留浸透施設における貯留量		整理	

環境都市像等	取組方針	第2次計画の指標項目	第3次計画の指標項目	区分	第2次計画から第3次計画への指標を変更した理由
低炭素都市	取組方針10 低炭素な生活を促進します	温室効果ガス排出総量 (1990年比)	温室効果ガス排出量削減率 (1990年比)	継続 (同義)	「低炭素都市なごや戦略実行計画(案)」との整合を図り、「温室効果ガス排出量削減率」、「自然エネルギーによる発電設備容量」、「住宅用太陽光発電設備の設置件数」、「日々の省エネに常に取り組む世帯の割合」を指標としました。 また、エコライフの取組は多岐に渡るため、具体的な取組である「日々の省エネに常に取り組む世帯の割合」、「自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合」を指標としました。
		二酸化炭素排出量 (1990年比)		整理	
			自然エネルギーによる発電設備容量	新規	
			住宅用太陽光発電設備の設置件数	新規	
		エコライフに取り組んでいる世帯の割合	日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	変更	
			自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合	変更	
	取組方針11 低炭素なまちづくりを推進します	公共交通と自動車の利用割合	市内の鉄道及び市バス1日あたり乗車人員合計	変更	2011年9月に策定された「なごや新交通戦略推進プラン」との整合を図るため、「公共交通と自動車の利用割合」から「市内の鉄道及び市バス1日あたり乗車人員合計」に、「主要道路における自家用自動車通過台数」から「市内主要地点1日(平日)あたり自動車交通量の合計」に変更しました。 また、「都市計画マスタープラン(案)」との整合を図り、「駅そば生活圏人口比率」を追加しました。 「市内の低公害・低燃費車普及台数」「アイドリング・ストップ実施率」は個別の事業の指標であるため、今回は整理しました。 名古屋新世紀計画2010「第3次実施計画」で掲げられていた「整備中路線における自動車の平均旅行速度」については、現在の関連する計画で整理されていますので、整合を図りました。
		主要道路における自家用自動車通過台数 (2001年度比)	市内主要地点1日(平日)あたり自動車交通量の合計 (45地点双方向)	変更	
		整備中路線における自動車の平均旅行速度		整理	
		市内の低公害・低燃費車普及台数		整理	
			駅そば生活圏人口比率	新規	
		アイドリング・ストップ実施率		整理	

用語解説

用語	説明
欧文	
BOD	Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素消費量）の略。水質汚濁の指標の1つで、水中の有機物が微生物により酸化分解されるのに消費される酸素量。この値が大きいほど水中の酸素が多く消費されることから有機物は多く、汚濁の程度も大きい傾向にある。
COD	Chemical Oxygen Demand（化学的酸素消費量）の略。水質汚濁の指標の1つで、水中の有機物を酸化剤によって酸化するのに消費される酸素量。この値が大きいほど水中の有機物は多く、汚濁の程度も大きい傾向にある。
ICLEI	International Council for Local Environmental Initiatives（国際環境自治体協議会）の略。「イクレイー持続可能性をめざす自治体協議会」は、持続可能な開発を公約した自治体・自治体協会で構成された、民主的で国際的な連合組織。世界 70 カ国、1,227（2010 年 7 月現在）の自治体が参加し、気候変動などの課題の解決に向け、国際的な視野を持って地域での取組を進めている。
JICA	独立行政法人国際協力機構のこと。開発途上国の支援や政府開発援助（ODA）などを行う機関。
NPO	Non-Profit Organization の略。利益を目的とせずに様々な活動を自主的・自発的に行う民間の団体・組織。
PM2.5	大気中を浮遊する粒径 2.5 μm （マイクロメートル：1000 分の 1 ミリメートル）以下の微小粒子状物質。土ほこりや水滴など自然由来のもののほか、車や工場から出る排ガスの細かな粒子がこれにあたる。
ア行	
駅そば生活圏	住宅・店舗・職場などが駅のそばに集まり、自転車、公共交通機関で歩いて暮らせる駅そばの生活エリア。
エコツーリズム	自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光により、地域経済への波及効果が実現することをねらいとする、自然保護＋観光業の成立＋地域の振興の融合を目指す観光の考え方。
カ行	
カーボン・オフセット	避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量と同等の温室効果ガスの削減・吸収量を購入することで、排出される温室効果ガスを相殺（オフセット）する考え方。
ガイドウェイバス	車両に取り付けた案内装置の誘導により高架の専用軌道を走り、大曽根から小幡緑地の間を約 13 分で走行する定時性・高速性の高いバス。
外来生物	他の地域から持ち込まれた生物であり、特に、野生化して世代交代を繰り返すようになり、在来の生態系に定着した動植物を指す。地域の生態系への脅威となる外来生物を侵略的外来種と呼ぶ。
拡大生産者責任	生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。

用語	説明
風の道	海、河川や緑地などからの冷涼な風の通り道のこと。
環境影響評価制度	道路や鉄道の建設、大きな建物の建築などの事業を行う場合に、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政が意見を出し合い、事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていけることを目的とした仕組み。
環境用水	水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を目的とした用水利用。
環境リスク	人の活動によって加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。
感潮域	海の潮汐現象によって影響を受ける河川下流域のこと。
除間伐	植栽木以外の木や、成長が悪い植栽木を伐る除伐と、植栽木が生長に伴い混み合った場合に樹木の生育を促すために間引く間伐を合わせた呼び方。
技術シーズ	新技術の発展につながる可能性を秘めた発見や技術等。
グリーンツーリズム	都市住民が農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。都市と農村の交流、農村地域の活性化や振興などを目指す観光の考え方。
経済林	木材などの林産物を売却することで収益を得ることを目的とした森林。
光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されています。
（下水の）高度処理	通常の下水处理で得られる水質以上に窒素やリンなどを除去可能な高水準な処理方法。
合流式下水道	汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方式。
コミュニティサイクル	都市部の短距離、短時間の移動手段として、自転車を共有して新たな公共交通として活用しようとするもの（サイクルシェアリング）。レンタサイクルとは違い、地域に高密度でステーションを配置し、ステーション間の移動であればどこで借りて、どこで返してもよいという特徴がある。
サ行	
再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
市街化調整区域	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。
次世代型公共交通システム	新しい交通システムとして、乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有し、道路交通を補完し、人と環境にやさしい公共交通。IMTS（電波誘導式のバスで専用路では隊列走行などの無人運転、一般道では通常の有人走行が可能）やLRT（次世代路面電車）、BRT（専用路をバスで高速輸送する基幹的輸送システム）などをいう。

用語	説明
遮熱塗装	屋根や外壁に塗装することで、夏期の太陽熱を反射し表面温度の上昇を防いだり、建物室内への熱の侵入阻止するものなどがある。
人工排熱	工場、オフィスビルの情報機器や空調に起因する建物排熱や自動車走行に伴う自動車排熱、工場などの生産活動に伴うエネルギー消費によって生ずる工場排熱などのこと。
生産緑地地区	市街化区域内の農地のうち、一定の要件を満たす土地を、関係権利者からの申し出を受けて都市計画により指定する制度。永続的な営農が義務付けられる一方で、税制優遇などのメリットがある。
生態系ネットワーク	保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核とし、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。
生物多様性条約 第 10 回締約国会議 (COP10)	熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感、人類存続に欠かせない生物資源の消失の危機感などが動機となり、生物全般の保全に関する包括的な国際枠組みを設けるため、1992 年に国連環境開発会議において生物多様性条約が採択された。2010 年 10 月には第 10 回締約国会議が名古屋市で開催された。
タ行	
第 2 次なごや自動車環境対策アクションプラン	自動車の環境対策について 2020 年を中期的目標年として、二酸化窒素・浮遊粒子状物質対策、二酸化炭素対策、騒音対策、エコカー普及の 4 項目について具体的な目標を定め、目標達成に向けての取り組みを進めるもの。
地域冷暖房	駅やビル、商業施設、マンションなど地域内の建物に対し、まとめて冷暖房や給湯を行うシステム。従来の住まいやオフィス個別の冷暖房・給湯に比べ、省エネルギーであり経済性や環境性に優れている。
地下水かん養	雨や河川水が地下浸透して帯水層に水が補給されること。市街化に伴い、農地・林地などが舗装道路に変わり、地下水のかん養が阻害されつつあり、透水性舗装・浸透ますの普及を図っている。
沖積平野	河川の堆積作用によって形成される平野で、現在も堆積作用が続いている平野。
透水性舗装	路面に降った雨水を地中に浸透させることを目的とした舗装。
道路空間の再配分	既存の道路空間の使い方を見直すとともに、車道・自転車道・歩道・植樹帯などの道路を構成する各幅員を再検討し、道路の空間構成（各要素の幅員）を再構築すること。
トレードオフ	両立し得ない関係性。一方をとると他方を失うということ。
ナ行	
名古屋市建築物環境配慮制度	建築主は、建築物環境配慮指針に従い、地球温暖化その他の環境への負荷の低減を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。2,000 平方メートルを超える建築物を新築・増築する場合は、「CASBEE 名古屋（建築物総合環境性能評価システム）」を使用して環境配慮の取組を評価した建築物環境計画書の届出をすることが義務付けられている。

用語	説明
ハ行	
バイオマス	生物由来の有機性資源のことで、農作物の非食部や林地残材、製材所の残材、食品廃棄物、家畜排せつ物などのこと。
PRTR 法	「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）の略称。全国の企業にどのような化学物質を 1 年間にどれだけ環境中に排出したか、あるいは廃棄物として移動させたかを報告させ、国がその結果を集計、公表する仕組み。
ヒートアイランド現象	都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象で、都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になることからこう呼ばれている。都市ではコンクリートやアスファルトなど熱を蓄えやすい物質が多く、また諸活動から発生する熱量も大きいことなどが原因と考えらる。
ビオトープ	本来、生物の生息空間を表す概念。開発などで本来の自然環境が失われた場所に、人工的に創造した生物の生息・生育空間を指す場合もある。
閉鎖性の水域	湖沼・内湾・内海など水の出入りが少ない水域のこと。自然の自浄作用が緩慢なため人為的な富栄養化の影響を受けやすい。
マ行	
見える化	省エネ効果やエネルギー使用量を数値等で可視化することで、現在の状況を明確にし、改善やさらに高い目標を掲げるきっかけとすること。
モビリティ・マネジメント	ひとり一人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（例えば、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）に自発的に変化することをコミュニケーションを通じて促す交通施策。
ヤ行	
熔融スラグ	廃棄物等の焼却灰を高温で溶かし、冷すことで生成される安全なガラス状固化物。砂状のガラス質であり、砂の替わりの建設資材として利用でき、天然資源の保護や最終処分場の延命化等、環境への負荷を低減した材料として期待されている。
ラ行	
ラムサール条約	1971 年に締結された条約で。湿地及び水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守ることが目的です。締約国が国際協力により湿地の保全や賢明な利用を進めることが盛り込まれている。
リスクコミュニケーション	科学的知見による解明が難しく、人によって受け止め方に違いがある環境リスクについて、環境リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政など全ての人が共有しつつ、互いに意思疎通（コミュニケーション）を図り、合意形成を行うこと。
流域自治体宣言	COP10 生物多様性交流フェア会場で開催された流域自治体フォーラムにおいて、生き物にとって欠かすことのできない大切な水について、木曽三川流域の参加市町村が共同でとりまとめたもの。水でつながる多様な生物の輪を守るため、水でつながる流域の自治体が、人の和をもって連携・協働し、森・川・海からなる水の環を健全に守っていくことを宣言したもの。
緑被率	緑被地（樹林地、芝・草地、農地、水面）の面積の、市域の全体面積に対する割合。

